

ネパール連邦民主共和国
ジェンダー主流化及び社会的包摂促進
プロジェクト
中間レビュー調査報告書

平成24年4月
(2012年)

独立行政法人国際協力機構
ネパール事務所

ネパ事
JR
12-002

ネパール連邦民主共和国
ジェンダー主流化及び社会的包摂促進
プロジェクト
中間レビュー調査報告書

平成24年4月
(2012年)

独立行政法人国際協力機構
ネパール事務所

序 文

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」）は、多様な地形、数多くの民族、カースト、多種多様な文化や慣習から成る多言語・多民族国家であり、依然として女性や低カースト層の教育・就労・社会参加などの機会が限定的な状況が続いています。民族格差や1962年の制度廃止後も影響を及ぼす「カースト」等に基づく、行政サービスやさまざまな機会を平等に得ることができない国民の政府への不満が、1995年から11年にわたる反政府勢力のマオイストによる「人民戦争」につながったと指摘されています。

2006年11月にマオイストとの間で交わされた和平合意後の暫定憲法制定及び暫定3カ年国家開発計画においては、同じ過ちを繰り返すことがないよう、ジェンダー主流化及び社会的包摂（GM/SI）を推進する政策の導入に、高いプライオリティが置かれています。ネパール政府は、新しい国づくりの政治・行政プロセスに、女性、低「カースト」及び少数民族等の社会的に不利な状況に置かれてきた人々の参加を促し、併せてこのような人々が行政サービスを楽しむために、地方行政レベルでの社会的弱者支援予算の確保、行政サービス実施体制の構築を最大の課題として取り組んできています。

しかしながら、実際には効果的な調整・支援機関の不在、関係者の知識・経験不足、既存のメカニズムの機能不足等により、十分な成果が出ていません。このような背景の下、ネパール政府は、ジェンダー主流化・社会的包摂の視点に立った、より公正で効果的な政府の開発政策・施策・事業の計画・実施・評価・モニタリング等の行政能力を向上させることをめざす技術協力「ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト」をわが国に対して要請しました。これを受け、ネパールの地方開発省及び女性・子ども・社会福祉省を主なカウンターパート（C/P）機関として「GM/SIの視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象2郡（シャンジャ郡・モラン郡）で作成され実施される」ことをプロジェクト目標に、2009年2月～2014年1月まで5年間のプロジェクトとして実施中です。

今般、プロジェクト期間の中間地点を迎えるにあたり、本プロジェクトの中間レビューを行うことを目的に2011年9月に調査団を派遣し、ネパール政府や関係機関との間でプロジェクトの進捗状況の確認及び今後の方向性に関する協議を実施しました。

本報告書は、同調査団の調査及び協議結果を取りまとめたものであり、今後のプロジェクトの展開、更には類似の技術協力実施にあたって広く活用されることを願うものです。今般、調査にご協力を頂いた内外関係各位に対して深くお礼を申し上げますとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成24年4月

独立行政法人国際協力機構
ネパール事務所長 河崎 充良

目 次

序 文

地 図

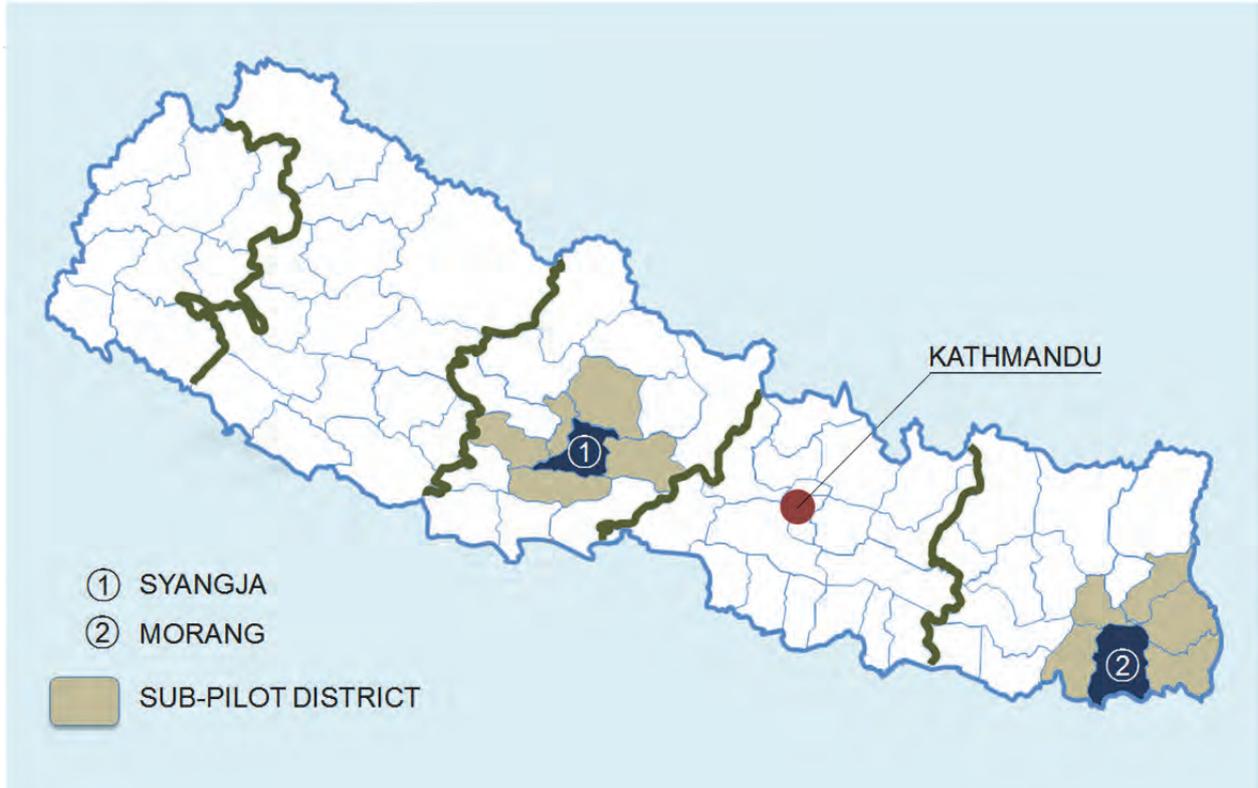
略語表

評価調査結果要約表

第1章 中間レビュー調査の概要	1
1-1 目 的	1
1-2 調査団構成	1
1-3 調査日程	2
第2章 評価の手法	4
2-1 調査方法	4
2-2 主な調査項目	12
2-3 PDMに関する協議と改訂	13
2-4 評価上の制約	22
第3章 調査結果	24
3-1 実績の確認	24
3-2 実施プロセス	34
3-3 評価5項目による分析	37
3-4 効果発現に貢献した要因	44
3-5 問題点及び問題を惹起した要因	44
3-6 結 論	45
第4章 提言と教訓	46
4-1 提 言	46
4-2 教 訓	48
第5章 所 感	50
5-1 団長/総括（武団長）	50
5-2 ジェンダー主流化（久保田団員）	51
5-3 社会的包摂（田中団員）	65
5-4 中央・地方行政（武田団員）	77
付属資料	
1. 評価グリッド	87
2. M/M（英文合同中間レビュー報告書を含む）	96
3. プロジェクト内部レビュー報告書	140

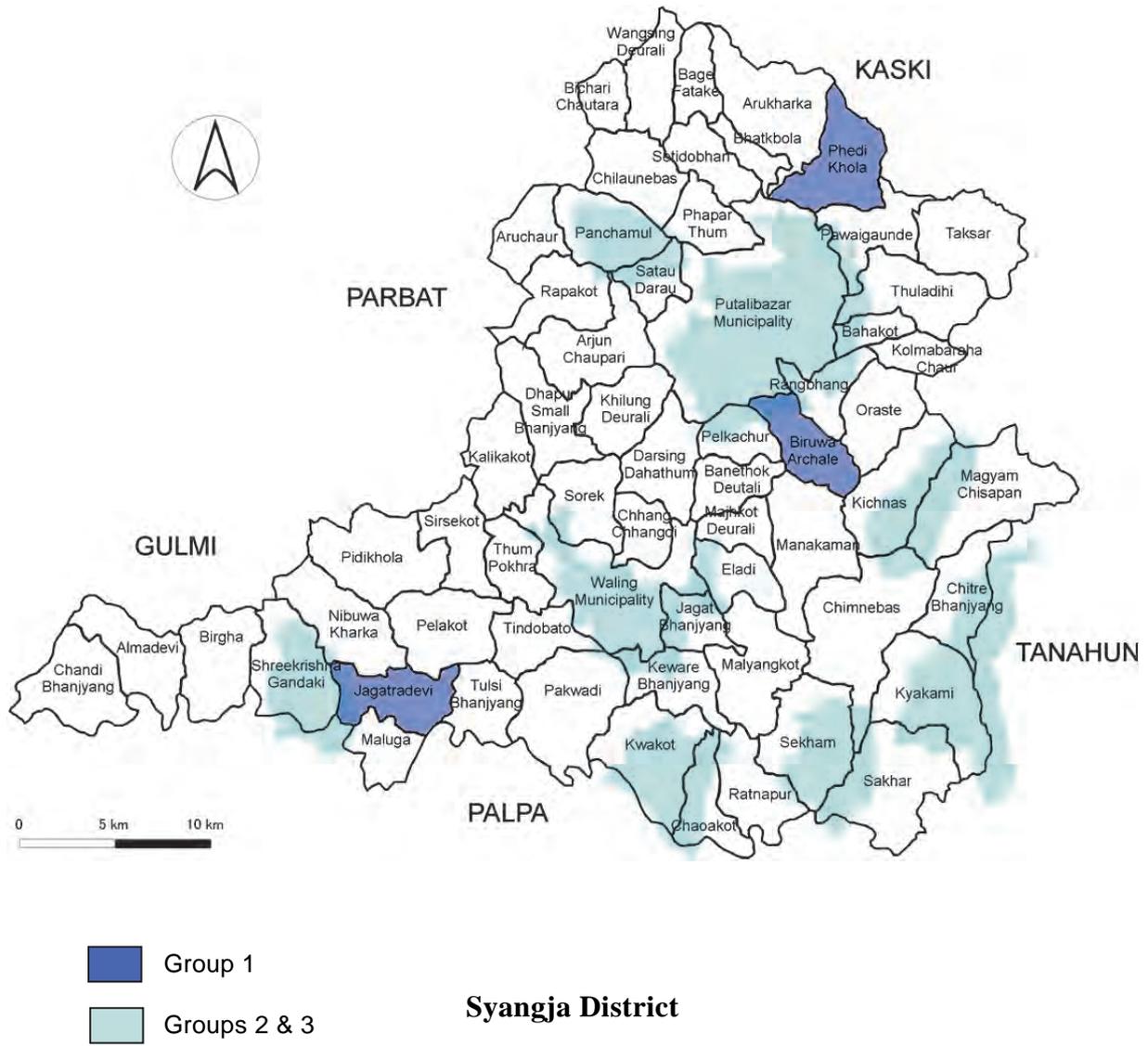
地 図

<パイロット郡の位置関係>



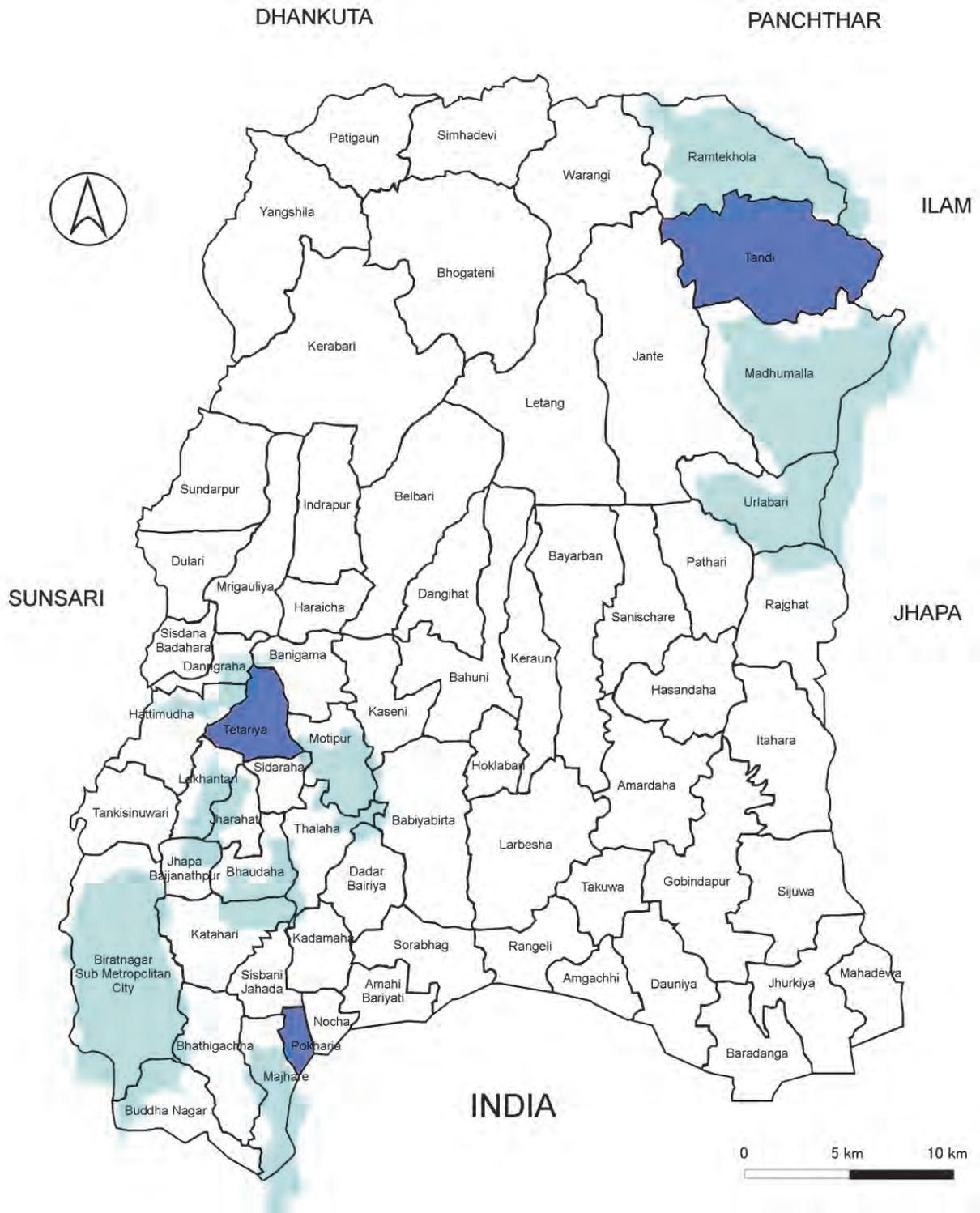
出典：GeMSIP

<シヤンジャ郡におけるパイロット VDC>



出典：GeMSIP

<モラン郡におけるパイロット VDC>



-  Group 1
-  Groups 2 & 3

Morang District

出典 : GeMSIP

略 語 表

APM	All Party Mechanism	全政党制メカニズム
C/P	Counterpart	カウンターパート
DDC	District Development Committee	郡開発委員会
DWC	Department of Women and Children	女性・子ども局
GeMSIP	Gender Mainstreaming and Social Inclusion Project	ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト
GESI	Gender Equality and Social Inclusion	ジェンダー平等と社会的包摂
GESI IC	GESI Implementation Committee	GESI 実施委員会
GM/SI	Gender Mainstreaming and Social Inclusion	ジェンダー主流化と社会的包摂
IPC	Integrated Planning Committee	統合計画委員会
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構（日本）
LDO	Local Development Officer	地方開発官
LGCDP	Local Governance and Community Development Programme	地方行政・コミュニティ開発プログラム
M/M	Minutes of Meetings	協議議事録、ミニッツ
MoF	Ministry of Finance	財務省
MoLD	Ministry of Local Development	地方開発省
MoWCSW	Ministry of Women, Children and Social Welfare	女性・子ども・社会福祉省
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PO	Plan of Operation	活動計画表
R/D	Record of Discussion	討議議事録
SDO	Social Development Officer	社会開発官
ToT	Training of Trainers	トレーナー研修
VDC	Village Development Committee	村落開発委員会
WCF	Ward Citizen Forum	ワード市民フォーラム
WCO	Women and Children Office	女性・子ども事務所
WDO	Women Development Officer	女性開発官

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：ネパール連邦民主共和国	案件名：ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト
分野：ジェンダーと開発、ガバナンス	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：国際協力機構（JICA）ネパール事務所	協力金額：総額 3 億 2,000 万円（日本側）（中間レビュー調査時）
協力期間	（R/D）：2009 年 2 月～2014 年 1 月（5 年間）
	先方関係機関：地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局、郡開発委員会（モラン郡、シャンジャ郡）、女性・子ども事務所（モラン郡、シャンジャ郡）、市役所（モラン郡 1 カ所、シャンジャ郡 2 カ所）、村落開発委員会（モラン郡 10 カ所、シャンジャ郡 10 カ所）
他の関連協力：特になし。	
<p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>ネパール連邦民主共和国（以下、ネパール）は、多様な地形、数多くの民族、（1962 年の制度廃止後も影響を及ぼす）「カースト」、多種多様な文化や慣習から成る多言語・多民族国家であり、女性や低「カースト」層の教育、就労、社会参加などの機会は依然として限定的である。民族格差や「カースト」により、行政サービスやさまざまな機会を平等に得ることができない国民の政府への不満が、1995 年から 11 年にわたる反政府勢力、マオイストによる人民戦争につながったと指摘されている。2006 年 11 月の政府とマオイストとの和平合意後に制定された暫定憲法や暫定 3 カ年国家開発計画では、同じ過ちを繰り返すことのないよう、ジェンダー主流化と社会的包摂（Gender Mainstreaming and Social Inclusion : GM/SI）の政策を推進することを重視している。また政府は、新しい国づくりの政治、行政プロセスに、女性や低「カースト」、少数民族などの社会的に不利な立場に置かれてきた人々の参加を促し、併せてこれらの人々が行政サービスを享受するために、地方行政レベルでの社会的弱者支援予算の確保と行政サービス実施体制の構築に取り組んでいる。しかしながら、調整・支援機関の不在、関係者の知識・経験不足、既存の仕組みの機能不足などにより、十分な成果が出ていない。このような状況からネパール政府は、ジェンダー平等と社会的包摂（Gender Equality and Social Inclusion : GESI）の視点に立った、より公正で効果的な開発政策・事業計画立案、事業実施、事業モニタリング・評価などの行政能力の向上をめざす技術協力を、日本政府に要請した。</p> <p>1-2 協力内容</p> <p>本プロジェクトは、GESI の視点に立った政策・施策が中央政府と対象 2 郡のシャンジャ郡とモラン郡で実施されることを目的とし、協力を行っている。具体的には、GESI の視点に立った事業計画の立案や実施、事業のモニタリング・評価、組織制度と事業の監査、予算分析などの行政の制度的仕組みの強化と、中央・地方行政機関〔郡開発委員会（District Development Committee : DDC）、村落開発委員会（Village Development Committee : VDC）、市役所〕の行政能力の強化を、パイロット事業や研修、セミナーを通じて実施している。</p>	

(1) 上位目標

ネパールで GM/SI の視点に立った施策が実施される。

(2) プロジェクト目標

GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象 2 郡のシャンジャ郡、モラン郡で実施される。

(3) 成果

成果 0 プロジェクトマネジメントが適切に実施される。

成果 1 中央と対象 2 郡の関係者の GM/SI への理解と認識の度合いが、研修やセミナー、パイロット事業を通じて高まる。

成果 2 GM/SI 審査と GM/SI 監査の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。

成果 3 GESI の視点に立った開発事業の計画立案の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。

成果 4 GESI の視点に立った開発事業のモニタリングと評価の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。

成果 5 対象 2 郡で、地方行政機関と女性・子ども事務所が GESI の視点を開発プロセスに組み込めるための運用マニュアルが、プロジェクトによって得られた実施プロセス、実践、教訓をベースにして作成される。

成果 6 運用マニュアルの主要コンポーネントを政府ガイドラインに取り込むための戦略が、地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局によって作成される。

成果 7 ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト（Gender Mainstreaming and Social Inclusion Project : GeMSIP）¹の経験と教訓が、中央の GM/SI 関連委員会で共有される。

(4) 投入（評価時点）

日本側

- ・ 専門家派遣 累計 8 人（①チーフアドバイザー、②プロジェクト運営/地方行政の計画立案/モニタリング・評価、③社会的包摂促進、④ジェンダー主流化、⑤能力強化・研修、⑥業務調整の 6 分野）
- ・ 機材供与 約 900 万円（車両、コンピュータやデジタルカメラ、オフィス用の机など）
- ・ 現地活動費 約 2,150 万円

ネパール側

- ・ 主要カウンターパート（Counterpart : C/P）配置 12 人
- ・ プロジェクト運営費負担 なし

¹ 本プロジェクトの英語名と略称。

<p>・ プロジェクト執務室（地方開発省、モラン郡 DDC、シャンジャ郡 DDC の3カ所）の提供</p>			
<p>2. 評価調査団の概要</p>			
<p>団員</p>	<p>団長/総括 社会的包摂 中央・地方行政 ジェンダー主流化 評価分析 協力企画1 協力企画2</p>	<p>武 徹 田中 由美子 武田 長久 久保田 真紀子 島田 俊子 菊地 健士 ラクシュミ・コン ワール</p>	<p>JICA ネパール事務所 次長 JICA 国際協力専門員（ジェンダーと開発） JICA 国際協力専門員（参加型開発・開発行政） JICA 国際協力専門員（客員）（ジェンダーと開発） アイ・シー・ネット株式会社 JICA ネパール事務所 所員 JICA ネパール事務所 プログラムオフィ サー</p>
<p>調査期間：2011年9月8日～2011年9月27日</p>		<p>評価種類：中間レビュー</p>	
<p>3. 評価結果の概要</p>			
<p>3-1 実績の確認</p> <p>(1) 成果（アウトプット）</p> <p>1) 成果0：プロジェクトマネジメントが適切に実施される。</p> <p>指標0-1である事業実施計画書は、プロジェクト開始直後に日本人専門家とC/Pによって協議・作成された。指標0-2のベースライン調査報告書は、プロジェクト開始半年後に作成済みである。しかし、調査結果は政府機関のGM/SIの取り組みなど現状分析が中心で、プロジェクトによってもたらされる変化を把握できるベースラインデータは含まれておらず、プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）の指標には十分に活用されなかった。指標0-3のPDMの指標の設定については、パイロット事業の対象VDC²の数をめぐって関係者間の解釈や意見が異なり、2郡で計20VDCと3市を対象とする合意に至るまでに時間がかかった。第2年次にPDMは修正されたが、中間レビュー調査時点でもPDMの要約や指標設定に問題があることが判明し、改訂することになった。指標0-4である広報活動は、英語版のホームページの開設やJICAホームページ内の日本語ホームページの掲載、英語とネパール語ニュースレターの作成・発行などが行われている。このようにプロジェクト開始以来、プロジェクトマネジメントに必要な活動は、時に関係者間の意見の対立があったものの、成果0の達成に向けて着々と行われている。</p> <p>2) 成果1：中央と対象2郡の関係者のGM/SIへの理解と認識の度合いが、研修やセミナー、パイロット事業を通じて高まる。</p> <p>指標1-1、GM/SI基礎研修や講師養成研修など研修受講者数の累計は982人（うち女性の割合は43%、一般的に高カーストといわれているブラーミン、チェトリ以外のグループの割合は58%）にのぼる。指標1-2である研修講師経験者数は40人（男性29人、女性11人）であり、目標の50人にはまだ届いていない。指標1-3の研修リソース群は、既に目標値3つを上回る4種類、①GM/SI基礎研修マニュアル、②GM/SI審査と監査マ</p>			

² ネパールの最小行政単位。

マニュアル、③GM/SI 計画立案マニュアル、④パイロット事業ガイドラインが英語とネパール語で作成された。英語のモニタリングチェックリストも作成された。対象2郡のプロジェクト関係者の GM/SI への理解と認識を測るため、毎年行われている定点調査（年間調査）は既に2回実施された。指標1-4のこの調査による関係者の回答スコアの改善については、これまでの2回の調査を通じ、モラン郡とシャンジャ郡、パイロット6VDCのプロジェクト関係者のGM/SIの理解や態度で深化、改善がみられた。以上のように、関係者のGM/SIに関する能力向上は、成果1の達成を見据えながら順調に行われている。

- 3) 成果2：GM/SI 審査と GM/SI 監査の仕組みと関係者の能力が、対象2郡のパイロット事業を通じて強化される。

プロジェクトでは、全国に先駆けて、対象2郡の関係者を対象にGM/SI 審査と監査の研修を行った。研修終了後、シャンジャ郡のDDCは主要ドナー支援の地方行政・コミュニティ開発プログラム（Local Governance and Community Development Programme：LGCDP）と本プロジェクトの支援を受けて、指標2-1のGM/SI 審査と監査を実施したが、モラン郡ではまだ行われていなかった。パイロットVDCレベルでは、パイロット事業の実施機関として各VDCに設置されたGeMSIP 統合計画委員会の委員を対象に、GM/SI 審査と監査の研修が実施された。しかし、6つのいずれのパイロットVDCでも組織制度や事業計画のアセスメントであるGM/SI 監査やサブプロジェクトのGM/SI 予算分析は行われておらず、指標2-2と指標2-3にあるGM/SI 監査報告書とGM/SI 予算分析書も作成されていなかった。成果2の活動対象が関係者間で十分に議論されず明確でなかったことから、研修実施後の活動が停滞していた。改訂したPDMバージョン3に沿って、これまでの研修のフォローとともに成果2の活動を実施していく必要がある。

- 4) 成果3：GESI の視点に立った開発事業の計画立案の仕組みと関係者の能力が、対象2郡のパイロット事業を通じて強化される。

指標3-1であるGESIの視点に立ったサブプロジェクトは、対象2郡の6VDCで各VDCにプロジェクトから配賦された50万ルピーを用いて合計40事業が実施された。これらサブプロジェクトは、GeMSIP 統合計画委員会と協議して決めたプロポーザルのスクリーニング基準と優先順位に基づき選定・実施された。サブプロジェクトの選定・実施過程では、これまで事業計画や決定過程に参加したことがない女性や被差別グループをはじめとする不利な立場に置かれている住民たちの多くが参加した。個々のサブプロジェクトで程度の差はあるが、全般的にGESIの視点に立ったサブプロジェクトの計画立案と選択、実施するプロセスをパイロット6VDCで1サイクル実践することができたと判断できる。

- 5) 成果4：GESI の視点に立った開発事業のモニタリングと評価の仕組みと関係者の能力が、対象2郡のパイロット事業を通じて強化される。

パイロット事業のサブプロジェクトのモニタリングは、主に郡のGESI 実施委員会とGeMSIP 統合計画委員会、ワード委員会、ユーザーグループが、プロジェクトで作成したモニタリングチェックリストを用いて実施している。指標4-1は達成されつつあるが、プロジェクト内にモニタリング結果を関係者間で報告、フィードバックする仕組みが十分整備されていなかった。サブプロジェクトのレビューは関係者間で行われていた。一

方、プロセスや各事業の結果など GESI の観点から体系的な分析は、まだ十分なされていなかった。したがって、指標 4-2 のサブプロジェクトの評価については GM/SI の観点から評価できるようには至っていないと判断した。

- 6) 成果 5：対象 2 郡で、地方行政機関と女性・子ども事務局が GESI の視点を開発プロセスに組み込めるための運用マニュアルが、プロジェクトによって得られた実施プロセス、実践、教訓をベースにして作成される。

指標 5-1 の運用マニュアルは、第 5 年次に作成することが当初から計画されており、中間レビュー調査時点では活動がまだ実施されていなかった。

- 7) 成果 6：運用マニュアルの主要コンポーネントを政府ガイドラインに取り込むための戦略が、地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局によって作成される。

中間レビュー調査時点では、成果 5 の運用マニュアルが作成されていないため、成果 6 の戦略も着手されていなかった。

- 8) 成果 7：GeMSIP の経験と教訓が、中央の GM/SI 関連委員会で共有される。

プロジェクトでは、地方開発省と LGCDP による GESI 課題別委員会やジェンダーフォーカルパーソン会合、社会的包摂行動グループ会合など、中央で開催される GM/SI 関連委員会に出席し、情報・意見交換を行ってきた。第 2 年次には GM/SI に関する政策セミナーを、プロジェクトの紹介とネパールや日本、その他の国での GM/SI に関する取り組みや経験の共有を目的に、政府高官や GM/SI 関係者を対象に開催した。指標 7-1 の開催された共有会合とセミナーの数、GeMSIP に関するプレゼンテーションの数の正式な実績として数えられるのは、中間レビュー調査時に指標を変更したこともあり、上記セミナーだけである。

- (2) プロジェクト目標：GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象 2 郡のシャンジャ郡、モラン郡で実施される。

1 つ目の指標である、プロジェクトが行った提言で既存の GM/SI 関連の政策と指針に反映された件数と具体例は、「地方行政組織ジェンダー予算監査ガイドライン-2008」に対して、社会的包摂の側面や不利な立場に置かれているグループのジェンダー格差などを同ガイドラインで更に取り上げるべきだと提言したことが挙げられる。この提言は反映され、最終的に同ガイドラインの名称は、「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン-2010」に変更された。プロジェクトが開発した GM/SI 審査マトリックスも同ガイドラインに例示された。2 つ目の指標の GESI 実施委員会の設立は、GESI 政策が施行された 2010 年に、全国 75 郡に先駆けてプロジェクトによって対象 2 郡で設立された。3 つ目の指標「既存の VDC 統合計画委員会が GESI 政策に沿った形で改編される」については、シャンジャ郡の 2VDC で報告されている。プロジェクト活動に参加した VDC の関係者が、これまで村の男性有力者が占める同委員会の委員構成を GESI の視点に立って再編するべきだと認識し、改編につながった。4 つ目の指標「各パイロット VDC/市で女性や排除されてきたグループのエンパワーメントや能力向上を促進するサブプロジェクト予算支出の割合が、サブプロジェクトの全支出額の少なくとも 35%に達する」は、サブプロジェクトの予算支出が GESI の観点から分析されていないため、達成されていない。中間レビューの現地踏査やパイロッ

ト VDC の関係者に対するインタビューから、女性や社会的に不利な立場にいる住民が GESI に関する理解を深めることができた、事業の選定や予算配分が可視化されたなど、サブプロジェクトの実施によって正の効果が現われつつあることが確認できた。しかし、5 つ目の指標の GESI の視点に立ったサブプロジェクトの好事例は体系的に取りまとめられていなかった。6 つ目の指標「GESI の視点に立った仕組みが、プロジェクトを参考にして対象 2 郡の郡開発委員会とパイロット VDC/市以外の VDC で導入される」については、シャンジャ郡とモラン郡でそれぞれ事例が報告されていた。前者は、DDC やプロジェクトを実施していない VDC での GESI 研修や GESI 統計研修の実施、VDC 統合計画委員会の GESI の視点に立った委員構成での再編、女性や社会的に不利な立場に置かれた人々のための条件付き郡予算の積極的な活用などが含まれる。後者は、女性・子ども事務所と DDC が、村落交付金で行う事業に大きな影響力をもつ政党代表に GESI に関する理解を深めてもらう目的で、ワークショップを開催した。以上のように、プロジェクト目標の 6 つの指標のうち、4 つは達成に向けての正の効果が現れている。しかし、中間レビュー調査時点で指標を修正・追加したこともあり、プロジェクト目標の達成見込みを現時点で判断することはできない。

(3) 上位目標：ネパールで GM/SI の視点に立った施策が実施される。

指標 1 の「他の郡で構築された GESI の視点に立った仕組み」については、モラン郡の北隣のダンクタ郡でプロジェクトの波及効果と見なせる事例が確認された。ダンクタ郡の地方開発官が元 C/P だったという特殊な事情もあるが、GESI 実施委員会の設置や GM/SI 審査・監査研修の実施、プロジェクトのパイロット VDC 訪問、1VDC でのパイロット事業の実施、女性グループや被差別「カースト」のグループが実施する事業への支援などに取り組んだ。プロジェクトでも研修講師を担当するなど、こうした取り組みを積極的に支援した。1 例でもプロジェクトの波及効果が確認できたことは評価できるが、上位目標の達成見込みを判断するのは時期尚早である。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性：高い

本プロジェクトは、社会正義の実現と社会的包摂に配慮した開発を最重要課題として位置づけた暫定憲法（2007 年）や、女性や低「カースト」をはじめとする社会的に不利な立場に置かれてきた住民が、政治や行政のプロセスに参加できる体制の実現と公平な行政サービスの普及をめざす暫定 3 カ年国家開発計画（2007/08～2009/10 年）、3 カ年国家開発計画（2010/11～2012/13 年）と一致する。ネパール政府は 2010 年に施行した GESI 政策を郡や VDC/市といった地方行政で実行・促進させたいことから、パイロット事業を通じて GESI 政策の実践を全国 75 郡に先駆けて対象 2 郡で行っている本プロジェクトの必要性は高く、ネパール政府のニーズに合致した協力だと判断できる。日本の外務省対ネパール経済協力方針（2008 年 5 月）では、「民主化と平和構築」が 3 つの援助重点分野の 1 つである。新しい国づくりをめざす中央と地方政府の取り組みを支援するとともに、「伝統的に弱い立場に置かれてきた人々や紛争の影響で社会的に弱い立場の人々にも焦点を当てること」や「地方行政、社会的包摂に復興期の開発課題として重点的に取り組むこと」が

明記されている。したがって、本プロジェクトは日本の援助政策との整合性が高いと判断できる。PDMにはパイロット事業の概念や位置づけ、対象パイロットVDCの数や根拠が明確に記載されていなかったため、計画の適切性にはやや問題があったが、総合的に判断して、本プロジェクトの協力実施内容は妥当性が高い。

(2) 有効性：やや高いと予測できる

パイロット事業の実施を通じて、GESIの制度的仕組みを構築、強化する取り組みを推進した。その結果、①住民や郡とVDCの関係者がGESIに関する理解や知識を深め、②女性や被差別グループなど社会的に不利な立場に置かれてきた住民のサブプロジェクト計画立案や実施への参加を促し、③サブプロジェクトの計画・選定プロセスや予算配分の透明性を高めた。本プロジェクトが、関係者との調整や協議を重視するなどパイロット事業のプロセスを重視した戦略をとった点が、全体的な有効性を高めた一因といえる。ただし、GESIの視点に立ったサブプロジェクトの実施という点では、定義や選定基準の見直しなど改善の余地もあり、今後プロジェクト内で住民が理解できるよう「GESIの視点に立ったサブプロジェクト」とは何を指すのか整理し、①社会的に排除されている住民の真のニーズや意見が十分に反映されているか、②実質的な意味での機会の平等が確保されているか、③便益の公平な配分が保障されているか—という点を一層重視して、パイロット事業を行う必要がある。以上の点を総合的に判断すると、本プロジェクトの有効性はやや高いと予測できる。

(3) 効率性：中程度

日本側とネパール側双方からの投入は予定どおり行われ、全般的に活動は計画されたスケジュールどおりに実施されている。しかし、C/Pの頻繁な人事異動や他業務が多忙でこれまでプロジェクト活動に十分に関与できていない点や、第3年次の日本側が負担するプロジェクト予算の削減は、円滑なプロジェクト実施に影響を及ぼしたとみられ、全般的に効率性は中程度と判断できる。

(4) インパクト：やや高いと予測できる

プロジェクトの波及効果については、モラン郡の北隣のダンクタ郡の事例が報告された。わずか1例ではあるが、今後のプロジェクトの活動次第では、プロジェクトの波及効果が期待できる事例である。GESI政策の推進は政府の優先課題になっており、①女性や子ども、被差別グループを対象としたターゲット事業実施のための郡と村落交付金の優先配分制度の導入、②ターゲット事業以外の一般事業のGESIの視点に立った予算配分の導入、③GESI実施委員会の設置とオリエンテーションの実施—などの具体的な取り組みが既に開始されている。今後プロジェクトの取り組みや経験、教訓をさまざまな形で中央、郡、VDCなど異なるレベルの関係者に共有していく活動を大々的に実施できれば、プロジェクトの波及効果は徐々に現われることが期待でき、プロジェクトのインパクトはやや高いと予測できる。

(5) 自立発展性：中程度と見込める

プロジェクトをとりまく政策環境は、GESI 政策が施行されたこと、GM/SI 関連ガイドラインやマニュアルが作成、改訂されつつあること、政府の GM/SI 推進に対する強いコミットメントがあることなど、プロジェクトの活動を後押しする望ましいものになりつつある。GESI 政策ほか関連政策が継続、発展する見込みが高く、政策面の自立発展性は高いと見込める。GESI 関連の予算の継続は、女性や子ども、被差別グループを対象としたターゲット事業に優先的に予算を割り当てる優先配分制度が既に制度化されていることや、主要ドナーが支援する LGCDP が引き続き実施されることから、ある程度見込める。しかし、GESI 実施委員会の会合や VDC で実施中の事業のモニタリング、研修実施などの活動にかかる経費やファシリテーターの給与などはほとんど計上されておらず、日本側が全面的に負担している。プロジェクトで現われた効果やインパクトを持続するためにも、こうした予算措置に向けての努力がネパール側で早急になされる必要がある。したがって、財政面の自立発展性は中程度と見込める。GESI 政策の実践に必要な中央、郡、VDC レベルの組織・制度は、C/P 機関が強い主体性と責任感をもって今後プロジェクト活動に取り組むことができたならば、プロジェクト終了後も定着、機能していくことが予想される。中間レビュー調査時点での組織・制度面の自立発展性の見通しは、中程度と判断した。プロジェクト関係者の GESI に関する知識や意識は、プロジェクトの実施により徐々に向上している。C/P やパイロット VDC の関係者が主体になって、GESI 政策を実践していくためには、今後も彼らの能力強化に関する活動が必要で、現時点での技術面の自立発展性は中程度と見なした。以上のことから、自立発展性は中程度と見込める。

3-3 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

パイロット事業については、プロジェクト計画時には具体的にデザインされていなかったが、コンサルタントの特記仕様書には組み込まれていた。プロジェクト開始後、日本人専門家と C/P は、GESI 関連の政策やガイドラインのレビューや対象 2 郡の現状分析を踏まえて、パイロット事業の位置づけやアプローチを協議・検討した。第 2 年次からパイロット 6VDC で準備を開始し、GESI 実施委員会の設置や GeMSIP 統合計画委員会の設置、GM/SI 監査と予算分析、GESI の視点に立ったサブプロジェクトの計画立案と選定、実施、モニタリング・評価など GESI の実践に必要な仕組みの構築、強化と、関係者の能力向上をパイロット事業の実践を通じて行ってきた。このようにパイロット事業の実施は、関係者の GESI 政策の実践の練習台として機能し、本プロジェクトの妥当性、有効性を高めた要因となった。

(2) 実施プロセスに関すること

GESI 政策や関連ガイドラインの存在や政府の同政策推進に対する強いコミットメントは本プロジェクトの追い風になっており、プロジェクトの有効性や正のインパクトの発現を担保、促進する要因と見なすことができる。このほか、プロジェクトでは対象 2 郡の関係者や住民との協議・調整に十分時間をかけて、当事者たちの意見も尊重し、その結果を振り返り次のステップに生かすという、プロセス重視の支援方法でパイロット事業を実施

した。このようなアプローチは、住民たちが GM/SI 推進や住民参加の重要性を理解し、サブプロジェクトの提案やスクリーニング、実施プロセスに参加することを促した。同時に、これまで VDC レベルで行われていた既存の非民主的な意思決定による事業選択や不透明な予算配分が、あるべき姿でないことに気づくことを可能にした。以上のとおり、プロジェクトが採ってきたプロセス重視の支援方法は、プロジェクトの妥当性と有効性をともに高めることに貢献した。

3-4 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

プロジェクト計画時に作成された PDM には、対象 VDC の数が明記されていたものの、詳細な説明やパイロット事業については記載がなかった。パイロット事業の対象 VDC/市の数をめぐる解釈と見解の違いは、協議に多くの時間を割かなければいけなかった。さらに、当初の 6VDC から 20VDC をカバーすることになり、第 4 年次以降の活動計画を大幅に見直さなければいけない事態となった。日本人専門家と C/P に対する質問票やインタビューからも、本件がプロジェクトの円滑な実施に負の影響を及ぼしたことは明らかである。

(2) 実施プロセスに関すること

C/P の頻繁な人事異動や JICA 技術協力全体の予算削減に伴って第 3 年次のプロジェクト予算が削減されたことは、専門家派遣期間の縮小や第 4 年次以降の活動計画の変更など具体的な影響をもたらし、実施プロセス上の阻害要因として挙げることができる。

3-5 結論

対象 2 郡の 6VDC では、パイロット事業を 1 サイクル行い、GESI の視点に立った制度的仕組みを構築、強化することができつつある。プロジェクトが導入したプロセス重視の支援方法は、①関係者の GESI に関する意識の向上や、②女性や排除されてきたグループのサブプロジェクトの計画立案プロセスへの参加促進、③サブプロジェクトの計画プロセスと予算配分の透明性の確保一に貢献した。現場と実施プロセスを重視した日本の技術協力の強みが十分生かされ、プロジェクトの妥当性や有効性を全般的に高めることにつながった。GESI 政策の施行や関連政策、ガイドラインの整備、GESI 政策の実行に対する政府の強いコミットメントは、プロジェクトの取り組みを後押しする促進要因で、妥当性、有効性、インパクト、政策面の自立発展性を高めることに貢献した。また、上位目標の達成を見据えたプロジェクトの正の波及効果も、ダンクタ郡の 1 例だけが確認された。

一方で、「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」の選択定義があいまいなこともあり、パイロット 6VDC で実施された 40 のサブプロジェクトで、GESI の視点が十分に反映されたとは断定しづらいものが含まれていた。第 3 年次に起きたプロジェクトの予算削減は、専門家派遣期間の縮小や第 4 年次以降の活動計画の変更につながり、プロジェクトの効率性低下をやや招いた。C/P の頻繁な人事異動やプロジェクト活動に主体的に参加できていない点は、円滑なプロジェクト実施の阻害要因であり、プロジェクトの効率性や組織・制度、技術の自立発展性の見通しに一定の影響を及ぼしている。今後、プロジェクトの効果を発現、持続させるために、

関係者の GM/SI に関する能力強化の継続、C/P による主体的なプロジェクト運営、GESI 政策実践のための運営経費も含めたネパール側の予算措置が一層望まれる。

3-6 提言

合同中間レビュー調査団は、以下のとおり7つの提言を行った。

(1) PDM と PO の改訂

中間レビュー調査団が改訂、提案した PDM バージョン3 と PO バージョン2 について、プロジェクト関係者間で早急に協議し、合同調整委員会で承認することを提案する。

(2) DDC と女性・子ども事務所主体のサブプロジェクト実施体制の構築と推進

C/P 機関がパイロット事業の経験を吸収し内部化させるためには、プロジェクトの後半、DDC と女性・子ども事務所がより主体的にパイロット事業を実施する体制に移行することを提案する。特に、新規パイロット VDC/市では、これら2つの郡 C/P 機関がパイロット事業を主導し、日本人専門家と中央の C/P は技術支援など側面支援に徹していくことが重要である。こうした取り組みを行うことは、プロジェクトの有効性と自立発展性を高めることにも貢献すると考えられる。

(3) GESI 促進のための関係者の能力向上の強化

これまでプロジェクトではさまざまな研修やセミナーを実施し、関係者の GM/SI に関する能力向上に取り組んできたが、中央、郡、パイロット VDC/市、ワードレベルの関係者すべてを対象に引き続き行うことが必要である。郡以下で実施する研修には、関係者分析や課題分析、社会ジェンダー分析、サブプロジェクトのプロポーザル作成スキル、GESI や GESI 政策、VDC の村落交付金実施ガイドラインに関するものも含むべきである。研修とは別に、さまざまな関係者を対象にしたモラン郡とシャンジャ郡のパイロット事業の現場視察も積極的に行う必要がある。

(4) GESI の観点を一層重視したパイロット事業の実施

パイロット事業で GESI の視点に立った制度的仕組みを推進し、プロジェクト全体の有効性を高めていくためには、以下に示す提言を取り入れ、GESI の観点を一層重視したパイロット事業を残りのプロジェクト期間で実施していくことが必要不可欠である。

1. GESI 政策とその他関連政策やガイドラインの関連する部分を、パイロット事業の実施に十分反映させる。
2. パイロット VDC/市の住民がプロポーザルを作成、スクリーニング・選定する際の基準となるよう、「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」の定義を明確にする。
3. パイロット事業ガイドラインに、上記の定義を反映させる。
4. 定義を明確にした「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」を基礎に、ネパールの「ジェンダー視点に立った予算ガイドライン 2008」やその他の関連ガイドラインも参照して、サブプロジェクトの選定基準のレビューと改訂を行う。
5. GESI の視点に立った事業を実施できるよう、各種ガイドラインやフォーマットのレ

ビューと改訂を行う。具体的には、サブプロジェクトのプロポーザル、進捗報告書、モニタリングと評価のフォーマットが含まれる。

6. サブプロジェクト実施前に、GESI の観点からの現状分析をワード委員会と GeMSIP 統合計画委員会あるいは VDC 統合計画委員会によって実施する。GESI 実施委員会と DDC、女性・子ども事務所も協力して行うことが望ましい。
7. 女性と排除されてきたグループの意識向上や信頼醸成、リーダーシップ開発、能力向上やエンパワーメントに寄与するサブプロジェクトをより多く実施する。
8. パイロット 6VDC で行われたサブプロジェクトについて、GESI の観点からプロセスとインパクトの詳細調査を実施する。
9. ワード委員会と GeMSIP 統合計画委員会あるいは VDC 統合計画委員会が、GESI 実施委員会と DDC、女性・子ども事務所と協力して、GESI の視点に立ったサブプロジェクトの好事例をまとめる。

(5) コミュニティレベルでの女性や排除されてきた住民たちへの働きかけの強化

パイロット VDC の女性や被差別グループなど排除されてきた住民たちの真のニーズをサブプロジェクトに反映させるために、GESI の観点からの働きかけをコミュニティレベルで強化する必要がある。プロジェクトが雇用したファシリテーターだけでなく、ワード委員会のメンバーや既存の女性グループ、若者グループ、他のコミュニティで結成されたグループなども、集落内でファシリテーターの役割を十分果たすことが期待できる。プロジェクトは、ファシリテーターやこのような潜在的にファシリテーター役を担えるグループに対する、能力強化を行うべきである。

(6) パイロット事業のモニタリング・評価のフィードバック制度の確立

サブプロジェクトのモニタリング結果をフィードバックし、各事業の進捗を関係者間で共有、協議をするために、対象 2 郡のそれぞれで月例あるいは隔月などの定例会議をモニタリング・評価制度の一環として行うことを強く提案する。定例会議には、DDC、女性・子ども事務所、GESI 実施委員会、ファシリテーター、中央からの C/P と日本人専門家が出席することが望まれる。このような取り組みは、関係者の能力向上をはじめ、プロジェクトに対する主体性や責任感の醸成にも役立つことが予想される。

(7) 運用マニュアルの質を高めるための活動の推進

地方行政機関と女性・子ども事務所が、GESI の視点を開発プロセスに組み込むための実践的な運用マニュアルを作成するために、以下の点に取り組むことを提言する。

1. サブプロジェクトの詳細調査から得られた知見と教訓、パイロット事業のすべてのプロセスを運用マニュアルに取り込む。
2. 運用マニュアル作成の過程では、経験共有のためのさまざまな活動を実施する。例えば、①地方開発官や VDC 書記官、全政党制メカニズムのメンバーを対象にした共有会合の開催、②プロジェクト関係者向けのモラン郡とシャンジャ郡の現場視察や相互訪問の実施、③プロジェクト広報用のビデオ作成（ネパール語/英語、日本語）、④マスメディアの活用—などが挙げられる。

3-7 教訓

- (1) プロジェクトがもたらす定量的・定性的な変化を測定・把握できるためのベースライン調査の設計が必要である。

ベースライン調査は、コンサルタントに対する指示書に従って、パイロット VDC 選択前の第1年次に実施された。ベースライン調査の目的と実施時期の整合性が十分に確保されていなかった影響もあり、PDM の指標設定や評価のベースとなるための調査にはなっていなかった。本プロジェクトの経験から、ベースライン調査は、PDM の指標となり得る、プロジェクトがもたらす定量的、定性的な変化を測定、把握できるよう設計する必要があったことと、そうした調査ができるように適切な時期に実施する必要があったことが教訓として導ける。

- (2) 関係者間相互の理解を得るために、プロジェクトの実施アプローチや対象地域に関しては PDM や討議議事録 (Record of Discussion : R/D) などの正式文書に記録することが必要である。

パイロット事業の概念や位置づけ、対象地域の数が、正式な文書で記録されていなかったため、プロジェクト開始後、パイロット VDC/市の数については、さまざまな期待とともに異なる解釈をすることが可能になってしまった。結果的に関係者間で合意を得るまでに協議を何度も行わなければならず、時間がかかってしまった。プロジェクトの経験は、関係者間相互の共通理解を得るためには、プロジェクトの実施アプローチや対象地域の数、協議の経緯を PDM や R/D、覚書などの正式文書に記載すべきだったことを示唆している。

第1章 中間レビュー調査の概要

1-1 目的

本中間レビュー調査は、本プロジェクトの中間地点において、ネパール連邦民主共和国（以下、ネパール）関係機関と合同で本プロジェクトの目標達成度、成果、活動等を確認・分析するとともに、カウンターパート（Counterpart：C/P）を中心とするネパール関係機関と協議を行い、今後のプロジェクト運営を進めるうえでの課題及び今後の方向性を明らかにする。

本プロジェクトは2009年2月に開始されてから2年半以上が経過しており、ネパール側と日本側による合同調査団によって中間レビューが実施された。

1-2 調査団構成

1-2-1 日本側

氏名	担当業務	所属	現地調査期間
武 徹	団長/総括	JICA ネパール事務所 次長	9月8日～27日
田中 由美子	社会的包摂	JICA 国際協力専門員（ジェンダーと開発）	9月13日～24日
武田 長久	中央・地方行政	JICA 国際協力専門員（参加型開発・開発行政）	9月8日～21日
久保田 真紀子	ジェンダー主流化	JICA 国際協力専門員（客員）（ジェンダーと開発）	9月8日～27日
島田 俊子	評価分析	アイ・シー・ネット株式会社	9月8日～27日
菊地 健士	協力企画（1）	JICA ネパール事務所 所員	9月8日～27日
Laxmi Konwar	協力企画（2）	JICA ネパール事務所 現地職員	9月8日～27日

1-2-2 ネパール側

<地方開発省>

- ・ Mr. Kedar Neupane, Leader, Joint Secretary, Ministry of Local Development (MoLD)
- ・ Ms. Sudha Neupane, Member Under Secretary, Gender Equality Social Inclusion (GESI) Section, MoLD

<女性・子ども・社会福祉省>

- ・ Mr. Gaj Bdr Rana, Member, Under Secretary, Women Development Section, Ministry of Women, Children and Social Welfare (MoWCSW)
- ・ Ms. Sunita Nepal, Member, Section Officer, Women Development Section, MoWCSW
- ・ Ms. Manamaya Pangen, Section Officer, MoWCSW

<女性・子ども局>

- ・ Mr. Divakar Devkota, Member, Director General, Department of Women and Children (DWC)
- ・ Ms. Shanta Bhattarai, Member, Under Secretary, Women Jagriti Section, DWC

1-3 調査日程

2011年9月8日～9月27日

Date		Program	Accommodation
Sep 08	Thu	Arrival 1030-1245 BKK/KTM(TG319) 15:00 CC to Chief Representative, JICA Nepal 16:00 Meeting with GeMSIP/JICA expert team	KTM
Sep 09	Fri	10:30 Briefing to C/P and MTR mission members on process of MTR by Consultant 12:00 Interview with C/P of DWC 15:00 Interview with C/P of MoLD	KTM
Sep 10	Sat		KTM
Sep 11	Sun	8:50 Kathmandu→ Pokhara (U4-603)→ Syangja 10:00 Syangja→ Jagtradevi VDC 14:00 Meeting with IPC members/Meeting with VDC Secretary 15:30 Observation of sub pilot projects and interaction with WCC and UGs 19:00 Jagtradevi VDC→ Syangja	Syangja (PKR)
Sep 12	Mon	9:30 Meeting with WDO, LDO and SDO at DDC Syangja 11:30 Meeting with GESI IC 15:30 Pokhara→ Kathmandu (U4-610)	KTM
Sep 13	Tue	Arrival 1030-1245 BKK-KTM(TG319) AM: Preparation/Data Compilation and review 15:00 Interview with C/P of MoWCSW	KTM
Sep 14	Wed	10:00 Debriefing by MTR mission members (internal meeting) 12:30 CC to Secretary Mr. Anand Raj POKRREAL, MoWCSW 13:30 Interview with C/P of MoWCSW 15:00 Meeting with JICA Nepal Office/ GeMSIP	KTM
Sep 15	Thu	10:25 Kathmandu→ Biratnagar (U4-707) 11:00 Meeting with LDO, SDO and WCO at DDC Morang 14:30 Meeting with GESI IC at DDC	Biratnagar
Sep 16	Fri	9:00 Biratnagar→ Pokhariya (1st group of MTR Mission members) BRT→ Tandi (2nd group of MTR Mission members) 10:00 Meeting with GeMSIP IPC Pokhariya VDC/ GeMSIP IPC Tandi VDC 12:00~17:00 Interaction with UGs, WCC and observation of sub pilot project at both Pokhariya and Tandi VDCs	Biratnagar
Sep 17	Sat	9:00 Biratnagar→ Tetariya (first group) 9:00 BRT → KTM (U4-710) (second group)	KTM

		10:00 Meeting with GeMSIP IPC in Tetariya VDC (first group) 17:00 Biratnagar → Kathmandu (U4-710) (first group)	
Sep 18	Sun		KTM
Sep 19	Mon	10:30 Meeting with LGCDP donors on GESI 12:30 Meeting with the Gender Focal Points from line agencies at MoWCSW 14:30 Meeting with UN Women on GRB at MoF	KTM
Sep 20	Tue	Internal Meeting (to discuss the results of Mid-term Review)	KTM
Sep 21	Wed	Departure Mr. Takeda leaves 1350-1825 KTM- BKK (TG320) 15:00 Meeting with MoLD, DWC and MoWCSW to share draft of MTR	KTM
Sep 22	Thu	Meeting with MoLD, DWC and MoWCSW to discuss on MTR and M/M	KTM
Sep 23	Fri	AM: Discussions on the final draft of M/M and Mid-term Review Report 13:00 CC to Secretary Mr. Sushil GHIMIRE, MoLD 14:00 JCC Meeting at MoLD	KTM
Sep 24	Sat	(Internal Meeting on the revision on the final draft of M/M and MTR as per the comments from Nepal side) Departure Ms. Tanaka leaves 20:25 KTM- DOHA (QR351)	KTM
Sep 25	Sun	(Arrangement for finalization on discussions on M/M and Mid-term Review Report for internal circulation at MoLD and MoWCSW)	KTM
Sep 26	Mon	Sign and exchange of M/M Report to JICA Nepal	KTM
Sep 27	Tue	Departure 1350-1825 KTM - BKK (TG320) (Ms. Kubota, Ms. Shimada)	(BKK)

第2章 評価の手法

2-1 調査方法

本調査は、「改訂版 JICA 事業評価ガイドライン」と「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に沿って、日本側とネパール側 14 人で構成された合同中間レビュー調査団によって、以下の調査方法に基づき実施された。

(1) プロジェクト・デザイン・マトリックスの検証

中間レビューを行うにあたり、2008年9月の事前評価調査時に作成され、同年12月7日に合意された討議議事録（Record of Discussion：R/D）のプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）バージョン1から、プロジェクト開始後の2010年3月と12月の協議を経て PDM バージョン2へ修正された経緯を、次のとおり確認した。修正がない箇所については記載を省略している。

PDM バージョン1 (2008年12月7日合意)	PDM バージョン2 (2010年12月19日第3回合同調整委員会にて承認) での変更点と理由
<p>【上位目標】</p> <p>ネパール国においてジェンダー主流化及び社会的包摂（Gender Mainstreaming and Social Inclusion：GM/SI）³の視点に立った政策・施策が中央レベル及び地方レベルで開発され実施される。</p> <p>【指標1】: 201X年までに GM/SI の視点に立った施策が 12 郡（シャンジャ、モラン、パルパ、タナフン、カスキ、パルパット、ガルミ、イラム、バンクタル、ダナクタ、ジャパ）で開発・実施される。</p>	<p>【上位目標】</p> <p>【指標1】: プロジェクト終了後に、ジェンダー主流化及び社会的包摂視点に立った施策が、選ばれた郡で実施される。</p> <p>【変更理由】: 最初 2019 年と目標値を定めたが、2019 年までに列記されている 12 郡で上位目標を達成させることはネパールの現状に照らし合わせて保証できないという結論に至り、上記のとおり修正した。</p>
<p>【プロジェクト目標】</p> <p>GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象 2 郡のシャンジャ郡・モラン郡において実施される。</p> <p>【指標1】: GM/SI の視点に立った政策・施策</p>	<p>【プロジェクト目標】</p> <p>【指標1】: 既存の中央レベルの GM/SI 関連の戦略と指針が、プロジェクトの結果を踏まえて、プロジェクトの終了時までレビューされる。</p>

³ GM/SI（ジェンダー主流化と社会的包摂）と GESI（ジェンダー平等と社会的包摂）という用語の使い方は、事前評価時に関係者間で議論された。ジェンダー主流化を主要任務とする C/P 機関の女性・子ども・社会福祉省や女性・子ども局は、政策や戦略、ガイドラインで GM/SI を用いている。この点を配慮し、本プロジェクトの正式名称の一部にも採用された。一方で、GESI は地方開発省が主要ドナーの支援で実施している地方行政・コミュニティ開発プログラム（Local Governance and Community Development Program：LGCDP）の専門用語として使われたのを契機に、同省や多くのドナーによって用いられている。特に 2010 年の GESI 政策施行後は、「GESI」や「GESI の視点に立った（GESI responsive）」という用語が、広く中央、郡、村落開発委員会（Village Development Committee：VDC）レベルで用いられるようになった。中間レビュー調査時に関係者で再度協議した結果、GM/SI はプロジェクトの正式名称の一部であり PDM の上位目標やプロジェクト目標、成果の要約で用いて関係者間である程度定着しているため、原則変更はしない。しかし「GM/SI の視点に立った（GM/SI responsive）」という用語はほとんどネパールで使われていないため、原則変更しない上位目標とプロジェクト目標の要約以外では、「GESI の視点に立った（GESI responsive）」を用いることで合意した。

<p>の数がプロジェクト開始時(ベースライン)と比較して、プロジェクト終了時までで中央で XX%及び対象 2 郡で YY%向上する。</p> <p>指標 2: GM/SI 関連予算の割合が、プロジェクト開始時(ベースライン)と比較して、プロジェクト終了時までに対象 2 郡において少なくとも XX%向上する。</p> <p>指標 3: すべての開発施策・事業から女性及び排除されたグループへの直接的な便益の割合が、プロジェクト開始前(ベースライン)と比較して、プロジェクト終了時までに対象 2 郡において少なくとも XX%向上する。</p>	<p>変更理由: 中央で GM/SI の視点に立った政策・施策を増やす活動がプロジェクトに含まれていないため、中央レベルの施策にプロジェクトの結果が反映されることを示す、測定可能な指標に修正した。</p> <p>指標 2: 郡全体の GM/SI の視点に立った施策、事業と関連予算の割合が、プロジェクト終了時までに対象 2 郡において増加する。</p> <p>変更理由: 対象 2 郡で計画実施される膨大な数の施策すべてを審査することは不可能なため、対象 2 郡の開発計画の一部について、GM/SI の視点に立った施策、事業と関連予算の割合を測る指標に修正した。</p> <p>指標 3: すべての開発施策・事業から女性及び排除されたグループへの直接的な便益の割合が、プロジェクト開始前(ベースライン)と比較して、プロジェクト終了時までパイロット村落開発委員会(Village Development Committee: VDC⁴) /市において向上する。</p> <p>変更理由: 便益を受けた女性と排除されたグループの割合は測定困難であり、日本人専門家が代替指標を提案したが合意できず、対象範囲を上記のとおり限定した。</p>
<p>【成果 0】 プロジェクトマネジメントが本プロジェクトに適切に導入される。</p> <p>指標 0-1: 指標のモニタリングシステムが、プロジェクトの最初の 6 カ月間で導入される。</p>	<p>【成果 0】 指標 0-1: 指標のモニタリング・評価システムが、プロジェクトの最初の 6 カ月間で導入される。</p> <p>変更理由: 指標は評価にも使用するため、評価を追記した。</p>
<p>【成果 1】 関係者の GM/SI への理解と認識が、対象 2 郡の VDC/市、女性・子ども事務所⁵、郡開発委員会及び GM/SI 関連調整委員会、中央の女性・子ども局⁶、地方開発省、女性・子ども・社会福祉省において研修を通じて強化される。</p> <p>指標 1-1: 中央政府及び対象 2 郡での GM/SI</p>	<p>【成果 1】 指標 1-1: 中央政府及び対象 2 郡での GM/SI の中心的人物としてプロジェクト開始から 3 年間で、合計 106 人が育成される。</p> <p>変更理由: 目標値を明記した。</p> <p>指標 1-3: プロジェクト年間調査による関係者の回答スコアの平均が、年々改善される。</p> <p>変更理由: 成果 1 の GM/SI への理解と認識を</p>

⁴ ネパールの最小行政単位。対象 2 郡のモラン郡には 65VDC、シャンジャ郡には 60VDC ある。

⁵ 2010 年 9 月 27 日の閣議決定で、女性開発事務所から女性・子ども事務所に名称が変更された。

⁶ 2010 年 9 月 27 日の閣議決定で、女性開発局から女性・子ども局に名称が変更された。

<p>の中心的人物としてプロジェクト開始から3年間で、合計 XX 人が育成される。</p>	<p>測る指標として、活動とともに追加した。</p>
<p>【成果 2】 対象 2 郡の郡開発委員会、女性・子ども事務所、VDC/市及びその他のジェンダー主流化調整委員会/社会的包摂調整委員会のメンバーが、郡内の事業計画について「GM/SI 審査」及び事業の「GM/SI 監査」を GM/SI 関連のガイドラインに沿って実施することができる。</p> <p>指標 2-1：対象 2 郡において、参加型の GM/SI 審査、監査が、郡開発委員会、女性・子ども事務所、VDC/市及び GM/SI 関連調整委員会の他のメンバーによってプロジェクト開始から XX 年までに実施できるようになる。</p>	<p>【成果 2】 指標 2-1：対象 2 郡において、参加型の GM/SI 審査、監査⁷が、郡開発委員会、女性・子ども事務所、パイロット VDC/市によってプロジェクト終了時までには実施できるようになる。</p> <p>変更理由：プロジェクトの実施を通じて確実に達成できるのは、郡開発委員会（District Development Committee : DDC）、女性・子ども事務所（Women and Children Office : WCO）、パイロット VDC/市での GM/SI 審査、監査の実施であるため、対象を限定した。「プロジェクト終了時までには」と明記した。</p>
<p>【成果 3】 対象 2 郡の郡開発委員会、女性・子ども事務所、VDC/市及びその他のジェンダー主流化調整委員会/社会的包摂調整委員会のメンバーが、GM/SI の視点に立った開発計画を策定することができる。</p> <p>指標 3-1：GM/SI の視点に立ったプロジェクトが、各郡 20 の VDC とすべての Municipality（シャンジャ 2 市、モラン 1 市）で実施される。</p>	<p>【成果 3】 指標 3-1：GM/SI の視点に立ったプロジェクトが、20 の VDC とすべての Municipality（シャンジャ 2 市、モラン 1 市）で実施される。</p> <p>変更理由：当初の JICA の指示書では、各郡対象 3VDC でパイロット事業を実施するとされていた。3VDC でパイロット事業を実施した結果、各郡で全体の 3 分の 1 に該当する 20VDC とすべての市でジェンダー平等と社会的包摂（Gender Equality and Social Inclusion : GESI）視点に立ったプロジェクトが実施されるという目標設定は、関係者で協議した結果、非現実と判断し、上記のとおり修正した。</p>
<p>【成果 4】 対象 2 郡の郡開発委員会、女性・子ども事務所、VDC/市及びその他のジェンダー主流</p>	<p>【成果 4】 指標 4-1：対象 2 郡のジェンダー主流化調整委員会と GESI 実施委員会が、郡開発委員会</p>

⁷ GM/SI 審査と監査の用語については、ネパールでさまざまな意味で異なる名称が使われている。日本人専門家によると、考え方と基本となる指針は以下 2 つに大別できる。1 つ目は、地方開発省が既存の「地方行政機関ジェンダー予算監査ガイドライン 2008 年」を見直し、「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン（Gender and Social Inclusion Budget Audit Guideline -2010）」に改良中で、その内容は地方行政組織（DDC、VDC、市）の組織・制度と開発事業における GESI 配慮のアセスメントの指針である。2 つ目は、財務省が 2008 年から導入している「ジェンダー視点に立った予算」の考えを基礎に、地方開発省が作成中の「地方行政機関の GESI の視点に立った予算（Local Bodies' GESI Responsive Budgeting、英文は仮称）」で、その内容は郡と VDC の開発予算（交付金）を 35%のターゲット事業とその他一般事業でどのように GESI の視点に立った予算措置を行うか、作成された予算と支出分析も含まれる。本プロジェクトの PDM では「審査（appraisal）と監査（audit）」を使い、活動レベルでも多用しているため変更はしないが、PDM をバージョン 3 に改訂した際には、「GM/SI 審査と監査」の意味するところを、上記 2 つの考え方にに基づき指標に採用した。

<p>化調整委員会/社会的包摂調整委員会のメンバーから成る「GM/SI モニタリングチーム」が、郡内の実施中事業について「GM/SI モニタリング」を定期的実施することができる。</p> <p>指標 4-1：GM/SI モニタリングチームが、少なくとも XX%の郡内のプログラム・プロジェクトを定期的（6 カ月ごと）にモニターする。</p> <p>指標 4-2：各関連機関から少なくとも 1 人がモニタリングに定期的に参加する。</p>	<p>レベルの開発プロセスとインパクトを GM/SI の配慮の観点からモニタリング・評価する。</p> <p>指標 4-2：対象 2 郡のパイロット VDC/市のモニタリング・評価チームが、VDC/市レベルの開発プロセスとインパクトを GM/SI の配慮の観点からモニタリング・評価する。</p> <p>変更理由：郡レベルと VDC レベルに指標を分けた。</p>
<p>【成果 5】 対象 2 郡において、「地方行政機関、女性・子ども事務所のための実践的 GM/SI 運用マニュアル（仮）」が、プロジェクトによって得られた実施プロセス、実践、教訓をベースにして作成される。</p> <p>指標 5-1：プロジェクトの第 3 年次までに地方行政機関と女性・子ども事務所によって、XX の運用マニュアルが作成、活用されるようになる。</p> <p>指標 5-2：プロジェクト終了時までに、対象 2 郡関連組織の XX%がプロジェクトで作成された「地方行政機関、女性・子ども事務所のための実践的 GM/SI 運用マニュアル（仮）」を活用するようになる。</p>	<p>【成果 5】 指標 5-1：対象 2 郡でそれぞれ運用マニュアルが、地方行政機関と女性・子ども事務所によってプロジェクト終了時まで作成、活用されるようになる。</p> <p>変更理由：運用マニュアルの数と、運用マニュアルの作成を対象 2 郡でと明確にした。</p> <p>指標 5-2：対象 2 郡で、プロジェクトが作成した「地方行政機関・女性・子ども事務所のための実践的 GM/SI 運用マニュアル」が、プロジェクト終了時までに郡開発委員会、ジェンダー主流化調整委員会、GESI 実施委員会、女性・子ども事務所、パイロット VDC/市、その他の省庁出先機関によって活用される。</p> <p>変更理由：運用マニュアルの活用が想定される機関を明確にした。</p>
<p>【成果 7】 中央の GM/SI 関連調整委員会の機能が向上しネットワークが強化される。</p> <p>指標 7-1：中央政府及び対象 2 郡において 90%以上の GM/SI 関連調整委員会の決定事項が実施される。</p> <p>指標 7-2：ジェンダー主流化調整委員会、社会的包摂調整委員会、ジェンダーフォーカルパーソン、社会的包摂フォーカルパーソンの各年間アクションプランが 201X 年までに実施される。</p>	<p>【成果 7】 指標 7-1：中央で GM/SI 関連調整委員会が定期的開催される。</p> <p>指標 7-2：プロジェクトの経験が GM/SI 関連調整委員会で共有される。</p> <p>変更理由：プロジェクトによって GM/SI 関連調整委員会の決定事項の実施や活動までを保証することは不可能なため、上記のとおり代替指標を設定した。</p>

<p>【スーパーゴールに至るまでの外部条件】 ネパールのGM/SI政策の優先度が変わらない。</p>	<p>【スーパーゴールに至る外部条件】 ネパールのGM/SI政策の優先度が変わらない。 プロジェクトの成果がプロジェクト終了後にネパール政府によって十分に内部化される。 追加理由：2項目を追記した。</p>
--	---

出典：事前調査報告書（2008年12月）、プロジェクト事業進捗報告書（第1号）第2年次（2010年6月）、業務完了報告書第2年次（2010年10月）

PDMバージョン2の内容は、プロジェクトをとりまく環境や協力範囲の実態に即した内容に修正されていた。しかし、本プロジェクトの要でもある「パイロット事業」が同PDMには一切記述がないことや、第三者が見ただけでは分かりづらい要約の記述や入手困難と思われる指標が若干見受けられた。PDMは中間レビューだけではなく、終了時評価と事後評価のベースにもなるため、可能な限り第三者が分かる表現で文章化すること、また客観的かつ適切な指標を用いることが重要である。そのため、日本側中間レビュー調査団は現地調査前にPDMバージョン2の修正すべき事項を検討し、一部修正して評価グリッドを作成した。現地調査中に、対象2郡の現地踏査の結果やプロジェクトの日本人専門家とC/P、ネパール側中間レビュー調査団らとの協議を踏まえて、PDMの修正を行った。修正する際の協議ポイントや修正点は後述する（「2-3 PDMに関する協議と改訂」を参照）。

(2) 評価デザインの作成

上記PDMの検証とともに評価デザインの検討を行い、評価グリッドを作成した（付属資料1.を参照）。

(3) 関連資料のレビュー

本プロジェクトに関する事前調査報告書やR/D、運営指導調査報告書、プロジェクトの着手報告書、プロジェクト事業進捗報告書、業務完了報告書、ベースライン調査報告書、内部中間レビュー報告書、パイロット事業ガイドライン、GM/SI基礎研修マニュアル、GM/SI審査・監査マニュアル、GM/SI計画策定マニュアル、GM/SIモニタリングチェックリスト、GESI政策ほか関連政策をレビューして、プロジェクトの実績や実施プロセス、プロジェクトをとりまく外部環境を確認した。

(4) プロジェクト関係者への質問票配布

現地調査前に、技術移転の進捗状況や成果達成状況、プロジェクト目標の達成見込み状況、上位目標の達成見込み状況、投入の質・量とタイミング、実施プロセスなどに関する質問票を作成し、日本人専門家5人とネパール側主要C/Pのメンバーのうち、C/P機関である地方開発省と女性・子ども・社会福祉省の次官2人を除く10人に配布した。現地調査開始時に、日本人専門家5人、主要C/P8人から質問票を回収して分析した。これとは別に調査団団員のJICA専門員から、ネパールやプロジェクトにおけるGM/SIに関する考え方を問う質問票

を、日本人専門家とプロジェクトのローカルスタッフに対して配布・回収して、評価作業の参考にした。

(5) プロジェクト関係者と合同レビュー調査団メンバーに対する評価手法の説明

現地調査開始直後に、中間レビュー調査の目的と評価手法について、C/P や合同中間レビュー調査団メンバー、日本人専門家、プロジェクトスタッフに対して、プレゼンテーション形式で約 30 分間説明した。

(6) プロジェクト関係者に対するインタビュー

活動実績の確認と質問票の回答を基に、技術移転の効果や実施プロセス、プロジェクトによって引き起こされた変化などに関する補足情報を収集するため、プロジェクト関係者に対する個別インタビューあるいはグループインタビューを行った。対象は、①中央と対象 2 郡の C/P、②日本人専門家、③対象 2 郡の関係者、④中央の関係者である。

中央の C/P はプロジェクトに配置されたばかりの者が多く、個々の活動実績については把握していなかった。調査期間中にプロジェクト以外の研修参加などにより不在の者も多かった。したがって、上記の目的を果たすための個別インタビューを十分に行うことはできず、一部の C/P だけにプロジェクトについて知っている内容や意見を聞く程度のインタビューを行った。対象 2 郡のモラン郡とシャンジャ郡の C/P は、地方開発官 (Local Development Officer : LDO) と女性・子ども事務所所長、同事務所の職員、DDC の社会開発課や計画課の職員らに一堂に会してもらい、2 時間程度のグループインタビューを行った。調査時にネパールに滞在していた日本人専門家 4 人に対しては、1 時間半程度のインタビューを個別に行った。

C/P 以外の関係者に対するインタビューは、対象 2 郡でそれぞれ郡 GESI 実施委員会の委員と、パイロット事業を実施している VDC⁸のジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト (Gender Mainstreaming and Social Inclusion Project : GeMSIP) 統合計画委員会⁹の委員を対象にグループインタビューを行った。また視察したパイロット VDC のワード¹⁰委員会の委員やユーザーグループの一部にもグループインタビューを行った。

また、カトマンズでは他ドナー〔地方行政・コミュニティ開発プログラム (Local Governance and Community Development Programme : LGCDP) ドナー、UN Women 等〕及び各省庁のジェンダーフォーカルパーソンの一部に対してインタビューを実施した。

(7) パイロット VDC のサブプロジェクトの視察

対象 2 郡のシャンジャ郡とモラン郡では、上記インタビューと同時にパイロット VDC 数カ所で次のサブプロジェクトを視察した。

⁸ 中間レビュー調査時には、モラン郡で 3VDC (テタリヤ、ボカリヤ、タンディ) とシャンジャ郡で 3VDC (ビルワ・アチュレ、フェディコラ、ジャガトラデビ) でパイロット事業が実施されていた。プロジェクト後半、徐々にパイロット事業を実施する VDC を増やし、最終的には、対象 2 郡で合計 20VDC と 3 つの市で行う予定である。これらパイロット事業を実施する VDC と市をプロジェクトではパイロット VDC/市と呼んでいる。

⁹ GeMSIP 統合計画委員会は、プロジェクトがパイロット事業の受け皿となる組織として新たにパイロット VDC で設置した委員会で、既存の VDC 統合計画委員会と区別するため、プロジェクト名を入れた名称にしている。

¹⁰ ワードは地区。各 VDC は、9 つの地区から成り立っている。

シャンジャ郡ジャガトラデビ VDC

サブプロジェクト名	ワード	見積額	受益者	GESI の課題
トイレ建設	6	89,760 ルピー	ダリット ¹¹ 男 21、女 32 ジャナジャティ ¹² 、アディバシ ¹³ 、その他の後進諸階級 カースト 男 5、女 9 その他 男 0、女 0 計 男 26、女 41	ダリット 9 世帯、ジャナジャティ 1 世帯の便所の建設。
歩道補修	9	51,320 ルピー	ダリット 男 12、女 14 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級 カースト 男 16、女 18 ブラーマン・チェトリほか 男 70、女 100 計 男 98、女 132	小学校までの道路の改修、児童や村人の通行を容易にする。

モラン郡ポカリヤ VDC

サブプロジェクト名	ワード	見積額	受益者	GESI の課題
掘り抜き井戸建設	1~9	265,000 ルピー	ダリット 男 207、女 221 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級 カースト 男 1,474、女 1,378 その他 男 18、女 11 計 男 1,699、女 1,610	農業灌漑により生産性の向上、雇用の増大、食糧不足を解消する。
排水管建設	3	85,000 ルピー	ダリット 男 0、女 0 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級 カースト 男 24、女 25 その他 男 2、女 4 計 男 26、女 29	新しい集落（13 世帯）に続く道路にある排水管を補修、砂利舗装して雨期の通行を容易にする。

モラン郡テタリヤ VDC は、時間的制約から現場視察は行わず、以下 4 つのサブプロジェクト

¹¹ 最下位カースト層で、ネパールの人口の約 13%を占める。ダリットは、中間山地（ヒルエリア）では 6 つのサブカースト、平地（タライエリア）では 10 のサブカーストが存在する（事前調査報告書、2008 年 12 月）。

¹² ジャナジャティは、ネパール語と異なる自らの言語、伝統的な社会構造、習慣、異なる文化構造、歴史をもつ民族の総称で、人口の約 37%を占める。カトマンズ盆地に多いネワール族のほか、中間山地ではマガール、タカリ、グルンなど、平地ではタルーなどの民族が含まれる（同上、2008 年 12 月）。

¹³ アディバシは過去に領土区域をもち、国を形成していた先住民族を指す。キラート、マイティリ、西ネパールで小王国を形成していた人々も含まれる（同上、2008 年 12 月）。

クトのユーザーグループに対して、合同インタビューを実施した。

モラン郡テタリヤ VDC

サブプロジェクト名	ワード	見積額	受益者	GESI の課題
トイレ建設	5	154,820 ルピー	ダリット 4 世帯 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級 カースト 112 世帯 その他 5 世帯 計 121 世帯	ワード内のすべてのジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級の世帯の便所建設。
トイレ建設	9	177,300 ルピー	ダリット 55 世帯 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級 カースト 153 世帯 その他 24 世帯 計 232 世帯	野外での排便習慣の撲滅と不潔な環境を改善する。
子ども開発センター建設（未完成事業）	8	75,000 ルピー	ダリット 男 2、女 2 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級 カースト 男 8、女 10 その他 男 3、女 5 計 男 13、女 17	子どもに優しく質の高い教育を提供する。
障害のある住民による、ローソク・香製造	8	90,000 ルピー	ダリット 男 1、女 2 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級 カースト 男 17、女 14 その他 男 2、女 4 計 男 20、女 20	厳しい境遇に置かれている障害のある人に経済的自立の機会を提供する。

モラン郡タンディ VDC は、以下 2 つのサブプロジェクトのユーザーグループとワード委員会にインタビューしたが、時間的制約からサブプロジェクトの現場視察は行えなかった。

モラン郡タンディ VDC

サブプロジェクト名	ワード	見積額	受益者	GESI の課題
女性の法的権利に関する啓発研修	9	43,075 ルピー	ダリット 男 0、女 7 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級	女性の法的権利について啓発、特にダリットやジャナジャティの女性の

			カースト 男 0、女 14 その他 男 0、女 19 計 男 0、女 40	意識の向上、他のプログラムへの参加を促す。
給水タンク建設	1	445,000 ルピー	ダリット 男 44、女 38 ジャナジャティ、アディバシ、その他の後進諸階級 カースト 男 353、女 338 ブラーマン・チェトリほか 男 198、女 179 計 男 595、女 555	きれいな飲み水を供給し、人々の健康を保つ。

2-2 主な調査項目

調査項目は、プロジェクトの実績の確認、実施プロセスの把握、評価5項目の観点による評価に分けられる。詳細は、付属資料1. 評価グリッドを参照のこと。

(1) プロジェクトの実績の確認

作成した評価グリッドを基に、プロジェクトの投入実績、成果の達成度、プロジェクト目標の達成見込みについて確認した。

(2) 実施プロセスの把握

プロジェクトの実施プロセスを把握した。主な調査項目は、プロジェクト運営と活動の進捗状況、モニタリングの実施状況、関係者間のコミュニケーション、技術や技能の移転手法、実施機関の主体性についてである。

(3) 評価5項目に基づく評価

評価5項目、すなわち妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の観点からプロジェクトを、評価グリッドに沿って評価した。各評価項目の視点を以下に示す。なお、中間レビュー調査のため、妥当性と効率性についてはこれまでの実績と現状に基づいて評価する。有効性とインパクト、自立発展性については、これまでの実績と活動状況から分析し、中間レビュー時点の予測や見込みを検証する。

妥当性	プロジェクト目標、上位目標がプロジェクトの対象グループのニーズ、相手国側の政策、日本の援助政策との整合性があるかなど、援助プロジェクトの正当性、必要性を問う。
有効性 (予測)	プロジェクトの実施により、対象グループに便益がもたらされているかを検証し、プロジェクトが有効であるかどうかを判断する。
効率性	プロジェクトの資源の有効活用という観点から効率的であったかどうかを検証する。

インパクト (予測)	プロジェクトの実施によりもたらされる、より長期的、間接的な効果や波及効果をみる。
自立発展性 (見込み)	援助の終了後、プロジェクトで発現した効果と上位目標でめざす効果が持続するかを問う。

2-3 PDMに関する協議と改訂

PDMバージョン2を検証したところ、次に示すとおり、測定不可能な指標や要約部分の記述があいまいなどの問題点が明らかになったことから、プロジェクト関係者と協議を行った。これを踏まえて、合同中間レビュー調査団でPDMバージョン3に改訂し、これを基に評価を行った。活動についても、改訂したPDMバージョン3に沿って活動計画表(Plan of Operation: PO)バージョン2として修正した。PDMバージョン2の問題点とバージョン3に改訂された際の協議と修正ポイントは、以下のとおりである(付属資料2. 英文合同中間レビュー報告書 Annex1を参照)。活動については、付属資料2. 英文合同中間レビュー報告書 Annex2を参照のこと。

(1) 上位目標

修正前 (バージョン2)	修正後 (バージョン3)
<p>【上位目標】</p> <p>ネパール国において GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び地方レベルで開発され実施される。</p> <p>指標 1: プロジェクト終了後に、GM/SI の視点に立った施策が、選ばれた郡で実施される。</p>	<p>【上位目標】</p> <p>ネパールで GM/SI の視点に立った施策が実施される。</p> <p>指標 1: 他の郡で構築された GESI の視点に立った仕組み。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- ①要約にある「政策」は既に施行されているので不要、②「中央レベル及び地方レベルで実施される」はプロジェクト目標の要約とほぼ同じで違いが分かりにくい、③「開発される」や「選ばれた郡」は具体的に何を意図しているのか分かりにくいなどの意見が出された。協議の結果、これらを削除し修正することにした。
- 指標が要約と同じ内容になっているため、修正が必要、との意見が出た。協議の結果、上位目標はプロジェクトの波及効果を意図しているため、プロジェクトの対象郡以外で GESI の視点に立った仕組みが構築されることを指標にすることにした。

(2) プロジェクト目標

修正前 (バージョン2)	修正後 (バージョン3)
<p>【プロジェクト目標】</p> <p>GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象2郡のシャンジャ郡、モラン郡で実施される。</p>	<p>【プロジェクト目標】</p> <p>GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象2郡のシャンジャ郡、モラン郡で実施される。</p>

<p>指標 1：既存の中央レベルの GM/SI 関連の戦略と指針が、プロジェクトの結果を踏まえて、プロジェクトの終了時までにはレビューされる。</p> <p>指標 2：郡全体の GM/SI の視点に立った施策、事業と関連予算の割合が、プロジェクト終了時までには対象 2 郡において増加する。</p> <p>指標 3：すべての開発施策・事業から女性及び排除されたグループへの直接的な便益の割合が、プロジェクト開始前（ベースライン）と比較して、プロジェクト終了時までにはパイロット VDC/市において向上する。</p>	<p>指標 1：プロジェクト終了時までには、プロジェクトが行った提言が既存の GM/SI 関連の政策と指針に反映された件数と具体例。</p> <p>指標 2：GESI 実施委員会が、GESI 政策に基づき対象 2 郡でそれぞれ設立される。</p> <p>指標 3：既存の VDC 統合計画委員会が、対象 2 郡のそれぞれ少なくとも 1 パイロット VDC/市で、GESI 政策に沿った形で改編される。</p> <p>指標 4：プロジェクト終了時までには、各パイロット VDC/市で女性や排除されてきたグループのエンパワーメントや能力向上を促進するサブプロジェクト予算支出の割合が、サブプロジェクトの全支出額の少なくとも 35%に達する。</p> <p>指標 5：GESI の視点に立ったサブプロジェクトの好事例が、少なくとも各パイロット VDC/市で 1 例ずつ、プロジェクト終了時までに取りまとめられる。</p> <p>指標 6：GESI の視点に立った仕組みが、プロジェクトを参考にして、対象 2 郡の郡開発委員会とパイロット VDC/市以外の VDC で導入される。</p> <p>（GESI の視点に立った仕組みとは、GESI 関連委員会の設立と強化や、GESI の視点に立った VDC 統合計画委員会の設置、GESI の視点に立った事業の計画立案、実施、モニタリング、評価、審査と監査が含まれる。）</p>
--	--

【問題点・協議と修正のポイント】

- プロジェクト目標の要約が分かりづらく修正した方がよいという意見もあったが、プロジェクト目標は変更しないという原則に従って、変更せずに、指標を客観的で分かりやすいものに変更することを関係者間で合意した。
- 指標 1 は「レビューされたかどうか」よりも、実際にプロジェクトからの提言が「反映される」ことが重要であるため、修正した。
- 「GM/SI の視点に立った施策が対象 2 郡で実施される」ことを測るため、①GESI 実施委員会が設置されることと、②既存の VDC 統合計画委員会が GESI 政策にのっとった形式で改編されること、③GESI の視点に立ったサブプロジェクトの好事例を、指標の 2 と 3、5 として追加した。

- 郡全体の事業数は膨大で支出分析に必要な関連文書がない現状から、PDM バージョン 2 の指標 2 にある「郡全体の GM/SI の視点に立った予算の割合」は、入手困難なことが推察される。同様に、指標 3 の「すべての開発施策・事業から女性及び排除されたグループへの直接的な便益の割合」は測定が難しいうえ、ベースラインデータがないことから入手困難である。これら 2 つの指標は全面的に修正することを関係者間で合意した。
- プロジェクトの成果 2 でパイロット事業の GM/SI 予算分析を行う予定なので、女性や排除されてきたグループが便益を受けるサブプロジェクトの予算支出は測定できる。「便益を受ける」ではあいまいなので、「エンパワーメントや能力向上を促進するサブプロジェクトの予算支出」と限定し、バージョン 2 の指標 2 と 3 の代替で指標 4 として設定した。地方開発予算は村落交付金も含め、35%は女性や排除されてきたグループを対象にしたターゲット事業、残りは一般事業に割り当てられている。このことから、予算支出の 35% を GESI の視点が組み込まれているかどうかを判断する基準ととらえることにした。
- 関係者との協議では、GM/SI 推進プロジェクトというプロジェクトの特徴が分かるよう、最終受益者である女性や排除されてきたグループの変化が定量的に測定できるものを、プロジェクト目標の指標の中に必ず含めた方がよいという点では一致していた。日本人専門家のなかには、サブプロジェクトレベルの予算支出の割合を、成果ではなくプロジェクト目標の指標に設定することに違和感があると指摘した人もいた。またプロジェクトでは 35%のターゲット事業だけではなく一般事業で GESI の視点を組み込むことをめざしており、35%がプロジェクト目標の指標のひとつに掲げられると、あたかもターゲット事業だけが GESI の視点を組み込むべき目標と誤解を招きやすいという意見も出された。しかし、こうした点を踏まえても、女性や排除されてきたグループのプロジェクトによる変化を定量的に測定できる代替指標は提案されなかったため、最終的には指標 4 を採用することで合意した。
- 上位目標の達成を見据えて、プロジェクトの効果が対象 2 郡の DDC やパイロット VDC/市以外にも波及することをプロジェクト期間内でめざす必要があるため、指標 6 を追加することにした。

(3) 成果 0

修正前 (バージョン 2)	修正後 (バージョン 3)
<p>【成果 0】 プロジェクトマネジメントが本プロジェクトに適切に導入される。</p> <p>指標 0-1：指標のモニタリング・評価システムが、プロジェクトの最初の 6 カ月間で導入される。</p>	<p>【成果 0】 プロジェクトマネジメントが適切に実施される。</p> <p>指標 0-1：事業実施計画書 指標 0-2：ベースライン調査報告書 指標 0-3：PDM の指標が、プロジェクトの最初の 6 カ月間で設定される。 指標 0-4：ホームページが立ち上げられ、ニュースレターが 2 年次以降、年 3 回発行される。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- PDM バージョン 2 では、プロジェクトマネジメントではなくモニタリングシステムを導入する点に特化して活動が計画されていた。しかしプロジェクトでは、モニタリングシステム以外のプロジェクトマネジメントに必要な活動も実施していることから、実態に即して指標と活動を精査し、指標を追加修正することにした。
- プロジェクト初期だけでなく、期間中に実施する広報も活動に含めたので、要約部分の「導入される」を「実施される」に修正した。

(4) 成果 1

修正前 (バージョン 2)	修正後 (バージョン 3)
<p>【成果 1】 関係者の GM/SI への理解と認識が、対象 2 郡の VDC/市、女性・子ども事務所、郡開発委員会及び GM/SI 関連調整委員会、中央の女性・子ども局、地方開発省、女性・子ども・社会福祉省において研修を通じて強化される。</p> <p>指標 1-1: 中央政府及び対象 2 郡での GM/SI の中心的人物としてプロジェクト開始から 3 年間で、合計 106 人が育成される。</p> <p>指標 1-2: 中央においてプロジェクト開始から 3 年間で、最低 3 種類の研修リソース教材群が作成される。</p> <p>指標 1-3: プロジェクト年間調査による関係者の回答スコアの平均が、年々改善される。</p>	<p>【成果 1】 中央と対象 2 郡の関係者の GM/SI への理解と認識の度合いが、研修やセミナー、パイロット事業を通じて高まる。</p> <p>指標 1-1: プロジェクト終了時までの、講師養成研修と GM/SI 関連研修の受講者数。</p> <p>指標 1-2: 講師養成研修受講者のうち 50 人が、プロジェクト終了時まで少なくとも 1 回は講師として研修を実施する。</p> <p>指標 1-3: 中央においてプロジェクト開始から 3 年間で、最低 3 種類の研修リソース教材群が作成される。</p> <p>指標 1-4: プロジェクト年間調査による関係者の回答スコアの平均が、年々改善される。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- 関係者の能力向上は研修だけではなく、パイロット事業の実践とプロセスの共有を通じて行うと位置づけられている。このようなパイロット事業の実施趣旨に照らし合わせ、また計画されている活動を考慮して、要約を修正することにした。
- 指標 1-1 の「育成される」の意味は、日本人専門家によると講師養成研修をはじめその他の関連研修の受講予定者であるというが、明示的でなく第三者には分かりづらい。研修講師の育成は成果 1 の達成を測るひとつの目安として重要なため、指標に採用する必要がある。これらを踏まえて、指標 1-1 と 1-2 に分けて設定することにした。その他 2 つの指標は、修正せずに使用することにした。
- 指標 1-1 には、成果 2、成果 3、成果 4 の活動であるパイロット事業の一環として行っている GM/SI 審査と監査研修や計画立案研修、モニタリング研修などの受講者も含まれている。本来であれば、成果 1 に計画されている活動が指標に反映されるべきだが、これら研修を成果 2~4 の活動だけでなく成果 1 の活動として、プロジェクト関係者が重複してとらえていたことに起因している。講師養成研修と GM/SI 関連研修は、従来どおり成

果 1 の活動として今後も実施していくことを確認した。

(5) 成果 2

修正前 (バージョン 2)	修正後 (バージョン 3)
<p>【成果 2】 対象 2 郡の郡開発委員会、女性・子ども事務所、VDC/市及びその他のジェンダー主流化調整委員会、社会的包摂調整委員会のメンバーが、郡内の事業計画について GM/SI 審査及び事業の GM/SI 監査を GM/SI 関連のガイドラインに沿って実施することができる。 指標 2-1: 対象 2 郡において、参加型の GM/SI 審査、監査が、郡開発委員会、女性・子ども事務所、パイロット VDC/市によってプロジェクト終了時まで実施できるようになる。</p>	<p>【成果 2】 GM/SI 審査と GM/SI 監査の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。 指標 2-1: 対象 2 郡の郡開発委員会によって作成される GM/SI 監査報告書。 指標 2-2: パイロット VDC/市の少なくとも各郡 1VDC で作成された GM/SI 監査報告書。 指標 2-3: パイロット VDC/市の少なくとも各郡 1VDC で作成された GM/SI 予算分析報告書。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- GM/SI 審査と監査はパイロット事業の中で計画されている活動にもかかわらず、PDM バージョン 2 にはパイロット事業の記載がない。
- 要約の「郡内の事業計画について GM/SI 審査及び事業の GM/SI 監査」、指標 2-1 の「対象 2 郡で行う参加型の GM/SI 審査、監査」の解釈が、プロジェクト関係者間で異なる。そのため、成果 2 の「GM/SI 審査と監査」で何をどこまでやるのかといった、活動対象や範囲が不明瞭である。
- 「GM/SI 審査と監査の仕組みの開発と関係者の能力向上」を成果 2 でめざすべきだという議論になったが、ネパール側関係者から「仕組み」は既にあるが十分に機能していない点が問題であるとの意見が出された。したがって、成果 2 のパイロット事業では GM/SI 審査と監査の仕組みの強化と関係者の能力向上をめざすことを確認し、その点を反映させた要約と指標を修正することを関係者間で合意した。
- 指標 2-1 は、DDC が自らの組織制度や施策について GESI の観点からアセスメントを、現在地方開発省が改訂中の「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン」を参考に行うことを想定して、その成果品である GM/SI 監査報告書を指標にした。
- 指標 2-2 は、パイロット VDC/市が組織制度や村落交付金で行う施策について、指標 2-1 と同様、GESI の観点からアセスメントを行うことを想定して、その成果品である報告書を指標にした。GM/SI 審査と監査の研修受講後に、全パイロット VDC/市がこうしたアセスメントを行うことが望ましいが、プロジェクト後半、パイロット VDC/市数が急増する点やパイロット事業の開始時期が異なる点も考慮し、指標では少なくとも各郡 1VDC で GM/SI 監査報告書が作成されることを目標値とした。
- 指標 2-3 は、パイロット VDC/市がパイロット事業で実施するサブプロジェクトの予算支出を GM/SI の観点から分析することを想定して、その成果品である報告書を指標にした。

全パイロット VDC/市がサブプロジェクト終了後に、予算支出分析を行うことが望ましいが、指標 2-2 と同様の点を考慮して、指標では少なくとも各郡 1VDC で GM/SI 予算分析報告書が作成されることを目標値とした。

(6) 成果 3

修正前 (バージョン 2)	修正後 (バージョン 3)
<p>【成果 3】 対象 2 郡の郡開発委員会、女性・子ども事務所、VDC/市及びその他のジェンダー主流化調整委員会/社会的包摂調整委員会のメンバーが、GM/SI の視点に立った開発計画を策定することができる。</p> <p>指標 3-1: GM/SI の視点に立ったプロジェクトが、20 の VDC とすべての Municipality (シャンジャ 2 市、モラン 1 市) で実施される。</p>	<p>【成果 3】 GESI の視点に立った開発事業の計画立案の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。</p> <p>指標 3-1: GESI の視点に立ったサブプロジェクトが、対象 2 郡の 20 のパイロット VDC と 3 つのパイロット市 (シャンジャ 2 市、モラン 1 市) で実施できるようになる。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- GESI の視点に立った開発事業の計画立案と関係者の能力強化はパイロット事業の中で計画されている主な活動にもかかわらず、PDM バージョン 2 にはパイロット事業と関係者の能力強化の記載がない。このため要約を修正した。
- 指標 3-1 の「GM/SI の視点に立ったプロジェクト」が、パイロット事業のサブプロジェクトに限定しているのか、政府の村落交付金で行う事業も対象にしているのか、明示的でないうえ、プロジェクト関係者間でも解釈が異なっていた。協議の結果、プロジェクトが行うパイロット事業のサブプロジェクトに限定すべきであるという結論に至り、指標 3-1 を修正した。

(7) 成果 4

修正前 (バージョン 2)	修正後 (バージョン 3)
<p>【成果 4】 対象 2 郡の郡開発委員会、女性・子ども事務所、VDC/市及びその他のジェンダー主流化調整委員会、社会的包摂調整委員会のメンバーから成る「GM/SI モニタリングチーム」が、郡内の実施中の事業について「GM/SI モニタリング」を定期的実施することができる。</p> <p>指標 4-1: 対象 2 郡のジェンダー主流化調整委員会と GESI 実施委員会が、郡開発委員会</p>	<p>【成果 4】 GESI の視点に立った開発事業のモニタリングと評価の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。</p> <p>指標 4-1: 対象 2 郡の GESI 実施委員会と VDC 統合計画委員会あるいは GeMSIP 統合計画委員会サブプロジェクトを GM/SI の配慮の観点からモニタリングできるようになる。</p> <p>指標 4-2: 対象 2 郡の GESI 実施委員会と</p>

<p>レベルの開発プロセスとインパクトを GM/SI の配慮の観点からモニタリング・評価する。</p> <p>指標 4-2：対象 2 郡のパイロット VDC/市のモニタリング・評価チームが、VDC/市レベルの開発プロセスとインパクトを GM/SI の配慮の観点からモニタリング・評価する。</p>	<p>VDC 統合計画委員会あるいは GeMSIP 統合計画委員会がサブプロジェクトを GM/SI の配慮の観点から評価できるようになる。</p>
---	---

【問題点・協議と修正のポイント】

- GESI の視点に立った開発事業のモニタリングと評価、関係者の能力強化はパイロット事業の中で計画されている活動にもかかわらず、PDM バージョン 2 にはパイロット事業と関係者の能力強化の記載がない。また要約にある「GM/SI モニタリングチーム」はプロジェクトでは結成されていない。したがって、要約を修正した。
- 指標 4-1 の「郡開発委員会レベルの開発プロセスとインパクト」が、パイロット事業のサブプロジェクトに限定しているのか、政府の郡交付金で行う事業も対象にしているのか、明示的でないうえ、プロジェクト関係者間でも解釈が異なっていた。協議の結果、プロジェクトが行うパイロット事業のサブプロジェクトのモニタリングに限定すべきであるという結論に至った。サブプロジェクトのモニタリング活動の主体は、GESI 実施委員会と VDC 統合計画委員会あるいは GeMSIP 統合計画委員会なので、その点も踏まえて指標 4-1 を修正した。
- 指標 4-2 の「VDC/市レベルの開発プロセスとインパクト」が、パイロット事業のサブプロジェクトに限定しているのか、政府の村落交付金で行う事業も対象にしているのか、明示的でないうえ、プロジェクト関係者間でも解釈が異なっていた。協議の結果、プロジェクトが行うパイロット事業のサブプロジェクトの評価に限定すべきであるという結論に至った。プロジェクトでは、モニタリング・評価チームを結成しておらず、サブプロジェクトの評価活動の主体は、GESI 実施委員会と VDC 統合計画委員会あるいは GeMSIP 統合計画委員会なので、その点も踏まえて指標 4-2 を修正した。

(8) 成果 5

修正前 (バージョン 2)	修正後 (バージョン 3)
<p>【成果 5】 対象 2 郡において、「地方行政機関、女性・子ども事務所のための実践的 GM/SI 運用マニュアル (仮)」が、プロジェクトによって得られた実施プロセス、実践、教訓をベースにして作成される。</p> <p>指標 5-1：対象 2 郡でそれぞれ運用マニュアルが、地方行政機関と女性・子ども事務所によってプロジェクト終了時まで作成、活用</p>	<p>【成果 5】 対象 2 郡で、地方行政機関と女性・子ども事務所が GESI の視点を開発プロセスに組み込めるための運用マニュアルが、プロジェクトによって得られた実施プロセス、実践、教訓をベースにして作成される。</p> <p>指標 5-1：運用マニュアル。</p>

<p>されるようになる。</p> <p>指標 5-2：対象 2 郡で、プロジェクトが作成した「地方行政機関、女性・子ども事務所のための実践的 GM/SI 運用マニュアル」が、プロジェクト終了時までには郡開発委員会、ジェンダー主流化調整委員会、GESI 実施委員会、女性・子ども事務所、パイロット VDC/市、その他の省庁出先機関によって活用される。</p>	
---	--

【問題点・協議と修正のポイント】

- 指標 5-1 と指標 5-2 には「活用される」という文言が双方に入っているため、違いが分かりにくい。
- プロジェクトが計画された事前評価時は、プロジェクトで作成する「地方行政機関、女性・子ども事務所のための実践的 GM/SI 運用マニュアル（仮）」が、プロジェクト後半からプロジェクト終了後、地方行政機関や女性・子ども事務所に配布、活用されることを想定していた。しかし、現在地方開発省が中心となって、GESI 政策を地方行政機関などで実施するためのガイドラインや各種マニュアルの整備を進めている。このような状況から、プロジェクトで作成する運用マニュアルが個別のマニュアルとして政府機関に採用される可能性は低く、むしろ地方開発省が作成する関連ガイドラインや各種マニュアルに一部反映、統合される可能性が高い。この点を踏まえて、要約と指標を修正した。

(9) 成果 6

修正前（バージョン 2）	修正後（バージョン 3）
<p>【成果 6】 中央で、他郡への「地方行政組織、女性・子ども事務所のための実践的 GM/SI 運用マニュアル（仮）」の普及戦略が、地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局及びジェンダーフォーカルパーソン、社会的包摂フォーカルパーソンによって共同責任で作成される。</p> <p>指標 6-1：プロジェクト終了時までには、中央において普及戦略が作成される。</p>	<p>【成果 6】 運用マニュアルの主要コンポーネントを政府ガイドラインに取り込むための戦略が、地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局によって作成される。</p> <p>指標 6-1：戦略。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- 成果 5 で述べたとおり、プロジェクトで作成する運用マニュアルは個別に配布、普及される可能性は低く、地方開発省が中心になって作成、改訂を進めている関連ガイドラインや各種マニュアルに反映、統合されていく可能性が高い。この点を踏まえて、要約と指標を修正した。

(10) 成果 7

修正前 (バージョン 2)	修正後 (バージョン 3)
<p>【成果 7】 中央の GM/SI 関連調整委員会の機能が向上しネットワークが強化される。</p> <p>指標 7-1: 中央で GM/SI 関連調整委員会が定期的に開催される。</p> <p>指標 7-2: プロジェクトの経験が GM/SI 関連調整委員会で共有される。</p>	<p>【成果 7】 GeMSIP の経験と教訓が、中央の GM/SI 関連委員会で共有される。</p> <p>指標 7-1: 開催された共有会合とセミナーの数と、GeMSIP に関するプレゼンテーションの数。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- 中央の GM/SI 関連調整委員会の機能を向上するためには、組織・制度強化の活動が必要だがプロジェクトの当初計画には含まれていない。GM/SI 関連調整委員会の委員は、C/P 機関以外の省庁からも選ばれており、同委員会の機能強化をプロジェクトの協力範囲に含めるためには調整業務も必要になり、現在以上の投入と活動の追加なしでは実行可能性が低い。
- 協議の結果、成果 7 では同委員会の機能強化は含めないことにして、プロジェクトの成果や教訓の共有をめざしていくことを確認し、要約と指標の修正を関係者間で合意した。中央の省庁から選ばれているジェンダーフォーカルパーソンに対する GM/SI 基礎研修をプロジェクトが行っており、好評であること、メンバーが既に入れ替わっているケースも多いことを考慮して、引き続きプロジェクトでこの種の研修を実施することも確認した。この活動は成果 7 にも関連するが、もともと成果 1 の関係者の能力強化の一環として行うと位置づけられていたので、プロジェクト後半も引き続き成果 1 の活動として実施していくことにした。

(11) 外部条件

修正前 (バージョン 2)	修正後 (バージョン 3)
<p>【スーパーゴールに至るまでの外部条件】 ネパールの GM/SI 政策の優先度が変わらない。</p> <p>プロジェクトの成果がプロジェクト終了後にネパール政府によって十分に内部化される。</p> <p>【上位目標に至るまでの外部条件】 プロジェクトによって作成された GM/SI 実践的運用マニュアルが、必要な改訂とともにネパール政府によって承認され、計画された戦略に沿って、他の郡に普及される。</p>	<p>【スーパーゴールに至るまでの外部条件】 ネパールの GM/SI 政策の優先度が変わらない。</p> <p>【上位目標に至るまでの外部条件】 プロジェクトの成果がプロジェクト終了後にネパール政府によって十分に内部化される。</p> <p>GESI の視点に立った地方行政が、たとえネパールが連邦制国家に移行したとしても持続される。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- 「プロジェクトの成果がプロジェクト終了後にネパール政府によって十分に内部化される」は、上位目標に至るまでの外部条件に設定するのが現実的かつ妥当である。
- 上位目標に至るまでの外部条件に設定されている事項は、成果5と6で述べたとおり、プロジェクトによって作成された運用マニュアルが独立した形で承認、普及される可能性は極めて低いため、削除することを関係者間で合意した。
- 代わりに、GESIの視点に立った地方行政が連邦制の導入によっても変わらないことを、上位目標に至るまでの外部条件に追加することにした。

(12) その他

修正前 (バージョン2)	修正後 (バージョン3)
<p>【裨益対象者】 女性と社会的に不利な立場に置かれてきたグループ</p>	<p>【裨益対象者】</p> <p>① 中央、郡、VDC/市レベルの行政官（直接的な裨益対象者）</p> <p>② 女性と社会的に不利な立場に置かれてきたグループ（最終裨益対象者）</p>
<p>【プロジェクト目標と成果の間】 GM/SI に配慮した事業サイクルメカニズムが、中央政府と対象2郡の制度強化を通じて開発される。</p>	<p>削除。</p>

【問題点・協議と修正のポイント】

- 本プロジェクトは、GESI政策実行に必要なGE/SI視点に立った仕組みの構築、強化と関係者の能力向上を意図して計画された。パイロット事業では、女性や社会的に不利な立場に置かれてきたグループへの働きかけを行い、サブプロジェクトの提案やスクリーニング、選定、実施、モニタリングなどのプロセスへの参加を促し、便益を受けることを保障する取り組みを行っている。しかし、プロジェクトがこれらのグループを直接的に対象としているわけではなく、GESIの視点を地方行政に組み込み民主的な行政を進めることによって、これらのグループの開発事業への平等な参加と公平な便益の配分の実現をめざしている。この点を明確にするためにも、本プロジェクト全体の第一義的なターゲットグループは行政官である点を明示することを関係者間で合意した。
- プロジェクト目標と成果の間に一文がある。プロジェクト目標あるいは成果の要約部分の補足説明として記述されたものかどうか分からないが、それらが必要ならば要約部分や指標で文章化されるべきであるため、この一文を削除した。

2-4 評価上の制約

本中間レビュー調査を実施するにあたって、以下の評価上の制約があった。

- 本来、合同中間レビュー調査団は評価の客観性を保つため、プロジェクトに直接関与していない者がメンバーになるべきだが、ネパール側の人選が調整できず、1人を除いて全員プロジェクトのC/Pがメンバーとなった。

- 中央の C/P はプロジェクトに配置されたばかりの者が多く、質問票とインタビュー調査を実施したが、個々の活動実績や成果の達成などプロジェクトの全容について必ずしも把握していないため、断片的な情報や回答が多かった。またインタビューについては、プロジェクト以外の研修参加などにより不在の者も多く、郡の C/P のそれに比較して十分な情報収集ができなかった。
- 時間的制約から、対象 2 郡では、パイロット 6VDC のうち、限られた VDC の関係者に対するインタビューと現地踏査を行わざるを得なかった。

第3章 調査結果

3-1 実績の確認

プロジェクト開始以降、2011年9月の中間レビュー調査時までの日本側とネパール側の投入実績や各成果の達成状況、プロジェクト目標の達成見込みについて検証した。プロジェクト終了3年後に達成が見込まれる上位目標の中間レビュー調査時点での達成見込みについても確認した。実績確認の結果を以下に述べる。

3-1-1 日本側の投入実績

(1) 専門家の派遣

これまで専門家は6分野8人（6分野は、①チーフアドバイザー、②プロジェクト運営/地方行政の計画立案/モニタリング評価、③社会的包摂促進、④ジェンダー主流化、⑤能力強化・研修、⑥業務調整）が派遣された。専門家の人月（MM）数は、2011年9月末時点で64.73MMに達した¹⁴。派遣時期など詳細は、付属資料2．英文合同中間レビュー報告書 Annex 4-1 を参照のこと。

(2) 研修員の受入れ

本邦研修員や第三国研修員の受入れは事前評価時には計画されていたが、プロジェクト開始後は予算不足を理由に実施されていない。本プロジェクトの実績ではないが、JICA本部やJICA研修センターが実施する課題別研修に、プロジェクトのC/Pが参加した。プロジェクト開始直後の2009年2月には地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局のC/Pを含む9人の行政官がプロジェクトの政策協議研修に参加した。またC/Pの人数は、毎年行われるJICA課題別研修の行政官のためのジェンダー主流化政策セミナーやジェンダー平等推進セミナーに参加した。研修参加者の人選はネパール政府が行い、プロジェクトでは研修受講候補者の推薦だけ行えることになっている。

(3) 機材の供与

日本側が供与した機材は車両、コンピュータやデジタルカメラ、オフィス用の机やプロジェクト活動に必要な備品で、約900万円が投入されている。ほとんどの機材が常に使用されており、状態も良い。中間レビュー調査時点で、これらの機材は基本的にすべてプロジェクトで使用しており、C/P機関に供与されたものはない。詳細は、付属資料2．英文合同中間レビュー報告書 Annex 4-2 を参照のこと。

(4) 現地活動費

プロジェクトの第2年次までに、現地活動費として2,150万円が投入されている。詳細は、付属資料2．英文合同中間レビュー報告書 Annex 4-3 を参照のこと。

¹⁴ 業務調整はプロジェクトを請け負っているコンサルタント会社の自社負担で、第1年次2.0MM、第2年次1.00MMを配置している。自社負担のためプロジェクト投入実績の人月数には含めていない。

3-1-2 ネパール側の投入実績

(1) C/P の配置

プロジェクトの主要な C/P は 12 人だが、プロジェクト開始から現在まで一貫して C/P なのは、わずか 2 人である。これまでに異動や退職、留学などを理由にプロジェクトを離れた C/P は合計 17 人にのぼる。現在いる主要 C/P 12 人のうち 5 人は、2011 年になってから新しくプロジェクトに配置された。詳細は、付属資料 2. 英文合同中間レビュー報告書 Annex 3 を参照のこと。

(2) プロジェクト運営費

ネパール側が負担したプロジェクト運営費の実績はない。

(3) 施設提供

ネパール側は合意された R/D の記載どおり、プロジェクト活動に必要な日本人専門家用の執務室を地方開発省、モラン郡 DDC、シャンジャ郡 DDC の 3 カ所それぞれで提供している。

3-1-3 成果（アウトプット）の達成状況

8 つの成果（アウトプット）の達成状況は次のとおりである。

成果 0	プロジェクトマネジメントが適切に実施される。
指 標	0-1. 事業実施計画書
	0-2. ベースライン調査報告書
	0-3. PDM の指標が、プロジェクトの最初の 6 カ月間で設定される。
	0-4. ホームページが立ち上げられ、ニュースレターが 2 年次以降、年 3 回発行される。

指標 0-1 の事業実施計画書は、C/P と日本人専門家によってプロジェクト開始直後に素案が作成された。R/D に従ってプロジェクト内に設置されたプロジェクト運営委員会を中心に改訂作業を行い、最終的には 2009 年 5 月の第 1 回合同調整委員会（Joint Coordinating Committee : JCC）で承認された。

指標 0-2 のベースライン調査は、ローカルコンサルタントに再委託され、2009 年 4 月から 6 月にかけて実施された。調査の主な目的は、GM/SI が中央と対象 2 郡の関係者の間でどのように理解されているかを明らかにすることだった。同調査は文献レビューやインタビュー調査、質問票調査により行われ、2009 年 9 月には報告書が完成した。本プロジェクトの事前評価時には、ベースライン調査を実施すれば、PDM の指標となり得る定量的なデータを包括的に収集できると想定していた。言い換えれば、ベースライン調査によって収集されるデータが、プロジェクトがもたらす定量的かつ定性的変化を測る際の基礎データとなることが期待されていた。しかし、コンサルタントに対する指示書にはパイロット VDC 選定前の第 1 年次にベースライン調査を実施することになっていた影響もあり、実際のベースライン調査は、こうした点よりも政府機関の GM/SI の取り組みなどをはじめとする現状分析に重点が置かれていた。政府行政職

員の GM/SI に関する考え方も調査に一部含まれていたが、これらのデータが PDM の指標として十分に活用されることはなかった。

指標 0-3 については 2-1 (1) や 2-3 で述べたとおり、中間レビュー時点で PDM の要約や指標設定に問題があることが判明したが、これまでもプロジェクト関係者によって指標の検討をはじめ PDM の改訂が行われてきた。この過程で、PDM バージョン 1 の成果 3 の指標 3-1 に示されていた「GM/SI の視点に立ったプロジェクトが、各郡 20 の VDC とすべての Municipality (シャンジャ 2 市、モラン 1 市) で実施される」の「20」の解釈をめぐる、詳しい根拠が示されていなかったために、日本側とネパール側の意見が対立した。日本側は、20VDC はネパール側の自助努力でプロジェクトの成果が普及した後の数だと主張したが、ネパール側は納得せず、プロジェクトで各郡 20VDC を対象にパイロット事業を実施すべきだとの主張を譲らなかった。度重なる協議の結果、第 3 年次は 6VDC を対象とし、年次ごとに数を増やし最終的には 2 郡で合計 20VDC と 3 市でパイロット事業を行うことを、2009 年 11 月の第 2 回 JCC で合意した。PDM はバージョン 2 として改訂され、2010 年 12 月の第 3 回 JCC で承認された。

指標 0-4 の広報活動については、プロジェクトは 2009 年 12 月に英語版のホームページを開設した。また JICA のホームページにも、日本語でプロジェクトの紹介を目的としたホームページを掲載している。ニュースレターは英語とネパール語で作成されており、第 1 年次には 1 号、第 2 年次は 2 号～4 号、第 3 年次は 5 号と 6 号が既に発行され、関係機関に配布されている。

このようにプロジェクト開始以来、プロジェクトマネジメントに必要な活動は、時に関係者間の意見の対立があったものの、成果 0 の達成に向けて着々と行われている。

成果 1	中央と対象 2 郡の関係者の GM/SI への理解と認識の度合いが、研修やセミナー、パイロット事業を通じて高まる。
指 標	1-1. プロジェクト終了時までの、講師養成研修と GM/SI 関連研修の受講者数。
	1-2. 講師養成研修受講者のうち 50 人が、プロジェクト終了時までに少なくとも 1 回は講師として研修を実施する。
	1-3. 中央においてプロジェクト開始から 3 年間で、最低 3 種類の研修リソース教材群が作成される。
	1-4. プロジェクト年間調査による関係者の回答スコアの平均が、年々改善される。

プロジェクトはこれまで講師養成研修や GM/SI 基礎研修、パイロット事業の一環で計画策定研修やモニタリング研修などを行ってきた。研修受講者数の累計 (指標 1-1) は、中間レビュー調査時点で 982 人にのぼる。プロジェクトの内部中間レビュー報告書によると、研修受講者のうち女性の割合は 43%、一般的に高カーストといわれているブラーミン、チェトリ以外のグループ¹⁵の割合は 58%であった。

講師養成研修の受講者数は累計で 77 人、うち男性が 51 人、女性が 26 人である。指標 1-2 である研修講師経験者数は、中間レビュー調査時で男性が 29 人、女性が 11 人の合計 40 人である。

¹⁵ 英語の中間レビュー調査報告書では、プロジェクトの内部中間レビュー報告書の原文どおり non-Brahmin/Chhetri participants という表現を使っていたが、ネパール側関係者から disadvantage groups に書き換えるよう提案がなされたため、これを採用した。しかし、ブラーミン、チェトリ以外の研修参加者を「不利な立場に置かれているグループ」と一纏めにするのは、必ずしも現実を反映していないため、本報告書では原文を採用した。

主に対象 2 郡の GESI 実施委員会の委員が講師養成研修を受けて、その後パイロット VDC で研修講師を務めている。詳細は、付属資料 2. 英文合同中間レビュー報告書 Annex 5 を参照のこと。

指標 1-3 の研修リソース群は、既に 4 種類がプロジェクトによって英語とネパール語で作成されている。具体的には、①GM/SI 基礎研修マニュアル、②GM/SI 審査と監査マニュアル、③GM/SI 計画立案マニュアル、④パイロット事業ガイドラインである。このほか、モニタリングチェックリストも英語で作成されている。これらの研修リソース群は各種研修で用いられ、今後はパイロット事業の研修のフィードバックを踏まえて改訂される予定である。

プロジェクト関係者の GM/SI への理解と認識を測るため、プロジェクトでは毎年定点調査（年間調査）を行っている。対象は、モラン郡とシャンジャ郡の GESI 実施委員会の委員とパイロット VDC の GeMSIP 統合計画委員会の委員、プロジェクトで雇用しているファシリテーターで、これまで 2010 年 1 月と 2011 年 3 月に同調査が実施された。プロジェクトの内部中間レビュー報告書によると、両郡とパイロット 6VDC でプロジェクト関係者の GM/SI の理解や態度は 2 回の調査で深化、改善がみられるという。改善の度合いは、モラン郡よりシャンジャ郡の方が郡、VDC とともに高いという。年間調査結果の詳細は、付属資料 3. プロジェクト内部中間レビュー報告書を参照のこと。

以上のように、関係者の GM/SI に関する能力向上は、成果 1 の達成を見据えながら順調に行われている。

成果 2	GM/SI 審査と GM/SI 監査の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。
指 標	2-1. 対象 2 郡の郡開発委員会によって作成される GM/SI 監査報告書。
	2-2. パイロット VDC/市の少なくとも各郡 1VDC で作成された GM/SI 監査報告書。
	2-3. パイロット VDC/市の少なくとも各郡 1VDC で作成された GM/SI 予算分析報告書。

プロジェクトでは GM/SI 審査と監査に関する研修を、対象 2 郡の GESI 実施委員会と DDC の職員数人に対して実施した。同研修を実施するにあたって、地方開発省が改訂している、「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン-2010」を参照に、GM/SI 審査マトリックスと予算分析マトリックスを作成した。研修の演習の一環で、参加者は GM/SI 審査マトリックスを使って、DDC の政策やフォーカルパーソンの配置、人材の雇用状況などの組織制度や開発事業計画の一部について GM/SI の実施状況を分析した。また研修参加者は、財務省が行っているジェンダーの視点に立った予算分析の考え方に基づき、GM/SI 予算分析も行った。具体的には、DDC の施策や事業を計画文書やデータを参照しながら GESI の視点に立っているかどうか分類し、予算配分について分析を行う。しかし、郡レベルでは分析の基礎となる開発事業や施策の計画文書やデータが十分に整備されていないため、実際の研修では分析が難しいと感じた参加者が多かったという。同時に、GM/SI 予算分析にはこうした文書やデータが必要不可欠なことが研修参加者に認識されたという。

上記の研修終了後、シャンジャ郡の DDC は LGCDP の支援を受けて、2010 年 7 月に GM/SI

審査と監査を行った。一方、モラン郡では中間レビュー調査時点では GM/SI 審査と監査はまだ行われていなかった（指標 2-1）。

パイロット VDC レベルでは、GeMSIP 統合計画委員会の委員を対象に GM/SI 審査と監査の研修が実施された。講師は GESI 実施委員会の委員や日本人専門家、プロジェクトスタッフが務めた。日本人専門家によると、郡レベルの研修に比べ時間的制約があったため、VDC 関係者が GM/SI 審査と監査を十分理解するには至らなかった模様だという。中間レビュー調査時点では、6つのいずれのパイロット VDC でも GM/SI 監査や GM/SI 予算分析は行われておらず、指標 2-2 と指標 2-3 にある GM/SI 監査報告書と GM/SI 予算分析書も作成されていなかった。

ネパールでは郡レベルで GM/SI 審査と監査が行われておらず、プロジェクトでは他に先駆けて対象 2 郡で研修を行った。しかし研修終了後は、成果 2 の活動対象が関係者間で十分に議論されず明確でなかったことから、活動が停滞していた。PDM バージョン 3 に沿って、これまでの研修のフォローとともに成果 2 の活動を実施していく必要がある。

成果 3	GESI の視点に立った開発事業の計画立案の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。
指標	3-1. GESI の視点に立ったサブプロジェクトが、対象 2 郡の 20 のパイロット VDC と 3 つのパイロット市（シャンジャ 2 市、モラン 1 市）で実施できるようになる。

パイロット事業については、事前評価時に作成された PDM バージョン 1 や R/D に明確な記載がなかった。しかし、本プロジェクトを受託したコンサルタントに対する業務指示書のひとつ、特記仕様書には、『「GM/SI メカニズム」及び「地方行政機関、女性・子ども事務所のための実践的 GM/SI 運用マニュアル（仮）」策定・実施・検証のためのパイロットプロジェクトの実施』とあり、対象 2 郡各郡で 3VDC ずつ選択、パイロット事業を実施することになっていた。

プロジェクトではパイロット事業を GM/SI メカニズム、すなわち GM/SI の視点に立った事業の計画・実施、モニタリングと評価のサイクル、地方行政組織の組織・制度や事業の GM/SI 監査、開発事業の GM/SI 予算分析—を効果的に対象 2 郡で定着させるための「練習台」として位置づけた（業務完了報告第 1 年次書を参照）¹⁶。現行の村落交付金による VDC レベルの事業選定や予算配分、事業執行、決定など一連の行政プロセスは、多くの場合、全政党制メカニズム（All Party Mechanism : APM）¹⁷のメンバーなど一部の有力者たちによって行われている。そのため本プロジェクトでは、パイロット事業を、こうした不平等な行政プロセスを改革し、決定過程への女性や被差別グループの平等な参加、便益の公平な配分を実現できるための「練習台」とすることにした。具体的には PDM の成果 2、成果 3、成果 4 をパイロット事業方式で行うこととし、プロジェクトから各 VDC にサブプロジェクトの資金（ブロックグラント）として 50 万ルピーを配賦することにした。

¹⁶ パイロット事業の目的は、①GM/SI メカニズムをパイロット VDC/市で実践すること、②実践がうまく行われた場合は、他の VDC や市、DDC に GM/SI メカニズムを適用していくこと、③パイロット事業から得られた経験を中央の政策やガイドラインに反映させていくこと—としている。詳細はパイロット事業ガイドラインを参照のこと。

¹⁷ 地方選挙が停止され公選による首長、議会が不在なため、超法規的措置で政党連絡協議会として VDC と郡に設置されている。メンバーは各政党の代表者である。VDC レベルでは書記官（Secretary）や住民の意見調整を行うことが本来期待されているが、各政党の利害を優先して村落交付金を使った事業決定に影響を及ぼしているケースが多い。

プロジェクトの第2年次から対象2郡でのパイロット事業の準備が開始された。初めに関係者間で合意した選定基準と選定過程に沿って、シャンジャ郡フェディコラ、ビルワ・アチュレ、ジャガトラデビ、モラン郡テタリヤ、ポカリヤ、タンディの6VDCがパイロットVDCとして選定された¹⁸。各パイロットVDCでは、オリエンテーションが実施され、パイロット事業を支援するファシリテーター2人の選定が公募で行われた。プロジェクトをはじめ必要な知識や技術を習得してもらうことを目的に、ファシリテーターに対する研修が2010年3月と5月、2011年2月と4月の計4回実施された。2010年1月から5月にかけて、各VDCのパイロット事業の実施機関としてGeMSIP統合計画委員会が設立された。詳細は、後述する「3-1-4 プロジェクト目標の達成見込み」を参照のこと。GeMSIP統合計画委員会に対する各種研修は、成果1や2の活動とも一部重複しているが、2010年5月のGM/SI基礎研修と社会リソースマッピング演習を手始めに、GM/SI審査・監査研修、GM/SI計画策定研修が実施された。

第3年次からは各パイロットVDC内の全9ワードで、パイロット事業の実施機関としてワード委員会の設立に着手した。この過程でワードごとに住民集会を開き、ファシリテーターとGeMSIP統合計画委員会の委員が、プロジェクトの概要やパイロット事業、ワード委員会の役割と構成などを説明した。ワード委員会の代表に対しては、GESI実施委員会やプロジェクトのスタッフが講師となり、計画策定研修が実施された。この研修にはGeMSIP統合計画委員会や既存のVDC統合計画委員会の委員、APMのメンバーも参加し、サブプロジェクトのプロポーザルのスクリーニング基準と優先順位づけ基準を協議して決めた。2011年の2月から3月にかけて、ワード内の全世帯を招いてワードオリエンテーションが各ワードで行われた。またサブプロジェクトのプロポーザルの書き方を指導するワークショップが、希望する住民やユーザーグループを対象に実施された。

2011年3月からはユーザーグループから提出されたサブプロジェクトのプロポーザルについて、各ワード委員会が予備審査と優先順位づけを行い、各VDCのGeMSIP統合計画委員会が最終選定した。4月にはプロジェクトと各GeMSIP統合計画委員会が再委託契約を行い、第1回資金が配賦され、パイロット6VDCで合計40のサブプロジェクトの実施が開始された。5月には、サブプロジェクトの実施者を対象にした会計研修や進捗報告書の審査、同審査の結果に基づく第2回資金配賦が行われた。サブプロジェクトは2011年7月に終了した。

以上のとおり、指標3-1は個々の程度の差はあるが、全般的にGESIの視点に立ったサブプロジェクトの計画立案、選択、実施するプロセスをパイロット6VDCで1サイクル実践することができたと判断できる。プロジェクト終了時までには、これら6VDCはあと2回サブプロジェクトを行い、残りの14VDCと3市は準備期間があるため1回サブプロジェクトを実施する予定である。

¹⁸ シャンジャ郡では選定要件を安全、アクセス、最低条件充足度、他プロジェクトとの重複なしの4項目を設定し、選定基準を人口の多様性、村貧困度ランク、郡境としてそれぞれの配点を決めた。モラン郡では選定要件を安全、アクセス、他プロジェクトとの重複なし、地理的バランスの4項目を設定し、基準を村落貧困度ランク、民族的多様性、社会活動の活発さ、初等教育へのアクセス、保健サービスへのアクセス、飲み水へのアクセスとして配点を決めた。郡内のすべての村と市を評価し、各郡上位6VDCずつを候補とした。プロジェクト関係者が候補地を訪問しVDCセクレタリーはじめ有力者に面会し、①VDCセクレタリーの意欲、②政治リーダーの意欲、③社会グループの意欲を基準に、最終的に各郡3VDCを選定した。

成果 4	GESI の視点に立った開発事業のモニタリングと評価の仕組みと関係者の能力が、対象 2 郡のパイロット事業を通じて強化される。
指 標	4-1. 対象 2 郡の GESI 実施委員会と VDC 統合計画委員会あるいは GeMSIP 統合計画委員会がサブプロジェクトを GM/SI の配慮の観点からモニタリングできるようにする。
	4-2. 対象 2 郡の GESI 実施委員会と VDC 統合計画委員会あるいは GeMSIP 統合計画委員会がサブプロジェクトを GM/SI の配慮の観点から評価できるようにする。

プロジェクトでは 2011 年 3 月から 5 月にかけて、GM/SI モニタリング研修を対象 2 郡とパイロット 6VDC で実施した。前者は GESI 実施委員会を、後者は GeMSIP 統合計画委員会の委員を対象に行われた。これらの機関は、2011 年 4 月から開始されたパイロット事業のサブプロジェクトのモニタリングを、プロジェクトで作成したモニタリングチェックリストを用いながら行っている。包括的なモニタリング計画はないが、GESI 実施委員会、GeMSIP 統合計画委員会がそれぞれの会合でだれがいつどのサブプロジェクトのモニタリングを行うかを決定している。同様に、サブプロジェクトが行われているワード委員会やユーザーグループもモニタリング活動に従事している。中間レビュー調査時点で指標 4-1 は達成されつつあることが確認できた。

各委員会が記入したモニタリングチェックリストは、ファシリテーターや郡に常駐するプロジェクトスタッフに提出されていた。モニタリングの結果は各委員会の会合などで共有されているという。一方、プロジェクト内にモニタリング結果を関係者間で報告、フィードバックする仕組みが十分に整備されていないように見受けられた。

サブプロジェクト 1 サイクルの終了後、プロジェクトでは VDC や郡などでパイロット事業の主要な効果や直面した課題などを関係者間でレビュー共有する会合を開いた。しかし、サブプロジェクトの開発プロセスや事業の結果について、GESI の観点から体系的な分析はまだ十分なされていなかった。したがって、指標 4-2 については GM/SI の観点から評価できるようには至っていないと判断した。

このように、成果 4 はこれから本格的に活動が実施される段階であり、現時点では達成見込みを判断するのは時期尚早である。

成果 5	対象 2 郡で、地方行政機関と女性・子ども事務所が GESI の視点を開発プロセスに組み込めるための運用マニュアルが、プロジェクトによって得られた実施プロセス、実践、教訓をベースにして作成される。
指 標	5-1. 運用マニュアル。

指標 5-1 の運用マニュアルは、第 5 年次に作成することが当初から計画されている。同運用マニュアルの基礎となるリソース材料は指標 1-3 の実績で確認したとおり、パイロット事業ガイドラインや各種マニュアルの素案が既に作成されている。このほか、パイロット事業から得られた実施プロセスや経験、教訓を基に、運用マニュアルが作成される予定である。前

述のとおり、この運用マニュアルは地方開発省が作成する GESI 関連ガイドラインやマニュアルに部分的に反映、統合される可能性が高いため、これらガイドラインやマニュアルとの整合性を確認しながら作業を進める必要がある。

活動がまだ実施されていないことから、中間レビュー時点では成果 5 の達成見込みを予測できない。

成果 6	運用マニュアルの主要コンポーネントを政府ガイドラインに取り込むための戦略が、地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局によって作成される。
指 標	6-1. 戦略。

中間レビュー調査時点では、成果 5 の運用マニュアルが作成されていないため、成果 6 の戦略も作成されていなかった。したがって、達成見込みは判断できない。

成果 7	GeMSIP の経験と教訓が、中央の GM/SI 関連委員会で共有される。
指 標	7-1. 開催された共有会合とセミナーの数と、GeMSIP に関するプレゼンテーションの数。

これまでプロジェクトでは、地方開発省と LGCDP による GESI 課題別委員会やジェンダーフォーカルパーソン会合、社会的包摂行動グループ会合など、中央で開催される GM/SI 関連委員会に出席し、情報・意見交換を行ってきた。2010 年 3 月には GM/SI に関する政策セミナーを、政府高官や GM/SI 関係者を対象に開催した。その目的はプロジェクトの紹介とネパールや日本、その他の国での GM/SI に関する取り組みや経験の共有で、①プロジェクトの進捗、②日本の社会的包摂の取り組み、③ネパールの GESI 政策の立案と施行、④JICA 技術協力のジェンダー主流化に関する事例紹介がプレゼンターの有識者から発表された。同セミナーには 100 人近くの参加があったという。

指標を修正したことや正式な実績として数えられるのは上記セミナーだけなので、中間レビュー調査時点で成果 7 の達成見込みを予想するのは時期尚早である。

3-1-4 プロジェクト目標の達成見込み

プロジェクト目標	GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象 2 郡のシャンジャ郡、モラン郡で実施される。
指 標	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクト終了時まで、プロジェクトが行った提言が既存の GM/SI 関連の政策と指針に反映された件数と具体例。 2. GESI 実施委員会が、GESI 政策に基づき対象 2 郡でそれぞれ設立される。 3. 既存の VDC 統合計画委員会が、対象 2 郡のそれぞれ少なくとも 1 パイロット VDC/市で、GESI 政策に沿った形で改編される。 4. プロジェクト終了時まで、各パイロット VDC/市で女性や排除され

プロジェクト目標	GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象 2 郡のシャンジャ郡、モラン郡で実施される。
	<p>てきたグループのエンパワーメントや能力向上を促進するサブプロジェクト予算支出の割合が、サブプロジェクトの全支出額の少なくとも 35%に達する。</p> <p>5. GESI の視点に立ったサブプロジェクトの好事例が、少なくとも各パイロット VDC/市で 1 例ずつ、プロジェクト終了時までに取りまとめられる。</p> <p>6. GESI の視点に立った仕組みが、プロジェクトを参考にして、対象 2 郡の郡開発委員会とパイロット VDC/市以外の VDC で導入される。 (GESI の視点に立った仕組みとは、GESI 関連委員会の設立と強化や、GESI の視点に立った VDC 統合計画委員会の設置、GESI の視点に立った事業の計画立案、実施、モニタリング、評価、審査と監査が含まれる。)</p>

以下に述べるとおり、プロジェクト目標の 6 つの指標のうち、4 つは達成に向けての正の効果が見られている。しかし、中間レビュー調査時点で指標を修正したこともあり、プロジェクト目標の達成見込みは判断できない。各指標の達成状況については、次のとおりである。

プロジェクト開始以来、プロジェクトは政府の GESI 政策やその他 GM/SI 関連政策や指針の改訂や作成に、意見やパイロット事業の経験の共有を通じて貢献してきた。具体例としては、地方開発省が改訂作業を進めていた「地方行政組織ジェンダー予算監査ガイドライン-2008」に対して、社会的包摂の側面や不利な立場に置かれているグループのジェンダー格差などを、同ガイドラインでもっと取り上げるべきだと提言したことが挙げられる。同省はこの提言を反映させ、更にはプロジェクトが開発した GM/SI 審査マトリックスも同ガイドラインに例示した。最終的に同ガイドラインの名称は、「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン-2010」に変更された。このように指標 1 の達成状況は、中間レビュー時点で良好である。

プロジェクトは開始当初の 2009 年、対象 2 郡に GM/SI を推進しパイロット事業を実施するための調整組織を設立した。モラン郡では GeMSIP ワーキンググループ、シャンジャ郡では GM/SI 調整委員会という名称で設立され、プロジェクトのさまざまな活動に参加した。GESI 政策が施行された 2010 年に、これら 2 つの組織は同政策に沿ったメンバー構成で正式な GESI 実施委員会として再編された。対象 2 郡の GESI 実施委員会は、全国 75 郡に先駆けてプロジェクトによって設立された。指標 2 は中間レビュー時点で既に達成されていた。

各パイロット VDC には、地方開発省の VDC 村落交付金ガイドラインに基づいて VDC 統合計画委員会が設置されている。しかしプロジェクト専門家や C/P によると、多くの場合、その委員構成は村の男性有力者で占められ、同ガイドラインが規定している、少なくとも女性代表者の委員の割合を 33%にすることや社会的に不利な立場に置かれてきた住民を含めることなどは無視されているという。委員会自体が、ほとんど形骸化して機能していないケースもあるという。このような事情から、プロジェクトでは第 2 年次にパイロット事業の一環で行うサブプロジェクトの実施調整機関として、GESI の視点に立った委員構成で GeMSIP 統合計画委員会を各パイロット VDC に設置した。同委員会の委員が積極的にパイロット事業の活動に参加するに

つれ、既存の VDC 統合計画委員会も GESI の視点に立って再編するべきだと当事者たちが徐々に認識する事例も報告されるようになった。シャンジャ郡のジャガトラデビ VDC とフェディコラ VDC では、2010 年の 4 月と 2011 年の 4 月にそれぞれの GeMSIP 統合計画委員会と既存の VDC 統合計画委員会が統合され、GESI の視点に立った委員構成で正式な VDC 統合計画委員会として再編された。以上 2 カ所の事例だが、関係者からのインタビューから同様の動きが残りのパイロット VDC でも今後期待できるため、指標 3 の達成は現在のところ良好である。

指標 4 については、サブプロジェクトの予算支出が GESI の観点から分析されていないため、達成されていない。

中間レビューの現地踏査やパイロット VDC の関係者に対するインタビューから、女性や社会的に不利な立場にいる住民が GESI に関する理解を深めることができた、事業の選定や予算配分が可視化されたなど、サブプロジェクトの実施によって正の効果が現われつつあることが確認できた。しかし、指標 5 の GESI の視点に立ったサブプロジェクトの好事例は体系的に取りまとめられていなかった。

指標 6 に関して、対象 2 郡の DDC やプロジェクトを実施していない VDC で GESI の視点に立った仕組みが採用されている動きが、次のとおり確認できた。

シャンジャ郡では、前任の LDO がイニシアティブを発揮し、DDC でプロジェクトが実施されていない 15VDC を対象にプロジェクトの技術支援を得て 3 日間の GESI 研修を実施した。この研修には、LGCDP が各 VDC に 1 人配置しているソーシャルモービライザーと VDC 書記官が参加した。研修に参加した VDC 書記官のなかには、既存の VDC 統合計画委員会を GESI の視点に立った委員構成で再編させ、同委員会に対するオリエンテーションを行った人もいた。さらに DDC は、女性や社会的に不利な立場に置かれた人々のための 35% の条件付き予算を使って、①障害のある女性ネットワーク調整委員会を 18VDC で、②シングル女性のネットワークを 19VDC で、③政党間女性ネットワーク調整委員会を郡内すべての VDC で設置した。同時に技能開発研修の実施や、女性に対する暴力の被害者のための研修センター兼シェルターを建設した。更にシャンジャ郡の DDC は、2011 年 3 月、プロジェクトの支援を受けて、GESI 統計データ研修を GESI 実施委員会向けに行った。DDC は、GESI 統計を整備するための作業委員会を設置し、チェックリストの作成など作業を進める予定だという。

一方モラン郡では、女性・子ども事務所が DDC と連携・調整し、2011 年 4 月、GM/SI 審査と監査のワークショップを開催した。APM のメンバーは VDC レベルの村落交付金で行う事業に大きな影響力をもつため、GESI に関する理解を深めてもらう目的で同ワークショップに招待した。プロジェクトのスタッフがワークショップの講師として技術支援を行った。

3-1-5 上位目標の達成見込み

上位目標	ネパールで GM/SI の視点に立った施策が実施される。
指標	1. 他の郡で構築された GESI の視点に立った仕組み。

プロジェクト終了 3 年後に達成が見込まれる上位目標の達成について判断するのは、時期尚早である。しかし中間レビュー調査時点でも、指標 1 のプロジェクトの波及効果がモラン郡の北隣のダンクタ郡の事例で確認できた。

前プロジェクトマネージャーでもあり地方開発省 GESI 課の前課長が、ダンクタ郡の LDO に赴

任した 2010 年、プロジェクトの取り組みを参照に GESI の視点に立った仕組みづくりや事業を開始した。主な取り組みは、①GESI 委員会の設置、②プロジェクトからの技術支援も受けた GM/SI 審査・監査研修ワークショップの実施、③DDC の職員を対象にした GESI 政策やジェンダー予算監査ガイドラインに関するオリエンテーションの実施、④GESI 実施委員会を対象にしたモラン郡パイロット VDC のテタリヤ VDC 訪問、⑤パイロット 1VDC の選定と資金供与、⑥女性グループが中心になって実施した飲料水プロジェクトの支援、⑦ダリット鍛冶屋用の作業所建設プロジェクトへの支援—などである。ダンクタ郡の LDO が元 C/P だったという特殊な事情もあるが、新しい試みをプロジェクトが後押しした点は評価できる。

3-2 実施プロセス

3-2-1 プロジェクトのマネジメント体制

(1) 実施体制

本プロジェクトでは、C/P 機関が多岐にわたり、中央では地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局の 3 つの機関で、対象 2 郡では DDC と女性・子ども事務所の 2 つの機関である。そのため JCC とは別に、地方開発省の局長と女性・子ども局の総局長 2 人を議長に、中央 C/P 機関の課長 3 人、郡 LDO 2 人、女性・子ども事務所所長 2 人、LGCDP 調整課の課長 1 人と日本人専門家から成るプロジェクト運営委員会が設置された。同委員会がプロジェクトの実務を担うことが期待されていた。

後述するように、同委員会の会合は定期的実施され、プロジェクトの進捗は関係者間で適宜共有されていた。しかし同委員会のメンバーは、それぞれプロジェクト以外の業務が多忙でプロジェクト活動に十分な時間を割けないことが多かった。また人事異動によるメンバーの頻繁な交代があった。このような状況から、プロジェクトの主要な活動は日本人専門家とプロジェクトスタッフのイニシアティブで行われていた。一方、女性・子ども・社会福祉省や女性・子ども局、郡女性・子ども事務所の一部の C/P からは、プロジェクト内での自分たちの役割が不明瞭であるといった意見も、中間レビュー調査時に報告された。

(2) 活動進捗のモニタリング

プロジェクト活動全般の進捗状況のモニタリングは、年 3 回ほど行われているプロジェクト運営委員会と年 1 回の JCC を通じて行われていた。日本人専門家と C/P によると、前者はプロジェクト活動の進捗確認と方向性についての協議の場として、後者は重要で必要な事項に関し承認、合意を取りつける場として機能していたという。一方で、JCC の決定事項となる議題については、プロジェクト運営委員会の場で決定権がないとの理由で十分議論することが困難なこともあり、別途非公式な場での話し合いをもつ必要があったとも報告されている。C/P に対するプロジェクトの進捗報告は、上記以外に日本人専門家が着任・帰任する際に行われていた。

郡レベルではパイロット VDC のファシリテーターを毎月、郡のプロジェクト事務所に呼んでスタッフ会議を行い、郡のプロジェクトスタッフがカトマンズのプロジェクト事務所に報告するというスタイルをとっていた。専門家とプロジェクトスタッフによる対象郡に対するモニタリングは、各郡年 2~3 回実施し、中央の C/P は第 3 年次に 2 回、パイロット VDC をモニタリングしたという。パイロット事業のサブプロジェクトのモニタリング

は、GESI 実施委員会と GeMSIP 統合計画委員会、ファシリテーターが中心になって実施されていた。このように各関係者によるモニタリングは行われているが、郡の C/P 機関である DDC と女性・子ども事務所をはじめ郡関係者が一堂に会して、サブプロジェクトを含むパイロット事業のモニタリング結果を共有、フィードバックをする仕組みは確認できず、改善の余地があると判断した。

(3) コミュニケーション

C/P と日本人専門家間のコミュニケーションは、前述の C/P が十分にプロジェクト活動に時間を割けないなどの制約があるなかで、質問票やインタビューの結果から全般的に円滑に行われたと判断できる。本プロジェクトは業務実施型で実施されているため、専門家がネパールに滞在できる期間は決して長くはない。専門家が不在のときを含め、中央、郡のプロジェクトスタッフが C/P と日常的に協議や調整を行っていることも、円滑なコミュニケーションに貢献している要因のひとつといえる。ただし、中央レベルでは女性・子ども・社会福祉省がプロジェクト事務所から離れていることもあり、他の 2 機関の C/P と比べると日本人専門家とのコミュニケーションが十分とはいえない面もあったことが、質問票調査やインタビューの結果からうかがえる。

日本人専門家同士のコミュニケーションは、質問票に回答した 5 人の専門家のうち 4 人が、専門家チーム内の運営が円滑に行われていない、円滑に行われているが課題があると回答している。阻害要因としては、異例の共同企業体による専門家チーム構成¹⁹で、チームリーダーが実質「二頭体制」になっていることや、その結果として意思の疎通、責任の所在、リソースの配分の面で支障が出ていることが挙げられている。また課題として、専門家チーム全体の意見や特定の価値観と異なる意見は、軽視される傾向があると指摘している専門家もいた。プロジェクトスタッフのなかには、専門家から異なる意見や指示が出て統一してほしいと要請したことがあると発言した人もいた。本件に対して、専門家チーム内の運営の問題は属人的な要因が大きいととらえている JICA 関係者もいた。C/P からは本件について何も報告されなかった。中間レビュー調査時点では、本件がプロジェクトの成果や目標の達成には直接影響していないと判断した。しかし人間関係は、プロジェクトマネジメントの大きな要素でもあり、専門家チームが現行の体制でどのような運営を行うのか、今後注視する必要がある。またプロジェクトの運営や成果、目標達成に影響を及ぼすような問題が起きた際には、専門家チーム編成や契約形態のあり方についても十分に検証する必要があるだろう。

JICA ネパール事務所とプロジェクトとのコミュニケーションは、活動進捗や課題を随時共有しており良好である。JICA 本部とはテレビ会議を通じて、コミュニケーションをとっているが、一部の専門家や JICA 本部からは、より密なコミュニケーションが必要であるという意見が出されていた。

C/P 機関同士のコミュニケーションのうち、地方開発省と女性・子ども局については、同じ敷地内に位置することもあり、質問票やインタビューの結果から良好なことがうかが

¹⁹ 本プロジェクトは、民間コンサルタントなどの業務実施契約によって行われる技術協力プロジェクトとして公示された。しかし、業務指示書が出た時点で、「先行実施案件での実績、経験等を考慮し、現地活動、調整において中心的な役割を担うチーフアドバイザーの業務従事者を別途想定している」とされていた。

えた。一方、女性・子ども・社会福祉省と地方開発省とのコミュニケーションは、プロジェクト開始前に比べれば良くなったという意見がある一方、情報共有という点ではコミュニケーションがとれているが、活動に関する協議という点では課題があると指摘した関係者も複数いた。

(4) プロジェクトに対する主体性

パイロット事業の現場である対象2郡のパイロット6VDCでは、サブプロジェクトの実施に伴い、住民を含め関係者がGM/SI推進の意義を理解し、プロジェクトに対する関心や期待が高まってきていることが、インタビューと現地踏査で確認できた。

GESI政策が2010年に施行されたこともあり、本プロジェクトが行うパイロット事業の意義やアプローチの有効性は、中央、郡のC/Pの間で共有、理解されている。しかし、頻繁な人事異動や他業務に多忙なことなどが影響して、C/P、特に中央のC/Pのプロジェクト活動に対する関与は十分ではないことが、関係者に対するインタビューから推察できた。一方、前述のとおり、女性・子ども・社会福祉省や女性・子ども局、郡女性・子ども事務所の一部のC/Pからは、プロジェクト内での自分たちの役割が不明瞭であるという指摘があった。また、日本人専門家から、C/Pに対する活動進捗の報告をはじめ情報共有の点では問題ないが、主要な活動は日本人専門家とプロジェクトスタッフが中心に進めているため、どのようにプロジェクトの活動に取り組めばいいかわからないと意見を述べるC/Pもいた。プロジェクト後半、プロジェクトの円滑な実施や自立発展性の確保に向けて、C/Pのプロジェクトに対する主体性や責任感の醸成、リーダーシップの発揮が可能な実施体制やアプローチを検討することが必要不可欠である。

3-2-2 技術移転状況

日本人専門家からC/Pに対する技術移転は、主に対象2郡のパイロット事業の実践と研修を通じて行われた。日本人専門家に対する質問票やインタビューによると、技術移転で工夫した点として、①ネパールの現実に即したGM/SIの実施方法を郡とVDCのC/Pと協議・試行する点を重視した、②知識や意識、実践が結びつくように、理論説明ではネパールの実例を活用し、研修では演習を含めた、③C/PやGESI実施委員会の委員が講師研修受講後、各種研修講師を務められる点を重視したなどの点が挙げられた。一方で、C/Pの頻繁な異動や他業務との兼務で、専門家が想定していた以上にプロジェクト活動に時間を割けないケースも一部報告された。

C/Pの多くは、GESI政策やGM/SI推進に関する知識、GM/SI研修実施のスキルやファシリテーションスキルを学び、身に着けたと回答していた。郡やパイロットVDCのC/Pや関係者からは、サブプロジェクトのスクリーニングや選定プロセスが可視化され、予算配分が住民に開示されるようになった本プロジェクトのアプローチを高く評価していた。インタビューをしたパイロットVDCの住民からは、プロジェクトによって政府のGESI政策やVDCの村落交付金、事業申請のプロポーザルの書き方や提出方法を学んだという声が聞かれた。また、女性や不利な立場に置かれている住民の声を事業に反映されるためには、GeMSIP統合計画委員会のようにGESIの視点に立った組織が必要不可欠なことを学んだと述べる住民もいた。そのほか、限られた予算で住民のニーズに基づいて提案されている事業案を絞り込まなければいけない場合、スクリーニングの基準に沿って協議しながら優先順位をつけるという手法が有効であるこ

とをプロジェクトから学んだという意見も出された。

以上のことから、日本人専門家からのパイロット事業や研修を通じたネパール側 C/P や関係組織、住民への技術移転は順調に行われていると判断できる。

3-3 評価 5 項目による分析

3-3-1 妥当性：高いと判断できる

妥当性とは、中間レビュー時点においても、プロジェクトのめざしている効果（プロジェクト目標や上位目標）がネパール側と日本側の政策に合致しているか、問題や課題の解決手段として適切かなど「援助プロジェクトの正当性・必要性」を問う視点である。本プロジェクトがめざす方向性は、ネパール政府が推進する GESI 政策の実践と日本側の対ネパール援助政策に合致している。パイロット事業を通じたアプローチも GESI 政策の実践の手段としても適切なことから、協力実施は妥当性が高いと評価できる。

(1) ネパールの GESI 政策との整合性

ネパールでは、2006 年の政府とマオイストとの和平合意後に制定された暫定憲法（2007 年）により、平和構築とともに社会正義の実現と社会的包摂に配慮した開発が最重要課題として位置づけられている。暫定 3 カ年国家開発計画（2007/08～2009/10 年）、3 カ年国家開発計画（2010/11～2012/13 年）は、女性や低カーストをはじめとする社会的に不利な立場に置かれてきた住民が、政治や行政のプロセスに参加できる体制の実現と公平な行政サービスの普及をめざすとしており、GM/SI を推進する政策の導入を重視している。プロジェクト開始後に施行された GESI 政策（2010 年）では、同政策を具体的に地方行政で実施・モニタリングしていくための実施体制の構築が明記されている。本プロジェクトは GESI 政策を郡や VDC/市といった地方行政で具現化する取り組みを、パイロット事業を通じて行っている点で、これらの GESI 政策や関連政策との整合性が非常に高い。

(2) 必要性

地方開発省を中心に GESI 政策や関連ガイドライン、マニュアルの作成、改訂が進められ、GM/SI 推進のための政策的な枠組みは整備されつつある。しかし、民族やカースト、ジェンダーの格差や差別が根強いネパール社会で、これまで有力者やある特定の住民やグループによる非民主的な意思決定メカニズムが定着している地方行政で、新しい概念である GESI 政策を実行することは容易なことではない。したがって、全国 75 郡に先駆けて対象 2 郡のモランとシャンジャで、GESI 政策の実践に取り組んだ本プロジェクトの必要性は高く、ネパール政府のニーズに合致した協力だと判断できる。

(3) 問題解決手段としての適切性

ネパールでは全国どの地域をとっても開発のニーズはいまだに高く、政府やドナーが新規のプログラムやプロジェクトを実施する場合、全国 75 郡のうち何郡を対象にしているかが、多くの政府・行政官の関心事である。地勢学的、民族的な特性が地域によって異なる社会のため、パイロットプロジェクトが他の地域に十分に普及せずに文字どおり期間限定の「試行」で終わってしまうことも多く、パイロットプロジェクトというアプローチに対

しても懐疑的な意見もある。

このような背景から、本プロジェクトがパイロット事業の実践の場として対象2郡だけを選択したことに対して、ネパール関係者のなかにはプロジェクト開始当初から不満の声やより多くの郡を対象にするよう求める声があった。中間レビュー調査時点でも、同様の声は聞かれた。

しかし、本プロジェクトが他のドナーのプログラムと違って、①対象2郡で郡とVDC関係者、住民との協議を重視し現場に合う方法を採用した、②GESIの視点に立ったサブプロジェクトの計画の立案、スクリーニング、選定に際して参加型で民主的なプロセスを重視してきた、③一連のプロセスを可視化し、事業選択と予算配分の透明性を確保したこと、当事者たちに徐々に受け入れられ、評価されつつある。プロジェクトが導入したきめ細かなアプローチにより、女性やこれまで開発から排除されてきた住民たちが事業計画や事業選定、事業実施に参加することが保障され、住民のGM/SIに関する理解が深まったことも、インタビューした住民の多くが述べていた。本プロジェクトでは、事前評価時にネパール側との協議を通じて、人間開発指標やジェンダー開発指標、各郡の民族やカーストの現状、地方行政機関の能力などを分析したうえで、中西部中間山地のシャンジャ郡と東部低地のモラン郡が対象地域として選択された。異なる特徴をもつ対象2郡の選択により、プロジェクトでこれまで導入したGESIの視点に立った仕組みやアプローチを精査し、発現した効果を分析していけば、今後条件の異なる他地域で適用されることが期待できる。

これらの点から、中間レビュー調査時点で本プロジェクトは課題の解決手段として適切だったといえる。

(4) 日本の援助政策との整合性

日本の外務省対ネパール経済協力方針（2008年5月）では、「民主化と平和構築」が3つの援助重点分野の1つである。新しい国づくりをめざす中央と地方政府の取り組みを支援するとともに、「伝統的に弱い立場に置かれてきた人々や紛争の影響で社会的に弱い立場の人々にも焦点を当てること」や「地方行政、社会的包摂に復興期の開発課題として重点的に取り組むこと」が明記されている。したがって、本プロジェクトは日本の援助政策との整合性が高いと判断できる。

(5) 計画の適切性

当初の計画であるPDMや正式な合意文書であるR/Dには、パイロット事業に関する記述が全くなかった。一方で、コンサルタントに対する特記仕様書では、6VDCでパイロット事業を第3年次以降に行うことが明記されていた。PDM成果3の指標3-1に「GM/SIの視点に立ったプロジェクトが、各郡20のVDCとすべての市（シャンジャ2市、モラン1市）で実施される」と記載があり、20の根拠が示されていないため、ネパール側の関係者はパイロット事業を行う各郡のパイロットVDCの数だと主張し、専門家とJICAを含む日本側関係者と意見が対立した。結局、双方の合意を得るまでにかかなりの時間を費やすことになったうえ、当初の計画を大幅に見直してパイロット事業を行う必要がでてきた。日本側とネパール側双方の関係者が共通見解をもてるよう、PDMやR/D、覚書などにパイロット事業の概念や位置づけ、予定している対象パイロットVDCの数がその根拠とともに

に記載されているべきであった。

3-3-2 有効性（予測）：やや高いと見込める

有効性とは、プロジェクトの実施により本当にターゲットグループや対象地域に便益がもたらされているのか、プロジェクト目標が終了時までには達成される見込みはあるのか、またそれは各成果の結果もたらされているか、を問う視点である。パイロット事業の実施を通じて、GESIの制度的仕組みを構築、強化する取り組みを推進し、女性や被差別グループなど社会的に不利な立場に置かれてきた住民のサブプロジェクト計画立案や実施への参加を促すことに本プロジェクトは貢献している。ただし、GESIの視点に立ったサブプロジェクトの実施という点では、選定基準の見直しなど改善の余地もあり、本プロジェクトの有効性はやや高いと予測できる。

(1) プロジェクト目標の達成予測と成果の貢献

3-1-3の成果の達成状況で述べたとおり、プロジェクトの中間地点ということもあり、成果間で達成状況は異なるが、それぞれ達成に向けて活動が実施されている点は確認できた。成果2と3、4については、中間レビュー調査でPDMを改訂し活動対象範囲を明確にしたことから、今後必要な活動が順調に実施されれば8つの成果はプロジェクト終了時までには達成される見込みは高いと期待できる。プロジェクト目標の達成については3-1-4で述べたとおり、6つの指標のうち4つについては達成に向けて効果が現われ始めているとみられることから、中間レビュー現時点においてもある程度、達成が見込めると予測できる。

本プロジェクトでは、パイロット事業の実施を通じて、GESIの制度的仕組みを構築、強化する取り組みを対象2郡で行ってきた。主な取り組みには、①郡レベルでのGESI実施委員会の設置、②VDCレベルでのGeMSIP統合計画委員会の設置、③既存のVDC統合計画委員会の改編、④GM/SI関連の研修実施、⑤GM/SI監査とGESIの視点に立った予算、⑥GESIの視点に立ったサブプロジェクトの計画立案と選定、実施、モニタリングが含まれる。このようなGESI政策の実行を具体的に郡とVDCでパイロット事業を通じて実践したことが、プロジェクト全体の有効性を高めたと判断できる。

3-3-1の妥当性でも述べたが、プロジェクトは対象2郡とパイロットVDC関係者との調整や協議を重視してパイロット事業を実施し、その結果、住民や関係者がGESIに関する理解や知識を深め、住民、とりわけ女性や開発から排除されてきたグループが事業計画や選定、実施に参加することを後押しした。サブプロジェクトの計画・選定プロセスや予算配分の透明性を高めたことも、パイロットVDCの関係者や住民に高く評価されつつある。本プロジェクトがパイロット事業のプロセスを重視した戦略をとった点も、全体的な有効性を高めた一因といえる。

一方で、パイロット6VDCで実施された40のサブプロジェクトのなかには、ネパール政府が採用している「ジェンダー視点に立った予算ガイドライン-2008」やJICAの課題別指針「ジェンダー主流化・WID」の定義に照らし合わせると、GESIの視点が十分反映されたものであると断定できないものが含まれていた。現地踏査とユーザーグループにインタビューした飲料水のタンク建設や歩道補修のサブプロジェクトでは、多くの住民が便益を受けていることは理解できたが、それぞれの事業がだれのどのようなGESIの課題に対

応して選定されたかという点については明確でないように見受けられた。パイロット VDC の一部の住民からも、サブプロジェクトのプロポーザル選定基準にある「GESI の視点に立っていること」の意味があいまいでよく分からないという意見がプロジェクト側に報告されているという。全般的に女性や排除されてきた住民のサブプロジェクトへの参加はプロジェクトによって促進されたが、彼らの意見が十分反映され、便益を受けられる段階までには至っていないケースも一部あるように推察できた。以上のことから、今後プロジェクト内で住民が理解できるよう「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」とは何を指すのか整理し、①社会的に排除されている住民の真のニーズや意見が十分に反映されているか、②実質的な意味での機会の平等が確保されているか、③便益の公平な配分が保障されているか—という点を一層重視して、パイロット事業を行う必要がある。

(2) 因果関係

本プロジェクトは、8つの成果（アウトプット）が設定されている。成果0でプロジェクトマネジメントを適切に実施し、成果1で中央と対象2郡の関係者のGM/SIに関する能力強化を行う。成果2から成果4で、対象2郡でパイロット事業の一環として、GM/SI 監査と予算分析、GESI の視点に立ったサブプロジェクトの計画立案、選定、実施、モニタリングと評価を行うデザインになっている。これらパイロット事業の経験や教訓を踏まえて、成果5で実践的な運用マニュアルを作成し、成果6で、作成した運用マニュアルを、地方開発省が中心となって作成・改訂中の GESI 関連のガイドラインやマニュアルに反映、統合させるための戦略を策定する。成果7で、中央の GM/SI 関連委員会にプロジェクトの経験や教訓を共有、フィードバックしていく取り組みを行うというデザインになっていた。このようにプロジェクト目標を達成させるために8つの成果が設定されており、成果からプロジェクト目標に至る論理に矛盾はない。

成果達成からプロジェクト目標に至る外部条件については、「プロジェクトによって育成された人材の95%が、GM/SI 関連の職責で活用される」が設定されていた。成果1の指標と同様「育成された人材」の定義があいまいだったため、中間レビュー調査時点でこの外部条件が満たされるどうかは厳密には判断できなかった。改訂した PDM バージョン3の指標1-2では、講師養成研修受講者のうち、講師として1回以上実績を積んだ人材を50人育成していくことをめざすことにした。この指標に照らし合わせると、現時点では設定された外部条件からの影響はなかったと推察できる。今後は指標1-2を参照に、外部条件の影響をモニタリングする必要がある。

以上の点を総合的に判断して、有効性はやや高いと予測できる。

3-3-3 効率性：中程度と判断できる

効率性は、プロジェクトの投入から導かれる成果の達成度を把握し、資源が有効に活用されているかを問う視点である。日本側とネパール側双方からの投入は予定どおり行われ、全般的に活動は計画されたスケジュールどおりに実施されている。しかし、C/P の頻繁な人事異動や他業務が多忙でこれまでプロジェクト活動に十分に関与できていない点や、第3年次の日本側が負担するプロジェクト予算の削減は、円滑なプロジェクト実施に影響を及ぼしたとみられ、全般的に効率性は中程度と判断できる。

(1) 日本側の投入

日本人専門家はこれまでに6分野8人が派遣された（3-1-1の投入実績を参照）。3-2の実施プロセスで述べたとおり、専門家からの技術移転の方法は、特にパイロット事業で採ったプロセス重視のアプローチが、C/PやパイロットVDCの関係者や住民から高く評価されている。派遣時期や期間については、第3年次の予算縮小の影響で計画より短縮せざるを得なくなった。専門家1人体制で派遣されることもあり、多岐にわたる業務調整がやや困難だったといった意見が出ていた。こうした状況で、プロジェクトが雇用した中央と郡のスタッフは、日本人専門家とC/P、VDCレベルの関係者との連携・調整、情報共有に取り組み、円滑かつ適切な活動実施に貢献したと考えられる。

本プロジェクトでは予算縮小が原因で、本邦研修や第三国研修を実施していない。しかし、JICAが実施しているジェンダー関連の課題別研修にプロジェクトのC/Pも数人これまで参加しており、「GM/SI促進の具体的な方法を学んだ」と評価が高かった。研修に参加していないC/Pも、「研修は参加者のGM/SIに関する知見を深めるのに貢献している」という前向きなコメントが多かった。

日本側から供与された機材は、C/P機関には供与されず、基本的にプロジェクトの専門家とスタッフによって、プロジェクト活動のために適切に活用されていた。郡では車両の使用に関して、LDOや女性・子ども事務所所長が事前に文書ではなく口頭で要請するため、郡常駐のプロジェクトスタッフが対応に苦慮していることが報告されていた。しかし、このことによって活動の効率性や成果の達成には影響が出ていないことから、総合的に判断して供与機材の種類や数は中間レビュー時点では適切だったといえる。ただし、プロジェクト後半、C/P主体でパイロット事業を実施していく体制に移行する場合は、C/P機関に対する供与機材についても検討していく必要があるだろう。

日本側が負担したプロジェクトの活動経費に関して、前述のとおり、2010年度のJICA予算の大幅削減の影響で、第3年次の予算が1.5割程度削減された。このことは、専門家の派遣期間の短縮やパイロット事業の実施回数の削減など活動計画の大幅変更を余儀なくされ、プロジェクトの効率性にも影響を及ぼしたと判断できる。

(2) ネパール側の投入

3-1-2で述べたとおり、プロジェクトには12人の主要なC/Pが配置された。日本人専門家によると、C/Pは全員が他業務との兼任のためプロジェクト活動に時間を十分に割けなかったケースや、頻繁な人事異動でC/Pが交代し、関係を再び築くことから開始しなければならなかったという。これらはプロジェクトの効率性に多かれ少なかれ影響を及ぼしていることがうかがえる。

ネパール側が負担する現地活動費はほとんどなく、研修やパイロット事業のモニタリングのための出張旅費、会合開催、ファシリテーターの給与など、すべて日本側の費用負担で行われている。多くのドナープロジェクトでもネパール側が費用負担しないことが常態化しており、問題視されている。日本人専門家チームとC/P機関の間で、費用負担の可能性について協議は行われているものの、なかなか進展がみられないのが現状だという。プロジェクト終了後の自立発展性の確保はもとより、GESI政策の実施のためにはプログラム予算だけでなく運営経費の予算措置が必要不可欠であり、今後もネパール側へ働きかけて

いく必要がある。

ネパール側が提供した日本人専門家用の執務室は、地方開発省とモラン郡 DDC、シャンジャ郡 DDC の 3 カ所にあり、利便性の面で大きな問題はなかったことが関係者からのインタビューで確認できた。

(3) 外部条件の影響

活動から成果に至るまでの外部条件は、「対象 2 郡の治安状況が大幅に悪化しない」が設定されていた。中間レビュー時点で、プロジェクトにとってこの外部条件の影響は特になかった。

(4) 類似プロジェクトとの比較

最近終了したジェンダー主流化案件をレビューしたものの、本プロジェクトのように社会的包摂も扱っているプロジェクトや地方行政で GM/SI 推進を行っているプロジェクトは実施されていなかった。そのため、JICA が他国で実施している類似案件の総投入コストとの比較は調査できなかった。

3-3-4 インパクト（予測）：やや高いと見込まれる

インパクトとは、プロジェクト実施によりもたらされる、長期的、間接的効果や波及効果を検証する視点で、予期していなかったプラス・マイナスの効果や影響も含まれる。中間レビュー時点でも、上位目標達成に向けた正のインパクトの発現がみられた。GESI 政策を推進する政策環境が整いつつあることも踏まえて、プロジェクトのインパクトはやや高いと予測できる。

(1) 上位目標への波及効果と達成見込み

3-1-5 で述べたとおり、プロジェクトの波及効果については、モラン郡の北隣のダクタ郡の事例が報告されている。わずかに 1 例ではあるが、今後のプロジェクトの活動次第では、プロジェクトの波及効果が期待できる事例である。GESI 政策の推進は政府の優先課題になっており、具体的な取り組みが既に開始されている。例えば、2010 年の GESI 政策施行後、地方開発省を中心に LDO や DDC の職員に対する GESI 政策の実践に向けたオリエンテーションなどが実施されている。また 2008/09 年からは郡交付金ガイドランや VDC 村落交付金ガイドランに基づき、郡や VDC の交付金の 15% を女性や子ども、被差別グループを対象としたターゲット事業に優先的に割り当てるよう、予算の優先配分制度が導入された。中間レビュー調査時の 2011 年度からは、この優先配分の割合が 35% に増加した。このほか 2007/08 年度から財務省主導で中央省庁を対象にジェンダー視点に立った予算配分を導入しているが、今後は地方行政機関にも導入される予定である。つまり、郡と VDC 予算のうちターゲット事業以外のいわゆる一般事業にも GESI の視点を導入しようとしている。以上のような GESI 政策を推進する政策環境が整いつつあるので、今後プロジェクトの取り組みや経験、教訓をさまざまな形で中央、郡、VDC など異なるレベルの関係者に共有していく活動を大々的に実施できれば、プロジェクトの波及効果は徐々に現われていくことが期待できる。

(2) 上位目標以外の波及効果

中間レビュー調査時点では、まだ確認されていない。

3-3-5 自立発展性（見込み）：中程度と見込まれる

自立発展性とは、プロジェクト終了後もプロジェクトで発現した効果や上位目標などプロジェクトがめざしていた効果が持続されるかどうかを、政策、組織、制度、技術、財政の面から問う視点である。政策面は、GESI 政策ほか関連政策が継続、発展する見込みが高い。反面、財政、組織・制度と技術面では、早急に取り組むべき課題や不確実な要素もあり、自立発展性は中程度と判断した。以上の点を総合的に判断して、現時点でのプロジェクトの自立発展性の見込みは中程度と評価した。

(1) 政策面：高い

これまで述べてきたとおり、プロジェクトをとりまく政策環境は、GESI 政策が施行されたこと、GM/SI 関連ガイドラインやマニュアルが作成、改訂されつつあること、政府の GM/SI 推進に対する強いコミットメントがあることなど、プロジェクトの活動を後押しする望ましいものになりつつある。プロジェクト終了後もこうした現在の政策が変更される可能性は低く、政策面の自立発展性は高いと見込める。

(2) 財政面：中程度

財政面については、郡や VDC の交付金の 35%を女性や子ども、被差別グループを対象としたターゲット事業に優先的に割り当てる優先配分制度と、残りの 65%にも GESI の視点を導入する政策は、プロジェクト終了後も継続する可能性が高い。主要ドナーで支援する LGCDP も引き続き実施される予定で、各 VDC に配置されるコミュニティムーブライザーの人件費など GESI 関連の予算の継続は、中間レビュー調査時点でもある程度見込める。しかしながら、3-3-3 の効率性で述べたとおり、GESI 実施委員会の会合や VDC で実施中の事業のモニタリング、研修実施などの活動にかかる経費やファシリテーターの給与などはほとんど計上されておらず、日本側が全面的に負担している。プロジェクトで現われた効果やインパクトを持続するためにも、こうした予算措置に向けての努力がネパール側で早急になされる必要がある。以上のことから、財政面の自立発展性は中程度と見込める。

(3) 組織・制度面：中程度

GESI 政策の実践に必要な中央、郡、VDC レベルの組織・制度は、C/P 機関が強い主体性と責任感をもって今後プロジェクト活動に取り組むことができたならば、プロジェクト終了後も定着、機能していくことが予想される。今後、ネパールで連邦制への移行に伴い大変革が起きた場合は、こうした組織・制度面、特に VDC レベルの組織・制度面の自立発展性に影響を与えるかもしれない。不確実な要素もあり、中間レビュー調査時点での組織・制度面の自立発展性の見通しは、中程度と判断した。

(4) 技術面：中程度

プロジェクト関係者の GESI に関する知識や意識は、プロジェクトの実施により徐々に向上している。C/P やパイロット VDC の関係者が主体になって、GESI 政策を実践していくためには、今後も彼らの能力強化に関する活動が必要である。現時点での技術面の自立発展性は中程度とみなした。

3-4 効果発現に貢献した要因

3-4-1 計画内容に関すること

パイロット事業については、プロジェクト計画時には具体的にデザインされていなかったが、コンサルタントの特記仕様書には組み込まれていた。プロジェクト開始後、日本人専門家と C/P は、GESI 関連の政策とガイドラインのレビューや対象 2 郡の現状分析を踏まえて、パイロット事業の位置づけやアプローチを協議・検討した。第 2 年次からパイロット 6VDC で準備を開始し、GESI 実施委員会の設置や GeMSIP 統合計画委員会の設置、GM/SI 監査と予算分析、GESI の視点に立ったサブプロジェクトの計画立案と選定、実施、モニタリング・評価など GESI の実践に必要な仕組みの構築、強化と、関係者の能力向上をパイロット事業の実践を通じて行ってきた。このようにパイロット事業の実施は、関係者の GESI 政策の実践の練習台として機能し、本プロジェクトの妥当性、有効性を高めた要因となった。

3-4-2 実施プロセスに関すること

プロジェクト開始後の 2010 年に GESI 政策が施行されたことにより、事前評価時で想定していた以上のスピードで GESI 関連のガイドラインやマニュアルの整備、各郡で GESI 実施委員会の設置やオリエンテーションの実施など、GM/SI 推進のための取り組みが加速化している。こうした動きに先駆けて開始された本プロジェクトにとって、GESI 政策や関連ガイドラインの存在や政府の同政策推進に対する強いコミットメントは追い風になっており、プロジェクトの有効性や正のインパクトの発現を担保、促進する要因と見なすことができる。

このほか、プロジェクトでは対象 2 郡の関係者や住民との協議・調整に十分時間をかけて、当事者たちの意見も尊重し、その結果を振り返り次のステップに生かすという、プロセス重視の支援方法でパイロット事業を実施した。このようなアプローチは、住民たちが GM/SI 推進や住民参加の重要性を理解し、サブプロジェクトの提案やスクリーニング、実施プロセスに参加することを促した。同時に、これまで VDC レベルで行われていた既存の非民主的な意思決定による事業選択や不透明な予算配分が、あるべき姿でないことに気づくことを可能にした。以上のとおり、プロジェクトが採ってきたプロセス重視の支援方法は、プロジェクトの妥当性と有効性をともに高めることに貢献した。

3-5 問題点及び問題を惹起した要因

3-5-1 計画内容に関すること

プロジェクト計画時に作成された PDM には、対象 VDC の数が明記されていたものの、詳細な説明やパイロット事業については記載がなかった。パイロット事業の対象 VDC/市の数をめぐる解釈と見解の違いは、協議に多くの時間を割かなければいけなかった。さらに、当初の 6VDC から 20VDC をカバーすることになり、第 4 年次以降の活動計画を大幅に見直さなければ

いけない事態となった。日本人専門家と C/P に対する質問票やインタビューからも、本件がプロジェクトの円滑な実施に負の影響を及ぼしたことは明らかである。

3-5-2 実施プロセスに関すること

C/P の頻繁な人事異動や JICA 技術協力全体の予算削減に伴って第 3 年次のプロジェクト予算が削減されたことは、専門家派遣期間の縮小や第 4 年次以降の活動計画の変更など具体的な影響をもたらし、実施プロセス上の阻害要因として挙げるができる。

3-6 結論

本プロジェクトのほとんどの活動は、計画されたスケジュールどおりに実施された。対象 2 郡のパイロット 6VDC では、基本的に GESI 政策や関連政策に従って、パイロット事業を 1 サイクル行い、GESI の視点に立った制度的仕組みを構築、強化することができつつある。

とりわけプロジェクトが導入したプロセス重視の支援方法は、①関係者の GESI に関する意識の向上や、②女性や排除されてきたグループのサブプロジェクトの計画立案プロセスへの参加促進、③計画プロセスとサブプロジェクトの予算配分の透明性の確保一に貢献した。現場と実施プロセスを重視した日本の技術協力の強みが十分生かされ、プロジェクトの妥当性や有効性を全般的に高めることにつながったといえる。また、上位目標の達成を見据えたプロジェクトの正の波及効果も、ダンクタ郡の 1 例だけが確認された。

一方で、早急に取り組みが必要な課題も見受けられた。「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」の選択定義があいまいなこともあり、パイロット 6VDC で実施された 40 のサブプロジェクトで、GESI の視点が十分に反映されたとは断定しづらいものが含まれていた。パイロット VDC の一部の住民からも、「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」の意味がよく理解できないと指摘がなされている。C/P の頻繁な人事異動やプロジェクト活動に主体的に参加できていない点は、円滑なプロジェクト実施の阻害要因であり、プロジェクトの効率性や組織・制度、技術の自立発展性に見通しに一定の影響を及ぼしている。第 3 年次に起きたプロジェクトの予算削減は、JICA 技術協力全体の予算縮小によるものだが、専門家派遣期間の縮小や第 4 年次以降の活動計画の変更など具体的な影響をもたらし、プロジェクトの効率性低下をやや招いた。

GESI 政策の施行や関連政策、ガイドラインの整備、GESI 政策の実行に対する政府の強いコミットメントは、プロジェクトの取り組みを後押しする促進要因で、妥当性、有効性、インパクト、政策面の自立発展性を高めることに貢献した。今後、プロジェクトの効果を発現、持続させるために、関係者の GM/SI に関する能力強化の継続、C/P による主体的なプロジェクト運営、GESI 政策実践のための運営経費も含めたネパール側の予算措置が一層望まれる。

第4章 提言と教訓

4-1 提言

合同レビュー調査団は、以下のとおり、7つの提言を行った。

(1) PDM と PO の改訂

中間レビュー調査団が改訂、提案した PDM バージョン 3 と PO バージョン 2 について、プロジェクト関係者間で早急に協議し、JCC で承認することを提案する²⁰。

(2) DDC と女性・子ども事務所主体のサブプロジェクト実施体制の構築と推進

C/P 機関がパイロット事業の経験を吸収し内部化させるためには、プロジェクトの後半、実施体制のあり方を再検討する必要がある。GESI 政策によると、LDO や女性・子ども事務所所長、計画課職員、社会開発課職員なども委員である GESI 実施委員会が、郡と VDC レベルで GESI 政策を実施・調整していく中心的な役割を担うことを期待されている。郡レベルでは、女性・子ども事務所が、「ジェンダーと子どもの権利主流化ガイドライン-2005」に沿って、ジェンダー主流化調整委員会が設置されている場合は同委員会と連携・協調し、既に GM/SI 推進に取り組んでいる。同事務所の職員たちは、草の根の VDC レベルで女性、特に不利な立場に置かれている女性たちを対象に人身売買や女性に対する暴力などの啓発プログラムや貧困女性の組織づくり、雇用機会や経済活動支援などを実践しており、同分野では豊富な現場経験やファシリテーションスキルをもっている。こうした点を踏まえて、プロジェクト後半は、DDC と女性・子ども事務所がより主体的にパイロット事業を実施する体制に移行することを提案する。特に、新規パイロット VDC/市では、これら 2 つの郡 C/P 機関がパイロット事業を主導し、日本人専門家と中央の C/P は技術支援など側面支援に徹していくことが重要である。こうした取り組みを行うことは、プロジェクトの有効性と自立発展性を高めることにも貢献すると考えられる。

(3) GESI 促進のための関係者の能力向上の強化

これまでもプロジェクトではさまざまな研修やセミナーを実施し、関係者の GM/SI に関する能力向上に取り組んできた。こうした取り組みは、異なるレベルの関係者すべてを対象に引き続き行うことが必要である。中央では、人事異動も多いため、C/P と各省庁から選ばれるジェンダーフォーカルパーソンに対する GESI 関連の研修の実施が再度必要である。郡レベルでは、GESI 実施委員会の委員や DDC と女性・子ども事務所の職員を対象に、講師養成研修や GESI 分析方法に関する研修を実施すべきである。パイロット VDC/市レベルでは、GeMSIP 統合計画委員会と VDC 統合計画委員会だけでなく、ワード委員会も対象に基礎的で実践的な内容の GESI 研修を行う必要がある。具体的には、関係者分析や課題分析、社会ジェンダー分析、サブプロジェクトのプロポーザル作成スキル、GESI や GESI 政策、VDC の村落交付金実施ガイドラインに関する研修などが含まれる。研修とは別に、さまざまな関係者を対象にしたモラン郡とシャンジャ郡のパイロット事業の現場視察も積極的に行う必要があ

²⁰ 提案した PDM バージョン 3 と PO バージョン 2 は、2011 年 9 月 23 日の第 4 回 JCC で承認された。

る。こうした現場視察は、地方行政機関が GESI 政策を実践するうえで必要な能力の向上に役立つと考えられる。

(4) GESI の観点を一層重視したパイロット事業の実施

パイロット事業で GESI の視点に立った制度的仕組みを推進し、プロジェクト全体の有効性を高めていくためには、以下に示す提言を取り入れ、GESI の観点を一層重視したパイロット事業を残りのプロジェクト期間で実施していくことが必要不可欠である。

- GESI 政策とその他関連政策やガイドラインの関連する部分を、パイロット事業の実施に十分反映させる。
- パイロット VDC/市の住民がプロポーザルを作成、スクリーニング・選定する際の基準となるよう、「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」*の定義を明確にする。
- パイロット事業ガイドラインに、上記の定義を反映させる。

*「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」の定義の例

1) GESI を直接めざす事業²¹

地域の貧困女性や社会的に排除されているグループの課題とニーズに応え、これらのグループの平等とエンパワーメント、生活向上を直接めざす事業。

2) GESI を間接的にめざす事業²²

地域の貧困女性や社会的に排除されているグループの平等やエンパワーメントを事業の目標としないものの、格差を是正するような工夫や措置が講じられるべきで、これらグループの課題とニーズに応えるための活動やアウトプットが組み込まれている事業。

- 定義を明確にした「GESI の視点に立ったサブプロジェクト」を基礎に、ネパールの「ジェンダー視点に立った予算ガイドライン-2008」やその他の関連ガイドラインも参照して、サブプロジェクトの選定基準のレビューと改訂を行う。
- GESI の視点に立った事業を実施できるよう、各種ガイドラインやフォーマットのレビューと改訂を行う。具体的には、サブプロジェクトのプロポーザル、進捗報告書、モニタリングと評価のフォーマットが含まれる。
- サブプロジェクト実施前に、GESI の観点からの現状分析をワード委員会と GeMSIP 統合計画委員会あるいは VDC 統合計画委員会によって実施する。GESI 実施委員会と DDC、女性・子ども事務所も協力して行うことが望ましい。
- 女性と排除されてきたグループの意識向上や信頼醸成、リーダーシップ開発、能力向上やエンパワーメントに寄与するサブプロジェクトをより多く実施する。
- パイロット 6VDC で行われたサブプロジェクトについて、GESI の観点からプロセスとインパクトの詳細調査を実施する。
- ワード委員会と GeMSIP 統合計画委員会あるいは VDC 統合計画委員会が、GESI 実施委員会と DDC、女性・子ども事務所と協力して、GESI の視点に立ったサブプロジェクトの好事例をまとめる。

²¹ 財務省作成の「ジェンダー視点に立った予算編成」や地方開発省作成の「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン」では、directly GESI responsive project や target project と分類されている。

²² 財務省作成の「ジェンダー視点に立った予算編成」や地方開発省作成の「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン」では、indirectly GESI responsive project や indirect project と分類されている。

(5) コミュニティレベルでの女性や排除されてきた住民たちへの働きかけの強化

パイロット VDC の女性や被差別グループなどこれまで排除されてきた住民たちは、ファシリテーターやワード委員会のメンバーによる対人コミュニケーションや働きかけにより、徐々にサブプロジェクトに参加するようになってきた。今後は、彼らの真のニーズがサブプロジェクトに反映されることが重要で、そのためには GESI の観点からの働きかけをコミュニティレベルで強化する必要がある。プロジェクトが雇用したファシリテーターだけでなく、ワード委員会のメンバーや既存の女性グループ、若者グループ、他のコミュニティで結成されたグループなども、集落内でファシリテーターの役割を十分果たすことが期待できる。プロジェクトは、ファシリテーターやこのような潜在的にファシリテーター役を担えるグループに対する、能力強化を行うべきである。

(6) パイロット事業のモニタリング・評価のフィードバック制度の確立

郡とパイロット VDC の関係者たちは、プロジェクトで作成されたモニタリングチェックリストを用いて、サブプロジェクトのモニタリングを行った。モニタリング結果は、関係者間で適宜共有されていたという。しかし、プロジェクト内にモニタリング結果のフィードバックの仕組みは十分に確立されていないように見受けられた。この点を踏まえ、対象 2 郡のそれぞれで月例あるいは隔月などの定例会議をモニタリング・評価制度の一環として行うことを強く提案する。定例会議には、DDC、女性・子ども事務所、GESI 実施委員会、ファシリテーター、中央からの C/P と日本人専門家が出席し、サブプロジェクトの進捗を共有、協議することが望まれる。このような取り組みは、関係者の能力向上をはじめ、プロジェクトに対する主体性や責任感の醸成にも役立つことが予想される。

(7) 今後作成する、運用マニュアルの質を高めるための活動の推進

地方行政機関と女性・子ども事務所が、GESI の視点を開発プロセスに組み込むための実践的な運用マニュアルを作成するために、以下の点に取り組むことを提言する。

- サブプロジェクトの詳細調査から得られた知見と教訓、パイロット事業のすべてのプロセスを運用マニュアルに取り込む。
- 運用マニュアル作成の過程では、経験共有のためのさまざまな活動を実施する。例えば、①LDO や VDC 書記官、APM のメンバーを対象にした共有会合の開催、②プロジェクト関係者向けのモラン郡とシャンジャ郡の現場視察や相互訪問の実施、③プロジェクト広報用のビデオ作成（ネパール語/英語、日本語）、④マスメディアの活用—などが挙げられる。

4-2 教訓

本プロジェクトから導き出せる教訓は、以下の 2 点である。

(1) プロジェクトがもたらす定量的・定性的な変化を測定・把握できるためのベースライン調査の設計が必要である。

ベースライン調査は、コンサルタントに対する指示書に従って、パイロット VDC 選択前の第 1 年次に実施された。ベースライン調査の目的と実施時期の整合性が十分に確保されて

いなかった影響もあり、PDM の指標設定や評価のベースとなるための調査にはなっていなかった。本プロジェクトの経験から、ベースライン調査は、PDM の指標となり得る、プロジェクトがもたらす定量的、定性的な変化を測定、把握できるよう設計する必要があったことと、そうした調査ができるように適切な時期に実施する必要があったことが教訓として導ける。

- (2) 関係者間相互の理解を得るために、プロジェクトの実施アプローチや対象地域に関しては PDM や R/D などの正式文書に記録することが必要である。

パイロット事業の概念や位置づけ、対象地域の数が、正式な文書で記録されていなかったため、プロジェクト開始後、パイロット VDC/市の数については、さまざまな期待とともに異なる解釈をすることが可能になってしまった。結果的に合意を得るまでに度重なる協議を行わなければならない、時間がかかってしまった。プロジェクトの経験は、関係者間相互の共通理解を得るためには、プロジェクトの実施アプローチや対象地域の数、協議の経緯を PDM や R/D、覚書などの正式文書に記載すべきだったことを示唆している。

第5章 所感

5-1 団長/総括（武団長）

GESI 視点に立ったプロジェクト・プログラムの実施メカニズムの構築という GeMSIP の目標については、第1グループ第1サイクルのサブプロジェクト実施を通じて、ネパール側関係者の GESI に対する意識の向上、女性や社会的な弱者の意思決定過程の参画の改善、プロジェクト実施における透明性の向上など、目標達成に向けた一定の前進がみられた。これは、DDC、VDC、ワードの各レベルにおける主要なステークホルダーへの研修や各コミッティーの設立支援などきめの細かなファシリテーションの成果といえる。

一方で幾つかの重要な課題も散見されたが、それらは参加団員の所感の中でも詳しく述べられているので、ここでは各団員の指摘以外の気付きの点について簡単に触れておく。

(1) 意識の変容、行動変容の重視

本案件は、行政システムの機能向上・改善を通じて、GESI 政策の実現をめざすものであるが、究極的な目標は GESI の精神がネパールの行政や社会に根付くことにあるので、常に最終受益者を念頭に置く必要がある。GeMSIP における主なターゲットは、GESI 政策の実施に主要な役割を果たす行政官や地域のグループ代表者などであるが、最終裨益者は、最も社会的に差別され、不利な境遇にあるグループであるため、こうした個人やグループのエンパワーメントを図る取り組みも必要である。また、このプロジェクトでは、GESI の視点に基づく、民主的な意思決定システムの構築を主要なアプローチとしているが、民主主義の前提のひとつとして、「人間は生まれながらに平等である」という思想がある。この意識の浸透は時間のかかるプロセスであるが、避けて通れない課題である。また、意思決定の協議の場でも、参加者が平等な発言権、発言能力を有する状況が生まれないと、民主主義に基づく意思決定システムとはいえないため、そのような意味で女性や社会的弱者に対するエンパワーメントアプローチを新たに取り入れる必要がある。さらに、女性・社会的弱者のエンパワーメントのみならず、各ステークホルダー及び社会の構成員全員の意識の変化、行動変容も、民主的な意思決定システムの構築には重要なファクターになる。このプロジェクトの制約条件のなかで、プロジェクトの範囲を超えた野心的な取り組みはできないが、少なくとも、このプロジェクトの実施において、個人の意識や行動を社会のレベルで変えていくということを視野に入れる必要がある。今後予想される外部条件のひとつとしては、憲法制定後の地方行政システムの大幅な変更があるが、いろいろなレベルのステークホルダーの意識の変化や行動変容、草の根レベルでのエンパワーメントの成果は体制が変わっても残ると思われるので、その意味でも、主要なステークホルダーの意識の変容、行動変容を GeMSIP の重要な成果と位置づける必要がある。

(2) 学習プロセスアプローチ

本中間レビューの段階で、第1グループ第1サイクルのサブプロジェクトが終了し、そこで得た教訓を基に、今後の活動内容を見直す予定である。また、今後予定されている第2サイクルでのサブプロジェクトの教訓も、第3サイクルのサブプロジェクト事業の実施に生かしていく必要がある。特に第2サイクルでは、一部対象 VDC について、ネパール側による

主体的な実施（JICA 側の関与は最低限にとどめる）を予定しているが、このようなアプローチは自立発展性に寄与し得ると考えられる一方で、実施の過程でさまざまな問題が浮上する可能性もあるため、常時状況をモニタリングし、そこで得た教訓を踏まえてアプローチやインプットを柔軟に変えていく姿勢が重要になる。第2サイクルの終了時には、運営指導調査団を派遣し、再度計画の見直しを行うというアプローチも検討する必要がある。

(3) 成果のモニタリング、評価分析とその発信

上記のような学習プロセスを意味あるものとするためには、柔軟な対応のみならず、プロジェクト実施による変化、成果を的確かつタイムリーにとらえることが必要である。そのためには、必要なデータ・情報を定期的に収集し、分析することが必要であり、そのための実施方法も今後検討する必要がある。

また、プロジェクトによってもたらされた行動変容、意識変容、制度政策改善などの成果を（極力数値を取り入れながら）取りまとめ、対外的に発信することは、JICA の技術協力の有用性をアピールするうえでも極めて重要である。援助形態として、バジェット・サポートが主流となっているなかで、技術協力を通じたきめの細かな実施能力強化の取り組みの有用性について、LGCDP 等の場で強調していく必要がある。

(4) インパクトの拡大と上位目標の達成

プロジェクトの実施において、プロジェクト目標の達成のみに焦点を当てるのではなく、上位目標の達成に寄与し得る活動は積極的にプロジェクトのなかに取り入れていく必要がある。例えば、インパクトの拡大のために、GeMSIP の教訓を他の郡にシェアすること（例えば、スタディツアーや LDO への研修を通じて）、GeMSIP で作成される実務マニュアルの GESI ガイドラインへの取り込みを実現すること、GeMSIP の教訓が GESI 政策に反映されることなどが、今後の取り組みとして挙げられる。

一方で、自立発展性にせよインパクトの拡大にせよ、その効果はプロジェクトの実施期間と高い相関性があることは、一般に観察される場所である。GeMSIP も、5年間という実施期間の中で、どれだけの成果が上げられるかは、現時点では予測不可能であるし、早計な判断は差し控えるべきであるが、仮に、GeMSIP 終了後の追加投入（フェーズ2の実施、フォローアップの実施等）により、上位目標達成の可能性が認められるのであれば、そのような対応も今後検討すべきだと思われる。

5-2 ジェンダー主流化（久保田団員）

(1) ネパールにおけるジェンダー主流化推進の現状

1) ジェンダー主流化とは

「ジェンダー主流化」とは、ジェンダー平等を達成するための包括的取り組みを指す。一般に、開発途上国における社会通念や社会システムは、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性はさまざまな面で脆弱な立場に置かれている。こうした格差構造がある社会では、一見「中立的」な開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすことから、すべての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にし

ていくプロセスを意味するのが「ジェンダー主流化」である。

1970年代に、「開発と女性」という概念が初めて提唱されて以降、人間中心の開発を持続的に進めていくためには、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが不可欠であることが認識され、国際協力の場においてもその推進は意識的に取り組まれてきた。特に、1980年代以降は、女性の状況を改善するためには、マイクロクレジット、識字教育、職業訓練、小規模収入向上支援などの女性支援事業を通じて、女性の実際的なニーズを満たすのみならず、男性と女性との社会での力関係を見直し、女性に差別的な制度や社会システムを変えていくことが必要であるという考え方（ジェンダーと開発：GAD）が重視されているが、このGADアプローチを定着させるための政策論的方法として提唱されたのが「ジェンダー主流化」概念である²³。

具体的な「ジェンダー主流化」のツール（手法）としては、①社会・ジェンダー分析を行い、男女で異なる開発課題やニーズを明らかにしていくこと、②女性の意思決定への参画を推進していくこと、③事業の計画・実施・モニタリング・評価のすべての段階においてジェンダー視点に立った活動を組み込んでいくこと、④女性の生活や地位の向上に焦点に当てて、積極的な差別是正措置をとっていくこと、⑤ジェンダー平等を推進する観点からの予算分析・配分を行っていくことなどが、その主要な手段として位置づけられている。

地域開発事業における「ジェンダー主流化」とは、地域社会における男性と女性の社会的な役割の違いや力関係によって生じる女性の課題やニーズを正面に見据えたうえで、上記手法を駆使しながら、ジェンダーに基づく課題やニーズを反映させた事業（ジェンダーの視点に立った事業）を立案・実施していくことであり、こうしたプロセスを通じて地域の女性のエンパワーメントとジェンダー平等の達成をめざすものである。

2) ネパールにおけるジェンダー主流化政策・体制

ネパール政府は1991年に女性差別撤廃条約をはじめとする国際条約を批准すると同時に、女性の地位向上に向けて国際的な動きに足並みを揃えることを表明している²⁴。第4回世界女性会議が開催された1995年には、女性の地位向上に向けた国内本部機構として「女性省」を設置した²⁵。2002年には、ネパール中絶法を南アジアで初めて成立させ²⁶、2007年に制定された現在の暫定憲法においても、女性の人権、雇用と社会保障の確保や、人身取引や搾取、不可触民やカースト差別の根絶と罰則、政党への女性立候補者数33%の規定、女性及び社会的に排除されたグループの国家開発への参画の権利の確保が明確に掲げられた。また、2007年の民法改定においては、女性の遺産相続、土地売買権、財産分与権等の諸権利も一定程度確保されることになった²⁷。さらに、「3カ年国家開発計画（2010/11～2012/13）」においても、あらゆる暴力と差別の撤廃や意思決定プロセス過程における女性の参画の確保、社会的に排除された社会グループの政治・社会・経済資源へのアクセスの

²³ 1995年に開催された第4回世界女性会議以降に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するための重要なプロセスとして「ジェンダー主流化」概念が提唱された。

²⁴ CEDAW National Action Plan, Nepal

²⁵ 現在、「女性・子ども・社会福祉省」と組織改編された「女性省」は、「ジェンダー主流化と子どもの人権政策」や「ジェンダー主流化ガイドライン」を策定している。また、「女性のエンパワーメント支援プログラム」の実施を通じて、貧困女性の組織化と収入向上、エンパワーメント事業を推進している。

²⁶ Shyam Thapa, 2004, The road to Reform Reproductive Health Matters., “Abortion law in Nepal : Volume 12, Issue 24

²⁷ 伊藤ゆき（2008）「ネパールにおけるジェンダー政策の進展と女子教育の停滞」文京学院大学外国語学部文京学院短期大学紀要 第8号

向上など、女性や社会的に排除された社会集団のエンパワーメントとジェンダー平等を進めていくことが明記されるとともに、財務省主導でジェンダー予算の取り組みも進められている。

また、ネパールでは地方分権化を重要施策としており、地方開発省、DDC や VDC を設置のうえ、地方開発と包摂的なガバナンスを推進してきているが、地方開発省は LGCDP を実施する過程において、ジェンダー平等と社会的包摂促進のための政策・施策を強く打ち出している。地方開発省内にジェンダー平等と社会的包摂（Gender Equality and Social Inclusion : GESI）を推進する担当のユニットが設置されるとともに、2010 年には「ジェンダー平等・社会的包摂政策」（Gender Equality and Social Inclusion Policy : GESI Policy）が正式に策定された。本 GESI 政策では、郡や村において女性や社会的排除グループの参加を一定度確保した GESI 実施委員会（GESI-IC）や GESI 統合的な村落開発委員会（VDC-IPC）の設置を義務づけると同時に²⁸、①地域の女性組織や社会的に排除されたグループの動員と啓発・能力強化を通じてこうした社会集団の行政サービスへのアクセス改善を図っていくこと、②地方行政関係者の政策・制度、事業、予算策定の GESI 観点からの分析能力の強化や住民参加型によるコミュニティ GESI 分析の実施、事業予算確保に向けた能力の強化等を通じて、GESI の課題に取り組んでいくことを掲げている。本政策においては、単に「女性」を包括的な社会集団としてとらえるのみならず、アディバシ・ジャナジャティ、ムスリム、マデシ、ダリット、障がい者など、それぞれの社会的に排除されたグループ内におけるジェンダー関係性にも注目しつつ、ジェンダーに基づく差別や差異の解消に向けた資源配分、社会規範や価値体系の変革を掲げているのが大きな特徴にもなっている²⁹。

3) 多元的な社会・ジェンダー規範下に生きる女性たち

ネパールのこうした一連の法改正、政策・制度面の前進は、1990 年の民主化運動に積極的に参加した女性運動家たちが国際社会からの支援金を得て、女性の法的・経済的・社会的地位の向上へと運動を広げていった賜物であるとされるが³⁰、長年男性優位を国是としているネパールにおいては、こうした政策や実施体制が機能せず、その裨益が実際に救済を必要としている地方の貧困農民や貧困女性、社会的に排除されたグループには届いておらず、こうした社会集団をとりまく現状は依然として厳しい。

ネパールはヒンドゥー教の影響を受けており、60 以上の言語と多様な文化をもつ多民族国家であるが、それらの多様性とともに関係制やカースト制度といった差別的な身分制度がいまだに人々の意識に深く根付いており、さまざまな文化的・社会的対立が存在している。また、女性の状況も一様ではない。ひと言で「女性」といっても、民族・部族、階級、カースト、年齢、学歴、職業によって実に多様であり、女性たちは多元的な価値体系とジェンダー規範の構造下に生きている。

一般に、ブラーマン、チェトリなどの上位カースト女性に関するジェンダー規範は厳しく、女性が受動的・隷属的であるといわれている。女性は夫や夫の父系出自集団に仕え、

²⁸ 女性参加の割合については 33% を確保すると掲げられている。

²⁹ MoLD (2010) Gender Equality and Social Inclusion Policy

³⁰ こうした一連の取り組みにより、現在のネパールは女性差別撤廃条約委員会（CEDAW）から、南アジア地域諸国連合（SAARC）7カ国のなかで「優等生」と呼ばれている。【伊藤ゆき（2008）「ネパールにおけるジェンダー政策の進展と女子教育の停滞」文京学院大学外国語学部文京学院短期大学紀要】

男系の子孫を絶やさないために息子を生むことを期待される。それに対し、18世紀後半に始まった国家統合の過程でカースト制に組み込まれ、ヒンドゥー教を信仰するようになったモンゴロイド系民族の女性は、結婚や行動にかかわる社会規範から比較的自由であり、意思決定権をもつともいわれる³¹。しかしながら、ネパール全体でみれば、女性を自律的な主体と見なさないヒンドゥー教的女性観は女性たちの生活のあらゆる場面に適用されており、全体として女性をとりまく現状は厳しい。

経済参加と機会、教育、健康と平均寿命、政治参加の割合などの側面からジェンダー格差だけに着目し数値化しているネパールのジェンダー格差指数は、134カ国中115位と世界でも低ランクに位置づけられている³²。ネパールにおいては、伝統的に女性はまず家庭を守るべきものであり、妻として母として家族の世話と子どもの養育を第一義として行う存在と位置づけられており、家庭内、コミュニティにおける意思決定プロセスは男性がその高い割合を占める。女性に33%の議席を割り当てるとするクォータ制の導入もあり、ネパールの国会議員に占める女性の割合は2011年現在、33.2%とアジアではトップの座を占めるものの、行政官に占める女性の割合は14%足らずと低い割合にとどまっている³³。初等教育における女児の就学率は87.4%に達するものの、中等、高等教育においてはこの割合はそれぞれ49.6%、32.8%と激減する³⁴。1人の女性当たりの出生率は2.8人と、他の途上国と比べると比較的数値が低い。妊産婦死亡率(MMR)は10万出生中380と南アジアにおいては高い数値を示す。ネパールの出産の68%が農村部におけるものであるが、うち医療設備の整った施設で適切な介添えを受けて出産に臨むのは16%となっている³⁵。また、特に農村部では、幼児婚(早婚)の蔓延により、体が成熟する前の15歳から16歳で妊娠・出産を経験することがもたらす健康被害も指摘されている³⁶。

こうしたなか、特に社会的に排除されているグループに属する女性はカーストやジェンダーの複合差別にさらされ、その現状はより過酷なものとなっている。特にダリットは伝統的なカースト社会の中で、最下位の社会集団として差別されているが、ダリット女性は、家父長制における性差別の対象とされ、ダリット内の男性から抑圧を受けている存在にもなっている。ダリット女性に対するネパール社会全体の「穢れ意識」も高く、ダリット内の男性からの家庭内における暴力や性的搾取のみならず、高いカーストからのレイプや人身売買の被害などの問題も指摘されている³⁷。

(2) 「ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト」(GeMSIP)

ネパール政府のジェンダー主流化と社会的包摂の取り組みを支援するために、JICAによって「ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト」(GeMSIP)(技術協力)が2009年より実施されてきている。本プロジェクトでは、上記「GESI政策」に基づき、ジェンダー平等及び社会的包摂促進に向けた行政サービスの実施体制の構築と活性化を支援することで、女性、低カースト及び少数民族を含む社会的に排除されたグループが政治・行政のプロ

³¹ 佐野麻由子(2003) “「途上国」における「女性運動」の諸相-ネパールを事例にして-国立女性教育会館研究紀要 第7号

³² World Economic Forum(2008)

³³ ネパール女性・子ども・社会福祉省(2011)インタビュー

³⁴ UNDP(2010) Annual Report Nepal 女性は非識字層の62.5%を占めている。

³⁵ <http://nepal.unfpa.org/en/programmes/reproductive.php>

³⁶ UNICEF(United Nations Children's Fund)(2005), Early Marriage: A Harmful Traditional Practice, A Statistical Exploration (original data from DHS), UNICEF, New York, NY.

³⁷ UNDP(2009) Annual Report Nepal

セスに平等に参画し、行政サービスを公平に享受することを実現しようとするものである。具体的には、地方2郡（シャンジャ郡とモラン郡）を対象として、パイロット事業を通じ、その行政サービス実施能力を高めるとともに、その成果（知見・教訓）を中央政府に還元することで、より質の高い政策・施策の策定と全国への普及をめざしている。

1) これまでの成果

これまでの2年半におけるプロジェクト活動によって、支援対象2郡及び6つのVDCにおいてGESI政策を実施していくための包摂的な「実施メカニズム」（GESI実施委員会及びVDC統合委員会）の設置が実質的に支援され、各種研修の実施やVDCレベルにおけるパイロット事業の実施を通じて、中央・地方の行政関係者のGESIに関する基礎的な理解力と「社会的包摂」「参加型」に係る課題へのモチベーションが高まりつつある。本プロジェクトで実施された各種研修や支援活動に啓発され、シャンジャ郡では、郡が独自に他のVDCに対しても包摂的な村落統合委員会（VDC-IPC）を設置したり、独自の郡開発予算でGESI研修やGESI統計研修を実施するといった主体的な動きも出てきている。

また、村や住民レベルにおいては、パイロット事業の実施プロセスにおいて女性や社会的に排除されたグループの参加が積極的に推進されたことにより、これら社会集団の計画策定プロセスへの参加に対する実質的な割合が高まったことを高く評価する声も多方面から聞くことができた。「参加型で協議」という一連のプロセスを経験したことで、参加した女性たちの計画立案やVDCの事業についての理解が深まると同時に、会議での発言する機会を得たり、実際に支援を受けたユーザーグループに属する女性たちが、銀行口座を開設するといった新しい経験を得たことなどによって、自己肯定力や自信が高まるといったエンパワーメントの側面も確認できた。また、男性側からも、一連のパイロット事業実施のプロセスの経験を通じて女性たちの能力を認知するようになったという声もあった。また、パイロット事業実施の際には、予算を公示するなどの透明化も図り、計画策定のプロセスには包摂的な住民の参加を徹底させるやり方をもって事業を推進するパイロット事業の実施方針は村レベルの住民にも、また行政側にも高く評価されている。

2) 課題

一方で、こうした女性たち、そして社会的に排除されたグループの参加によって立案・実施された第1サイクルのサブパイロット事業群の多くが、必ずしも地域の貧困女性や社会的に排除されたグループのニーズや課題が明確に反映されたものにはなっていないという現状が観察された。こうした社会集団の真のニーズが拾いきれないまま、結果的には地域の「支配層」（貧困層のなかでもより社会的・経済的に優位にある社会集団）に有利な事業も多数含まれるのが実情ともなっている。また、総体として、地域において社会的に最も排除されたグループ（Most Excluded Group）や最貧困層（Poorest of the poor）に裨益がもたらされる事業が少ないようにも見受けられた。

例えば、現地調査を実施したモラン郡のポカリア村にて視察した小規模灌漑事業は、当初、プロジェクト雇用のファシリテーターからの説明では、灌漑設備が設置された土地は地域の貧困小作農たちが所有するものであり、実施された事業はこうした社会集団の農業収益の向上やダリット等が従事する季節労働者の雇用増大に益するものであるとのこと

だった。しかし、のちにその周辺に住むダリット住民への聞き取りを実施したところ、灌漑設備が設置された土地は村の大土地所有者が所有するものであり、一部小作農たちやダリットたちもその土地で雇用労働者や季節労働者として農業に従事しているケースもあるものの、周辺地域に住むダリットたちの大半は村の別の場所で経済活動に従事している者がほとんどであるとの指摘があった。短い時間の現地調査では深くその実態を探ることはできなかったものの、上記の指摘のとおりであるなら、本パイロット事業によって最も直接的に裨益を受けるのは、灌漑が設置された土地を有する大土地所有者であることは間違いない。

また、シャンジャ郡のジャガトラデビ VDC は、その人口の 56% をジャナジャティ、37% をブラーマン・チェトリが占めており、ダリットが 7%、その他の少数民族が 6% を占めている村であるが、プロジェクト作成の資料から読み取れる範囲では、実施されている 9 事業中、少なくとも 5 事業は各ワードに居住する多数派の社会集団に主に裨益するコミュニティインフラ事業となっている。さらに、これらの事業がどのように女性や社会的に排除されたグループのニーズや課題に込んでいるのかがみえてこない。ジャガトラデビ VDC-IPC のメンバー 6 名（ジャナジャティ女性 2 名、チェトリ女性 1 名、ダリット男性 1 名、ネワール男性 1 名、ジャナジャティ男性 1 名）に対してグループインタビューを行い、「これらの事業は、地域の女性や排除されたグループのどのような課題とニーズを満たすものであるのか」「GESI 観点からどのような工夫がなされているのか」という問いかけを行ったが、彼ら自身からもそれぞれ明確な答えは得られなかった。「ではこの地域の村の女性や社会的に排除されたグループをとりまく問題や課題は何だろうか」、という質問を投げると、「本地域では、多くの男性はカトマンズや海外へ出稼ぎに出ており、村に残っている女性は多大な労働負担を背負っている。」「一方、各種資源をめぐる意思決定は常に男性によってなされていて女性には決定権がない」「特に家庭内の支出に関する決定権が女性にはないことは大きな問題」「女性の農作業における賃金が男性と比較して低い」「女性の課題に込える事業を実施するためには、村の男性を説得することが重要であり、かなり難しい」「女性自身も自立したマインドをもった人が少なく、常にだれかを頼るといった傾向が強い」「女性の職業訓練や収入向上に向けた活動が必要」「この村で最も社会的に排除された貧しいグループはダリットであるが、彼らは集会などに出てこようとしない」「ダリットたちへの啓発活動が必要」など、彼ら自身が考える課題やニーズが次々と挙げられた。「では、これらのなかのどの事業がこうした課題やニーズに込えるものであるか」という問いを投げると再度答えに窮し、結局明確には答えられないまま、9 つのうち 2 事業³⁸はダリットの生活改善に資するものであるという分析が VDC-IPC のメンバーよりなされた³⁹。

① GESI 視点の明確化の必要性和中立アプローチからの脱却

このような結果となった第一の理由は、パイロット事業実施の選定の「GESI

³⁸ ダリット居住区におけるトイレ設置事業と飲料水用井戸の改修事業

³⁹ さらに詳細な分析が必要であるが、サブプロジェクト一覧表に記載された裨益人口を単純計算すると、フェディコーラ村においては、9 事業中少なくとも 7 事業が地域における優位層を裨益する事業であるように見受けられる。またモラン郡のボカリヤ VDC（ジャナジャティ 67%、OBC20%、ダリット 13%、ブラーマン・チェトリ 5%）で実施された事業による裨益人口の 8 割近くはジャナジャティが占めている。

Responsive」の定義があいまいなままに現地関係者と共有されていることが1つ目の大きな理由として考えられる。中間評価においては、複数の村を訪問し、行政や住民関係者へのインタビューを実施してきたが、視察現場において、実施されたパイロット事業の「選定基準」を尋ねると、「予算規模内であること」「申請書が締め切りまでに届いていること」「みんなに裨益する事業であること」「みんなで話し合っただけで決めた事業であること」といった答えに続き、最後に「GESIの視点に立った事業であること（GESI responsive であること）」という答えが返ってきた。「では、GESIの視点に立った事業とは何か」という質問を投げると、そのほとんどが、「みんなで話し合い、みんなに裨益する事業である」という、参加型には基づきつつも結果的には「中立性」を重視する答えであったのが特徴的であった。

現在のパイロット事業の実施戦略は、女性や社会的排除グループの会合への参加が確保されたうえで、住民が協議のうえ、多数決などの民主的なプロセスを経て決定されたものであればそれはGESI視点に立った事業である、と基本的には解釈をするものとなっている。結果的に、選定された事業の多くが、「女性も利用する」「社会的排除グループも利用する」といった説明やロジックをもって、GESI視点に立っていると整理されたコミュニティインフラ事業になっている。

しかしながら、本来、開発及び国際協力の文脈の中で「ジェンダーの視点に立つ」とは、地域の社会・ジェンダー関係を分析したうえで、地域の支配・被支配構造やその要因を明らかにし、支配されている社会集団の課題やニーズに応じていくことで、社会的・経済的平等な関係性の構築及び生活と地位の向上をめざしていくことであり、このような包括的、ジェンダー中立的アプローチは既に根深く社会に埋め込まれている権力構造（ジェンダー関係や差別に基づく支配関係性等）に注意を払わないため、結局のところは現状肯定・現状維持の機能を果たす危険性があるという指摘は、これまでの多くの開発援助の現場からなされてきている⁴⁰。今後はより明確に「ジェンダー視点に立った事業」の実施を推進していくべくファシリテーションしていくことが重要であるが、そのためにも、まずはプロジェクト内でGESI視点に立った事業の基本選定クライテリアを再構築する必要があると思われる。

② 対象地域における社会・ジェンダー分析の欠如

ジェンダー視点に立った事業を計画・選定・実施するにあたっては、対象地域において社会・ジェンダー分析を行うことはまずは基本の作業となる。第1サイクルのパイロット事業の選定・実施においては、ソーシャルリソースマッピングなどを作成する支援が実施されており、さらに、村の各ワードにおける世帯調査の実施など、基礎的なデータの収集も行っている。ただ、現在収集されている情報は、村の人口や民族分布、学校の数、識字率、飲料水やトイレを含む基本的インフラの整備状況、障がい者の数などを示すものであり、その地域にどのようなGESI課題があるのか、対象地域にどのような支配・被支配関係が存在するのか、女性たちはどのような力関係のなかで生きているのか、だれがこの地域では社会的に「排除」されているグループなのか、どのような資源にだれがア

⁴⁰ Moser Male Bias in Development, OECD DAC ジェンダー平等ネットワーク会合、ほか

アクセスできてだれがアクセスできていないのか、それはなぜなのか、といった地域のジェンダー関係や関係者の力関係、それらの力関係のなかで生きる女性たちや被差別グループの課題、実践的及び戦略的ニーズを図れるものにはなっていない。

第1サイクルのパイロット事業の選定・実施にあたっては、プロジェクトファシリテーター及び現地の行政関係者、住民を含む事業実施関係者がこうした実施地域のジェンダーや社会的包摂に係る現状と課題分析を十分に実施・把握しきれないままに、計画立案、事業選定が進められてきたため、結果的には、「説明次第で何でもあり」の事業も実施されてしまっている傾向があるように思われる。また、その地域においては比較的優位にある社会集団（地域で社会的に優位に立つ女性も含む）にとって有利な事業が多く実施されている傾向もあるように見受けられる。また、何よりもこうした課題分析がないなかでは、実施された事業がどのような観点から当該地域においてGESI視点に立ったものになっているのか、評価側にも十分見極められない。

③ コミュニティ・ファシリテーション能力における課題

社会的、経済的格差が存在する地域において、最も社会的に排除されたグループや最貧困層のニーズを反映した参加型のコミュニティ開発が促進されるようになるためには、行政サービスの提供体制（メカニズム）が整うのみならず、そのサービスにアクセスするための住民側の意識や参画力が高まることが重要であり、そのためのコミュニティ・ファシリテーターの力は非常に重要となる。しかしながら、今回のサイクルにおいて、VDCに配置されたプロジェクトのファシリテーターが、本来のコミュニティ・ファシリテーターとしての機能を十分に果たせなかったことも、結果的に多くのパイロット事業にGESI視点が欠如した理由のひとつとして推察される。

一般に、最貧困の状態にある人々は集会や会議の場に出てくることすら困難であり⁴¹、また力のない女性たちや社会的に排除されているグループは身体的には会合等に参加していても、実質的には声を上げづらく、また地域の有力者たち（自らの兄弟や夫、父親、義父母等含む）にコントロールされてしまいやすいという状況がある⁴²。

こうしたなか、本来のコミュニティ・ファシリテーターの役割は、集会の場において住民に対するプロポーザルの書き方やガイドラインに関する情報を提供するのみならず、コミュニティへ自ら出向いて、少数のターゲットグループだけを集めた小集会を実施したり個別のヒアリング活動を実施するといった工夫を行い、貧困女性や社会的に排除されているグループのニーズを拾い、彼らの声とニーズを計画策定プロセスに反映させていくこと、同時に彼らの発言・交渉力を強化していくようきめ細かくファシリテーションを行うことが重要となる。

しかし、現在の本プロジェクトで雇用されているファシリテーターは、まだ能力にも

⁴¹ 中間評価時には、モラン郡の社会開発官（Social Development Officer : SDO）及びWCO関係者よりも、地域の最貧困女性や社会的に最も排除されたグループは、実際に会合の場に参加しても声を出せないことが多く、また最貧困層は会合に参加する余裕さえない現状があることが指摘された。

⁴² 中間評価調査団が訪問したボカリア村におけるVDC-IPCにおいては、女性の参加の割合は全体の50%であり、われわれの訪問時も多く女性の姿が見られ、当初、調査団に対しては、GeMSIPプロセスに基づくパイロット事業の実施によって女性たちの自信や発言力が高まったかといった素晴らしいものであったかが語られたが、その後、実施された事業（11事業中9つが農業灌漑事業）が地域の女性や貧困層の生活を改善するものであったのか、といった質問に対しては、無言となり、うつむく女性たちの姿もあった。また、最終的には、女性たちから、実は職業訓練の事業が実施してほしい（あるいはこれからしてほしい）といった声が出される場面もあった。

ばらつきがあるように見受けられた。VDC-IPC や Ward レベルにおいては、プロジェクト雇用のファシリテーターたちが「研修」を行い、適切な事業の立案と選定をファシリテーションしたこととなっているものの、実際には、これらはサブプロジェクト申請に向けたステップや規定を説明する「オリエンテーション」でとどまっている様子が各所でうかがえた。

(3) 今後に向けた提言

1) GESI 視点の再構築

a) 国際的な潮流における GESI 視点

現在の開発とジェンダーをめぐる国際的な潮流においては、「ジェンダーの視点に立った事業」とは下記のように位置づけられている⁴³。

- ① 地域における女性の課題とニーズに応え、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを直接的にめざす事業 (Direct Gender Responsive Project/Targeted Project/Principle)
(例) 女性に対する職業訓練、マイクロクレジット支援、女子教育、母子保健、女性に対する収入向上支援、女性に対する暴力被害者のためのシェルター建設、男性に対するジェンダー啓発活動、男女平等を促進する組織の機能強化や制度改革支援など。
- ② ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを直接的な事業の達成目標にはしないものの、地域の女性の課題とニーズに応えるための活動が組み込まれている事業 (Indirect/Integrated Gender Responsive Project/Significant)
(例) コミュニティインフラ整備、防災、水管理、農業収益の向上に向けた事業で、女性の課題とニーズ、果たす役割を正しく踏まえ、女性の視点を目標、成果、活動に反映させた事業。

b) ネパール政府の GESI 視点と GeMSIP プロジェクトへの適用の必要性

ネパール政府においても、2007 年より、ジェンダー視点からの予算分析・策定の取り組みが進められているが、その取り組みにあたっては、上記ジェンダーをめぐる国際的な潮流に基づいて実施事業を①直接にジェンダー平等や女性のエンパワーメントをめざす事業 (直接事業) と②間接的にジェンダー平等と女性のエンパワーメントをめざす事業、③ジェンダー「中立」事業の 3 つに分類し、うち、国際的分析基準に基づいて①の直接事業と②の間接事業を「ジェンダーの視点に立った事業」として整理している⁴⁴。現在地方開発省においても、財務省の指針に基づいて「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン (Gender and Social Inclusion Responsive Budget Audit Guideline)」を策定中であるが、ここでも GESI 視点に立った事業を下記のように分類する方向で整理がされつつある。

⁴³ OECD/DAC 加盟国は、上記 2 つの観点から協力事業を選別し、Gender Responsive Project として毎年 OECD にその予算の割合も含めて報告することとなっている。(OECD/DAC (2008) The DAC Guiding Principles for Aid Effectiveness, Gender Equality and Women's Empowerment)。ちなみに、JICA では上記①を更に 2 つに分類し、「ジェンダーの視点に立った事業」を①ジェンダー平等政策・制度支援案件、②女性のエンパワーメント推進支援案件、③ジェンダー視点統合案件の 3 つに分類している。(JICA 課題別指針「ジェンダー主流化」2009)

⁴⁴ 財務省 ジェンダー予算担当官 (UN Women コンサルタント) インタビュー。今後、財務省はジェンダー予算の取り組みを地方政府において実施促進していくこととしている。

- ① 地域における貧困女性や社会的に排除されているグループの課題とニーズに応え、この社会集団の生活の向上とエンパワメントを直接的にめざす事業⁴⁵（直接的にジェンダーと社会的包摂の視点に立った事業：Directly GESI Responsive Project (Target Project)）
- ② 地域における貧困女性及び社会的に排除されているグループの生活の向上やエンパワメントを直接的な事業の達成目標とはしないものの、地域の貧困女性及び社会的に排除されているグループの課題とニーズに応えるための活動が組み込まれている事業（間接的にジェンダーと社会的包摂の視点に立った事業⁴⁶：Indirectly GESI Responsive Project）

また、各案件を上記2つに分類するにあたっては、下記5つの観点からそれぞれ点数付けを行い、その点数の得点に応じて、各事業が①直接的にGESI視点に立った事業（Directly Gender Responsive Project）か、②間接的にGESI視点に立った事業（Indirectly Gender Responsive Project）か、あるいは③特にGESI視点に立たない事業（Gender Neutral/Blind Project）かに選別したうえで、うち、少なくとも35%以上の開発予算については直接的にGESIをめざす事業に配分していくこととしている⁴⁷。

<GESI Responsive な事業かどうかを判断する5つの選考基準>

- 1) 女性や社会的に排除されているグループの能力向上を図る事業か。
- 2) 計画・実施段階で女性や社会的に排除されているグループの参加が確保されている事業か。
- 3) 女性や排除されているグループが直接的に受益する事業か。
- 4) 女性や社会的に排除されているグループの雇用や収入向上につながる事業か。
- 5) 女性や社会的に排除されているグループの労働時間や労働負荷の軽減につながる事業か。

現在、ネパール政府が実施している郡及び村の交付金を活用した村落開発事業は、女性や社会的に排除されているグループに対する割り当て予算内（35%）でこうした社会集団のニーズに応える事業を集約させ、残りの事業予算（65%）においては、地域の有力者の声に押された形での大型のコミュニティインフラ事業が実施されているのが現状となっている。また、割り当て予算で実施される「ターゲット事業」はそのほとんどが、女性や子ども、社会的に排除された社会集団を裨益対象とした物品のばらまきであり、こうした社会集団のエンパワメントや能力の向上を直接的にめざすという本来意味するところの「ターゲット事業」にはなっていない。

こうしたなか、GeMSIPにおいては、目的達成型の「真のターゲット事業」を推進・

⁴⁵ 例：女性や社会的に排除されているグループに対する職業訓練、収入向上、教育、保健支援事業、コミュニティインフラ整備や男性や優位グループに対するGESI研修活動、ジェンダー平等や社会的差別の是正を促進する組織の機能強化や住民の能力向上に向けた活動など、ほか。

⁴⁶ 例：コミュニティインフラ整備、農業用灌漑、水管理、農業収益の向上などの事業で、女性や社会的に排除されている人々の課題とニーズ、果たす役割を正しく踏まえ、女性の視点を目標、成果、活動に反映させた事業。

⁴⁷ 現在のネパール政府は支援事業の35%をTarget事業に、残りの65%をIndirect事業へと配分することとしている。（VDC Block Grant Guideline）さらに、うちIndirect事業を更に、①能力向上事業（40%）、②インフラ整備事業（60%）の2つに分類のうえ、事業実施の推進に取り組むとのことであった。〔Gender Budgeting Unit, Ministry of Finance /UN Women : A Leaflet, Gender Responsive Budgeting in Nepal 及び MoF Gender Budgeting Unit 担当官インタビュー（2011年9月）〕

実施し、こうした社会集団のエンパワーメントを図ると同時に、各地域の社会・ジェンダー分析結果に基づいて上記5つの観点を発展させ、間接的な支援事業（現在の GeMSIP では「一般事業」と整理されている事業）の選定においても、こうした明確な GESI 観点からの「選定基準」を導入することがまずは有効であると思われる⁴⁸。そのうえで、何か新たに重要で追加すべきあるいは削除すべき観点やクライテリアがパイロット事業の実施の過程から発現してきた場合は、それらを「知見・教訓」として取りまとめ、中央・地方政府に還元していくことができれば、今後のより質の高い GESI 政策やガイドライン策定、更にはひとつの普及モデルの策定に向けて大きな貢献にもなり得る。

c) サブ・パイロット事業として支援する事業の整理

現在の GeMSIP パイロットプロジェクトのガイドラインでは、プロジェクトによる支援対象事業として「ターゲット事業」と「一般事業」の2つに分類しているが、上記プロジェクトの目的に照らした場合、サブプロジェクトの実施において支援対象となるのは「ターゲット事業」と「ジェンダー主流化された『一般事業』」（間接的支援事業：Indirectly Gender Responsive Project）であるはずであり、通常、ジェンダーの視点に立たない事業と国際的には分類されている「一般事業」（Gender Neutral Project/General Project/Gender Blind General Project）の状態のままの事業ではあり得ない。本プロジェクトは、GESI 視点に特に立たない事業に GESI の視点を主流化していく努力を図る（支援する）ものであり、そのためにも、ブロックグラントで支援対象となるサブ・パイロット事業は、明確にジェンダー視点に立ったものが条件であるはずである。よって、その旨を明確に関係者に伝える、「ターゲット事業」以外の事業については、「ジェンダー主流化された『一般事業』」に対して予算を配分するという姿勢を貫くとともに、「一般事業」がジェンダーの視点に立ったものになっていくよう（そうした支援事業が計画・立案されるよう）、きめ細かくファシリテーションを行っていくこと、そのための行政能力の向上に向けた活動を行っていくことが重要となる。現在のプロジェクトにおいては「一般事業」という言葉が使われているが、国際協力及び開発とジェンダー分野における国際的スタンダードにおいては、混乱を招くものであり、適切な用語の使い方ではない。本プロジェクトにおいては、「一般事業」ではなく、「GESI 視点に立った間接事業」「GESI 視点統合事業」「ジェンダー主流化事業」といった名称に置き換えることが望まれる。

2) 社会・ジェンダー分析（現状・課題分析）の実施・強化

第2サイクル以降のパイロット事業においては、事業の実施に先駆けて、これまで収集した情報を活用しつつも、更なる詳細な補足情報を収集するとともに、住民参加型でプロジェクト・サイクル・マネジメント（Project Cycle Management : PCM）手法等を通じたワークショップを実施しつつ、丁寧な社会・ジェンダー分析を行っていくこと⁴⁹、そしてその

⁴⁸ 今後、後半の活動に向けて、明確にジェンダーの視点に立ったパイロット事業におけるプロポーザルフォーマット、進捗報告書、モニタリングフォーマット、各種ガイドライン・マニュアル等を改訂することも重要であると思われる。例えば、現在の申請書（プロポーザル申請書）に本プロジェクトは GESI 観点から何を達成しようとしているのかを記載する欄を付加することで、実施事業のみならず、住民や行政官たちの GESI 視点や能力を強化することにもつながる。その他、進捗報告書及びモニタリング・評価フォーマット、パイロットプロジェクトガイドラインの一部記述の仕方もジェンダー主流化及びジェンダーの視点の国際的及びネパール政府における定義に基づいて見直しが必要。

⁴⁹ ステークホルダー分析にあたっては、地域にどのようなユーザーズグループがあるのか（数やその活動目的含む）、そのメンバーの構成比はどのようなものかなど、地域のステークホルダーのパワー・バランスも把握しておくことも重要であると思われる。

結果からみえてくる地域の具体的な GESI 課題（女性や社会的に排除されているグループの実践的・戦略的ニーズや課題、各種資源へのアクセス状況等）や地域における支配・被支配、利害関係について関係者と共有・議論を行いつつ、GESI 視点に立った事業の立案・選定に向けてきめ細かくファシリテーションを行うことがプロジェクト活動において重要であると思われる。

GESI 政策においては、マクロな観点から女性やジャナジャティ、ムスリム、ダリット、マデシ等を「社会的に排除された社会集団」として位置づけ、開発プロセスにおいて彼らを「包摂」していくことを掲げているが、地域レベルの活動においては、地域の中の力関係を更に詳細に分析し、その地域ではだれが貧困女性で、だれが最も社会的に排除されているグループなのかを見極めたうえで事業実施を推進する視点が、総体的に真の意味での「包摂」に向けては重要な観点ともなるだろう。

3) コミュニティ・ファシリテーターの育成

パイロット事業の実施はまだ緒についたところであるが、今後のプロジェクト活動においては、こうしたコミュニティ・ファシリテーターが果たす役割にも更に注視することが重要である。コミュニティ・ファシリテーターたちが地域の住民の力関係を常に念頭に置きつつ、貧困女性や社会的排除グループに対して問題や課題の把握、事業計画の策定に向けた支援を実施し、地域の貧困女性や社会的に排除されたグループが実際に声を上げていくことができるようにエンパワーメントを図っていくべく支援を行うことも必要だろう。地域や住民側に深く根ざした差別意識に変革を起こしていくべく、きめ細かなファシリテーションを繰り返すことも重要である。こうしたコミュニティ・ファシリテーションの強化を通じて、女性や社会的排除グループの「真の参画」が実現することが可能であると思われる。

プロジェクト雇用のファシリテーターの能力強化に向けては、今後、LGCDP と連携・協力しつつ LGCDP の Social Mobilizes との合同研修の実施やファシリテーションに係る知見・教訓の共有を図ることも有益であると思われる。また、地域の女性リーダーやユースグループのメンバーなどがコミュニティ・ファシリテーターとして機能するよう、こうした人材の育成を図っていく視点も重要だろう。プロジェクトとしては、こうしたコミュニティ・ファシリテーションのプロセスを通じて集積される知見や教訓、課題をまとめ（立案・選定の際にどのようなコンフリクトがあったのか、どう解決したか、解決できなかったかなど含む）、地方政府や中央政府、LGCDP に還元していくことで、更なる効果的な GESI 促進実施メカニズムの強化と GESI 主流化に貢献することにもつながると思われる。

4) DDC、GESI 実施委員会の能力強化

中央で策定された GESI 政策に基づき、その実際の実施を地方で主導していくのは郡の開発委員会（DDC）〔郡長官（LDO）、計画担当官（Planning Officer）、社会開発官（Social Development Officer : SDO）〕であり、女性・子ども事務所（WCO）であり、郡の GESI 実施委員会である。よって今後、VDC におけるパイロット事業の実施プロセスを活用しつつ、郡レベルのこうした実施主導メカニズムの能力強化をきめ細かく支援していくことは、本プロジェクト目標の達成及びプロジェクト終了後の持続可能性に向けて極めて重要となる。

郡の GESI 実施委員会 (GESI-IC) は、郡レベルにおけるライン省庁のジェンダーフォーカルポイントや NGO 代表、各種委員会の代表などで構成される、いわば GESI 促進に向けた郡の政策調整及び技術支援に向けた諮問機関である。現在、中央政府の GESI 政策に基づき、プロジェクト支援によってモラン郡とシャンジャ郡の両郡においては、女性や社会的排除グループのメンバーも含めた GESI 実施委員会、GeMSIP 統合計画委員会が立ち上げられた。またプロジェクト支援によって実施された研修等の支援によって、本委員会メンバーの活動意欲は非常に高まってきている。これまでに、プロジェクト支援活動に啓発されて、シャンジャ郡では DDC 予算を活用して、独自の GESI 研修や統計研修が実施されてきている。また、GESI-IC の活動予算の配分を DDC に対して働きかけるなどの動きも発現している。さらに、SDO が主導となって、他の 15 の VDC に対しても本プロジェクトが支援した形態での VDC-IPC の設置を行っている。またモラン郡においても、女性・子ども事務所と連携して、地域の政党代表や行政官に対して GESI 研修やワークショップを開催すると同時に、本プロジェクトプロセスを主流の DDC の計画立案プロセスに適用していこうとしている。

しかしながら、限られた調査期間ではあったが、両郡の GESI-IC メンバーはまだ十分に GESI 政策の内容を理解しておらず、さらに郡における GESI 課題の分析・把握なども体系的に実施できていないという印象を受けた。今後、SDO や DDC の計画担当官、ジェンダーフォーカルポイントや WCO スタッフなどを中核メンバーとして位置づけつつ、郡レベルの GESI 実施委員会の GESI 分析能力向上に向けた技術支援を行い、委員会の中核メンバーが実際に村の VDC-IPC メンバーに対して GESI 課題分析ワークショップを実施するための技術的支援を行っていくことや、郡における GESI 課題に係る情報の取りまとめ、さらに DDC における GESI 観点からの事業・予算審査機能の構築・能力向上に向けた支援などを強化していくことが重要であると思われる。支援の際は、シャンジャ・モラン郡両郡のメンバーが相互訪問して各パイロット事業のレビュー・評価活動を実施 (スタディツアー) することや、パイロットプロジェクトの実施プロセスで得られた知見・教訓をお互いに共有するなどの活動の支援 (知見・経験の共有のワークショップの実施など) を行うことも有益であると思われる。

5) 女性・子ども・社会福祉省女性局 (DWC) 及び女性・子ども事務所 (WCO) の能力強化

郡・村レベルにおける活動の実施にあたっては、郡の開発プロセスにおいてジェンダー主流化業務を担う、女性・子ども・社会福祉省の「女性・子ども局」(DWC) とその配下である「女性・子ども事務所」(WCO) の役割は重要となる。郡女性・子ども事務所長は GESI-IC の副議長を務めることとなっており、女性・子ども事務所は地域開発へのジェンダー主流化業務を担っている。現在、女性・子ども・社会福祉省は、郡女性・子ども事務所を実施主体としつつ、地方開発過程のジェンダー主流化とともに、国家プログラムのひとつである「女性のエンパワーメントプログラム」の実施を全国の 75 郡において展開している⁵⁰。本プログラムは、コミュニティにおいて女性の組織化を支援しつつ、マイクロク

⁵⁰ 現在までに 3,448 の VDC で実施。

レジット（マイクロファイナンス）や収入向上に向けた活動への助言や協同組合結成・活動に向けた各種支援活動を行うものである。

シャンジャ郡においては、現在所長と4名のフィールドワーカー、モラン郡においては、所長は不在であるものの、2名の所長補佐（アドバイザー）と6名のフィールドワーカーが頻繁にモニタリングや指導にコミュニティに出向いてモニタリングや助言活動を実施している。彼女たちが自らの中に内在化させてきている地域の貧困女性や女性のエンパワーメントに向けた情報・知見は、本プロジェクトにとっても貴重な知見となる。一方で、WCOも自らの知見や経験を戦略的に郡や村レベルの開発に生かしていくための情報整理・発信能力が十分ではないように見受けられた。今後、プロジェクト活動の実施の過程においては、彼女たちの知見を最大限に引き出しつつ、WCOがジェンダー主流化に向けてそのリーダーシップを発揮してDDCの場に適切にその知見や経験をフィードバックできるように、その研修実施能力やアドボカシー能力の向上を含め、その能力強化を図っていくことは、効果的なプロジェクト目標の達成と持続可能性に向けて非常に重要であると思われる。

(4) おわりに

第1サイクルのパイロット事業においては、女性や社会的に排除されたグループの計画策定プロセスへの「参加」を促進した取り組みは非常に大きな第一歩であった。地域の会合に女性の参画を促進することは、参加した女性たちの自己肯定力を高めるのみならず、男性側にも女性を地域の一員として印象づける好機となり、意識の変容に寄与している。しかしながら、さまざまな権力構造下で、差別や格差が埋め込まれた地域社会においては、単に「身体的な参加」を確保し、中立的に「機会の平等」を提供するといった画一的な手法ではジェンダー平等に向けた真の効果を上げることはできないことは、既にあらゆる地域における支援現場で実証されている。

既に力がある者が力のない者を支配する差別構造が埋め込まれている社会において、脆弱な立場に置かれている人々の真の参画を確保しつつ、女性や社会的に排除されているグループに届く行政サービスを実施していくためには、その裨益が確実に女性や社会的に排除されたグループに届くことを見据え、積極的な差別是正措置をとっていくことと同時に、彼女たちをとりまく社会文化的環境を視野に入れてジェンダー平等と社会的包摂という戦略的関心と最終目的を具体的に意識した行為でなければ達成できない。

ネパールにおいては、「女性の参加」も含めた概念に基づく「参加型コミュニティ開発」は1990年代より頻繁に実施されてきているが、カースト間、民族間、地域間、男女間の格差が根深く横たわる地域社会において、参加の確保だけでは格差の是正には至らないという事態が続いており、その構造的な格差・不利益の構造の撤廃には、女性の能力強化やそのための環境・機会の整備をも図っていく必要があることは各所で説かれてきている⁵¹。今後は、

⁵¹ 菅野琴(2009)「ネパール女子奨学金制度」国立女性教育会館研究ジャーナル vol 13 Pp112-122、田中・大沢・伊藤(2002)「開発とジェンダー エンパワーメントの国際協力」国際協力出版会、ほか OECD/DAC 資料。また、今回の中間評価調査に同行した女性・子ども・社会福祉省女性局の職員は、調査中、VDC-IPCのメンバーとして選定されたダリット女性が同じダリットたちとの住民集会の場では活発に発言していたものの、村の全体会合の場では所在なげに声が上げられない様子であったことに気づき、こうした女性たちが実際に声を上げていくことができるように差別意識や権力構造を改革すると同時に女性たちのエンパワーメントを図っていくことが重要であると調査団に指摘した。また、モラン郡の SDO からも、地域の最貧困女性や社会的に最も排除されたグループは、実際に会合の場に参加しても声を出せないことが多く、また最貧困層は会合に参加する余裕さえないことが指摘され、彼らの声やニーズの反映に向けては、開発に参加することに対する彼らのインセンティブを高めつつ、彼らの能力強化やエンパワーメントを図る活動を同時に実施していくことの必要性が挙げられた。

こうした住民（貧困女性や社会的に排除されているグループ）のエンパワーメント・能力強化を図る事業の計画立案と実施に向けた支援を積極的に行っていくことも重要だろう。

ネパールの農村貧困地域においては、ある意味ですべてが「必要な事業」であることは間違いない。しかしながら、本プロジェクトは、ジェンダーと社会的包摂の視点に立った地方行政サービス力の強化が目的であり、こうした視点に立った事業の立案・実施ができるための行政能力の向上を支援するものである。今後のプロジェクト活動においては、その社会の力関係や権力構造を把握し見極めたうえで、明確に GESI の視点に立つこと、社会におけるマイノリティに寄り添ってその権利を明確に保障すると同時に、マジョリティ（＝大多数の人々・権力者・行政官）に根付いた差別意識や差別的行動の変革を行う視点をもちつつ、現場のペースに合わせて地道な働きかけと支援を行うことが重要となるだろう⁵²。

地域における貧困女性や社会的に排除されたグループの声が真に計画や事業実施に反映される（「参画」が確保される）効果的な行政サービス実施体制の構築と活性化に向けて、GESI の視点に明確に立った今後のプロジェクト活動の実施と推進が求められる。

5-3 社会的包摂（田中団員）

GeMSIP では、2011 年 9 月現在、パイロットプロジェクトの第 1 サイクルが終了したばかりであり、GeMSIP 全体としての社会的包摂のプロセス、成果、インパクト、アプローチの持続性などを総合的に評価するには時期尚早である。また、社会的包摂への取り組みに関する基本的なデータや情報が GeMSIP 内で十分に分析されていないため、現時点で適切な評価をすることは難しい。なお、GeMSIP におけるこれまでの事業のレビューと今後の進め方に関しては、5 項目評価及び提言として、中間レビューの協議議事録（Minutes of Meetings : M/M）文書の中に詳細に記述してあるので、そちらを参考にしていきたい。今後、GeMSIP において、社会的包摂（及びジェンダー主流化）の観点から、基本的データを収集・分析し、パイロットプロジェクトの成果を評価する必要があると考えられるが、本節では、社会的包摂についての基本的な考え方を参考までにまとめ、GeMSIP における今後の方向性を概観することにとどめた。

(1) 社会的包摂とは何かー西欧諸国と日本を中心として

社会的包摂（social inclusion）という概念は、民主主義の基本である法の下での平等、機会の均等、市民権の保障（権利と義務）、市民的・社会的サービスを受ける権利などに基づく概念である⁵³。特に近年では、フランスをはじめとして欧州連合（European Union : EU）諸国の近代福祉国家の再編戦略として採用されるようになった政策概念である⁵⁴。戦後の近代福祉国家における社会保障政策は、主に「福祉よりも雇用」とする自由主義レジーム（米国な

⁵² 現実のネパールの行政や地域においては、高層カースト・男性がその大半を占めるのが実態となっており、こうした社会集団の無意識な差別意識や差別構造も GESI を妨げる障害ともなっている。今後、住民同士がともに同じテーブルでじっくりと話し合うこと、少数派の意見にきちんと耳を傾けるべきであると働きかけるのが重要であると同時に、単純多数の賛成という純粋な民主主義の理念に従うだけでは望ましくない結果がもたらされる危険性がある場合、多文化国家において採用されているように、特定の社会集団へのエンパワーメントの試みなど積極的差別是正措置を図っていくことも不可欠だろう。また、支援にあたっては「当事者」の主体性を尊重することが大事な視点であるが、地域開発においては、いかに弱者である「当事者」の主体性に主眼を置いて支援していくことができるかが重要な視点であり、そのためには現地の当事者の運動体（組織）とも連帯しながら支援していくことも重要となるだろう。

⁵³ 統合の原理は、文化的吸収を意味する「同化」とは区別される。排除の反対が同化ではない。〔日本ソーシャルインクルージョン推進会議編 2007 : 59、65〕

⁵⁴ 「社会的排除」概念を 1974 年に初めて用いたのは、フランスのルノワールであるが、周辺的な現象にとらえられていた。その後、1970 年代に脱工業化が進み、産業構造変化による男性非熟練労働者の失業が増加したために、社会保険による貧困対策を行う福祉国家モデルの再構築が求められるようになった。〔日本ソーシャルインクルージョン推進会議編 2007 : 187-188〕

ど)、「福祉も雇用も」とする社会民主主義レジーム(スウェーデンなど)、「雇用を通じての福祉」とする保守主義レジーム(ドイツ、フランス、日本など)に大別できる[エスピン-アンデルセン 2000]。しかし、グローバル化に伴う国家の機能低下や国境を越えた人の移動、労働条件の緩和による非正規雇用の増大、脱工業化に伴う失業、財政負担の増大などの影響により、どの政策も機能不全に陥っている[高橋 2010]。そのような状況を解決する手段のひとつとして「社会的包摂」という新しい政策概念が登場した。

第一に、自由主義的アプローチを採る米国においては、福祉より雇用が優先されてきたが、財政赤字、高い失業率などにより、貧富の格差が縮小せず、必ずしも福祉の実現には至っていない。特に、米国では歴史的にアフリカ系米国人が、市民参政権、教育や行政サービスなどから排除されてきたことが、政治的・社会的な争点となり、最近まで福祉政策より人種差別が社会的包摂の中心的課題だったといえる[Rai 2009: 12]。したがって、人種などの属性の方が、個人の人権より比重が高くなる傾向がある。同国では、このような人種差別のほかにも、第2次世界大戦中の日系移民、近年のメキシコをはじめとする中南米などからの不法移民、9.11の同時多発テロ以降のイスラム系住民などに対する社会的排除が歴史のなかで再生産されている。

第二に、社会民主主義的アプローチを採ってきたスウェーデンのような北欧諸国においては、普遍主義の立場に立って高水準の社会福祉政策を採用してきたが、財政確保のために税や保険料を負担する雇用者を男性に限らず女性も含めて積極的に増やそうとしてきた。しかし、低賃金が認められないために、民間レベルでのサービス供給はコスト高になり、その結果、サービス雇用の拡大が公共部門で行われたために財政を圧迫するようになっている。

第三に、社会的包摂をEU域内で最初に提唱したのは、保守主義的アプローチを採ってきたフランスである⁵⁵。フランスでは、特に若年労働者の雇用をめぐる、失業対策に関する国家による社会保障の議論のなかで、社会的包摂を政策概念として議論するようになった。フランスは、長年「フランス型社会モデル」という、「大きな国家」による福祉政策を採用してきたが、若年層の失業率が高くなり、財政的にも従来型の福祉政策を支えることが困難になり、特に若年労働者の「排除」が問題となっている。さらに近年、EU域外からの移民や移住者の社会的排除の問題が大きくなり、経済的排除のみならず、文化的排除(モスク建設や、イスラム女性のベール)なども問題となっている。したがって、「移民統合政策」のように、地域の社会開発政策のなかに移民の包摂や統合(integration)をめぐる諸課題を包括的に取り扱っていくとする社会的包摂政策も出てきた⁵⁶。ちなみにEU27カ国には、女性移住者が約1,500万人いる。そのうちEU域外出身者が約6割以上を占めており、雇用、居住権、言語、技能、市民参加、暴力などの面における排除が問題となっている。しかし、フランスでは、「国民の一体性」を重視しており、公的な場での個人の「相違」を認めず、民族(ethnicity)などの属性より普遍的な個人としての機会の均等や市民権を重視するため(普遍的民主主義、共和国モデル)、民族ごとのクォータ制度や文化特定の要求などは採用され

⁵⁵ フランスでは、フランス革命を経て国王主権から国民主権となり、国家=国王ではなくなった。フランス革命以前、人々は単に臣民であり、国家から排除されていたといえる。しかしフランス革命後、市民としての権利を付与されたのは一部の階級の男性であり、多くは政治に参加する権利から排除されていた。その後も、欧州では「国家の安全保障」という考え方の下に、国家間の戦争が続き、国家の名の下に国民が犠牲になり、「人間の安全保障」は阻害されてきた。国民国家(nation state)が誕生し、福祉国家という概念が形成されるようになったが、福祉国家は、国民が必要とする保護と安全を保障する国家であり、そのために国民に行政サービスを提供する国家であるが、国民の福祉をどのように保障するかについては一様ではない。

⁵⁶ 伊藤 [2000: 2]

にくい状況である。

これらの状況を踏まえ、EU においては、社会的包摂とは、貧困や差別のために社会参加ができず、雇用、収入、教育機会が得られなくなったことや、家族や地域社会、企業における従業員の家族意識といった、互いを支え合う基盤が崩壊してしまったことに対して、人々を孤立させずにもう一度社会のなかに包摂しようという政策理念であるとしている。近年特に、若年失業者、低所得者、外国人、ホームレス、薬物中毒者などを社会から排除しようという動きが顕著となり、そのために社会不安が増大してきた。そのような事態が続けば国家の崩壊にまで行き着くという危機感から包摂理念が重視されている。特に、人々が社会とつながり（連帯）をもって生きていくために必要なのは、仕事をもつことであり、排除されやすい人々ほど仕事が見つからないという悪循環に陥りがちであると考えられている⁵⁷。2001年にはEUにおける貧困と社会的排除に関する18の共通指標も設定され⁵⁸、さらに2010年までに社会からの排除をなくすためのさまざまな行動計画をEU各国で策定することとした。

このような背景には、労働しないから貧困であり、能力がないから貧困であるとする新自由主義的な考え方ではなく、能力があっても企業の倒産などにより解雇されるのは本人の問題ではなく企業や経済の仕組みなどの構造的問題であるとする考え方がある。したがって、社会から排除された人々をもう一度統合し、そのためには失業している人々を訓練して働けるようにするのが国家の役割であるとする。さらに、従来の社会福祉政策は、福祉、雇用、教育などの分野で特定の施策を縦割りの的に採用してきたが、社会的包摂の視点に立つことにより、総合的社会政策の必要性が認識されるようになった。しかし、排除の原因だとしている構造的問題そのものを抜本的に解決していく施策を提示していくことは現実には難しいため、具体的な施策としては個人レベルの雇用対策や教育、福祉対策などになりがちであるという限界がある。

さらに、能力についての考え方は、アマルティア・センの潜在能力に関する議論にも負うところがある。「所得、基本財、資源などを、何かをしたり、何かになったり、人が欲するような生活を営む自由へと変換する能力（潜在能力）」は人によって多様であり、潜在能力を上げることは貧困解消につながる、とセンは主張している [セン 2010 : 194]。つまり、失業者でもホームレスでも障がい者でも、社会的に排除された人々には異なる潜在能力があり、潜在能力を上げることに資源を使えば、貧困は解消できる。ただし、センによれば、貧困とは低所得や、特定の財から成る「基本ニーズ」の欠如ではなく、基本的「機能」の達成や、それに対応した「潜在能力」の欠如のことであり、「貧困とは受入れ可能な最低限の水準に達するのに必要な基本的な潜在能力が欠如した状態」としている [セン 2010 : 172]。

なお、「包摂」は「排除」の対比概念として扱われ、ある領域内（例えば労働市場）に迎え入れるのか、はね付けるのかという二者択一的になりがちである。したがって、異なるものをひとつの統一体へまとめていく、融合統一していくという意味合いが強い「統合（integration）」という用語を使用した方がよいという意見もある。しかし、社会的統合という概念もある意味ではトップダウン的であり、移民のみならず受入れ社会の両方が責任をもつというニュアンスにはならないということで、むしろ人々がともに支え合い包摂していく

⁵⁷ ただし、この考え方に沿うと、だれもが働かなければならず、働かない自由はなくなる。イタリアでは、1991年に障がい者などのための仕事づくりに取り組む団体を支援する法律ができ、その動きはドイツ、英国、ギリシャ、フィンランドなどに広がった。（出典：ウェブ 2011年10月12日：<http://dic.yahoo.co.jp/newword?ref=1&index=2007000440&category=2>、）

⁵⁸ Bhalla [2004]

という過程を強調するためには、社会的包括、包括ケア、社会的結束（cohesion）という用語を使用すべきだという意見もある。包摂や統合には、制度的側面（ハード面）のみならず、文化や歴史の理解、尊重などの認識的側面（ソフト面）への対応も不可欠であるという認識では一致している。したがって、「包摂」という用語を使用する場合、どのように定義していくかを明確にしていく必要がある。

日本の場合は、福祉レベルが低いものの、企業中心の「雇用による福祉」政策が採られてきた。しかし、生活保護対象が2005年以降100万世帯以上になり、経済格差より、貧困そのもの（ワーキングプアなど）を問題にすべきだという議論が強まった。さらに最近では、基本的人権と社会福祉、労働、教育、国籍・市民権、同和問題などに関連した政策のなかで社会的包摂が議論されるようになり、生活困窮者、ホームレス、障がい者、ひきこもり、非正規雇用者、一人親家庭（特に母子家庭）、シングルマザー、子ども、高齢者、自殺者、在日外国人、中国帰国者、多重債務者、犯罪者、DV被害者などが社会的排除者として挙げられている。

2000年12月に厚生省（当時）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」では、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることを提言している。2011年1月には、首相官邸の主導により「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが任命された。その後、3月の東日本大震災の発生により、震災の被害が引き起こす影響により、全国的に社会的排除のリスクが高まり、リスクの連鎖による排除の拡大が懸念されたため、同チームは、「社会的包摂を進めるための基本的考え方」（5月31日）をまとめると同時に、「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」（8月10日）を提出した⁵⁹。今後、更にグローバル化に伴う社会構造変化が急激に進むなかで、排除の複合的連鎖を断ち切り、だれも排除しない社会の構築を進めていくことが必要であるとしている。

2004年から研究会を開始してきた「日本ソーシャルインクルージョン研究会」では、社会的包摂を「動的な」であり、「プロセス」概念としてとらえており、人々の「つながり」を再構築するために重要な役割を果たす概念であるとしている。同会議によると、社会的包摂は経済的尺度（貧困や所得）による一次元的な概念ではなく、つながりやコミュニティとの関係などを含む多面的な概念であり、かつ排除されているかいないかというような静的な概念ではなく、排除・包摂される過程、動きの理念と方向性を指す動的な概念だとしている。包摂政策が意図に反して排除を生んだり、固定化されたり、多様性を軽視することがないようにすることが必要である。さらに排除された者の「ソーシャル・エンパワーメント」を促進すると同時に、排除している側や社会的有力者との協働・連帯も不可欠であるとしている⁶⁰。

さらに近年、国際開発論においても社会的包摂は、民主化支援、ガバナンス、参加型開発、社会保護・保障、ジェンダー、難民問題（再定住や再統合）や、グローバル化に伴う国際労働移動や人身取引（被害者の社会復帰や再統合）などの政治・社会的課題のみならず、多様な開発資源に関連しても議論されるようになってきている。特に、途上国では、1980年代の構造調整政策の下で、国家による資源管理から住民による資源管理へと政策が移行するなかで、資源とは何か、資源はだれにどのように分配されるのか、だれがどのような条件

⁵⁹ ウェブ 2011年10月12日：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/housetusyakai/kettei/20110810teigen.pdf>

⁶⁰ [日本ソーシャルインクルージョン推進会議編 2007：166、168-173]

の下で資源へのアクセスと管理から排除され、あるいは包摂されるのかという議論が行われるようになった。例えば、共有林や水利権などの共有資源管理をめぐる議論では、公正性を論じる際に排除と包摂の基準を明確にする必要がある。さらに、資源そのものではなく、資源の「可能性の束」の層に着目して分配 (distribution) と配分 (allocation) を論じることが、公正の問題の本質に迫る有効な方法であり、そもそも分配の初期条件の検証なしには公正な分配と配分はあり得ないという議論もある [佐藤 2008]。初期条件には既存の権力の非対称性が内包されているため、初期条件に基づく分配の法則や構造への働きかけをしない限り、公正な配分をすることは難しいという指摘がされている。

(2) ネパールにおける社会的包摂の考え方

ネパールでは、中央集権的なパンチャヤット制度に基づく封建的国家から民主的国家への移行が 1990 年に始まったばかりである。前述のような西欧諸国や日本における近代福祉国家論における社会的包摂の議論とは異なり、近代的民主主義国家 (nation state) に関連する議論のなかで、社会的包摂が政策概念として採用されている。つまり、固有の歴史的、社会的背景の下で、カースト、民族 (エスニシティ)、地政的条件、ジェンダー等に基づくさまざまな差別や排除の制度的及び認識的側面をどのように変革あるいは統合していくことにより、近代的民主主義国家への移行が可能になるのかということが模索されている。ただし、幾つかの側面で共通するアプローチもあるため、EU や日本での取り組みが参考になる部分もあると思われる。

ネパールでは、中間山地に居住し、ヒンドゥー教徒でネパール語を母語とするブラーマン・チェトリに政治的・社会的権力が集中してきたため、ブラーマン・チェトリを中心とする国家アイデンティティーに基づき「ゆるやかな」統合が行われてきた。しかし、1996 年以来、ネパール共産党 (マオイスト) の台頭に伴う人民革命と人民運動 (People's Movement) が全国的に展開され、内戦状態が約 10 年間続いた。2006 年に包括的和平合意が結ばれ、原則的には非宗教的国家 (Secular State) へと移行した。それ以降、社会的包摂が政策理念として採用されるようになった。

ネパールでは、出自 (ジャート、カースト) に基づく何世紀にもわたる差別と排除が、国内紛争を引き起こした大きな要因だと考えられており、包摂的民主主義 (inclusive democracy) を進めることが不可欠であると考えられている。したがって、2007 年の暫定憲法 (Interim Constitution) は、カーストのみならず、エスニシティ (民族)、言語、障害の有無、宗教、ジェンダーなどによる差別や排除も禁止することを規定した。これは、物質的権利 (財産権、所有権など) のみならず、あらゆるレベルでの市民参政権、政策過程への参画、教育・医療、生活インフラ (安全な水やエネルギー、交通手段など) へのアクセス、並びに「人間としての尊厳」を保障しようとしたものである⁶¹。暫定憲法は、カースト、出自、地域、職業などによる差別を禁止し、公共の場における差別には罰則を与えるとしている。しかし、ダリッ

⁶¹ ネパールにおける出自 (ジャート) による差別の歴史は古く、14 世紀ころにインド・アーリヤ系の人々がネパールの西方から東方に移動してきたときに連れてきた下級労働者への差別に基づくとする説もある。ジャートによる身分制度を成文化したものとしては、1854 年にジャンガ・バハドゥール・ラナが制定したムルキ・アインという法律がある。これは、ヒンドゥー教に基づき、4 つの身分階層制度を設定したのもので、①最上位は聖紐を付けたブラーマン (僧侶階層)、②チェトリ (軍人階層)、③マトワリ (ネワール、及びマガール、グルンなどの飲酒する民族)、④水を受け取ったり触ってはいけない階層 (ムスリムなど)、④被差別民 (カミ、ダマイ、サルキなどであるが、最近ではダリットと総称されている)、である。特に、ダリットは不浄なものとされている。行動規範としてカースト間における共食飲、通婚などの禁止が明記されている。このような身分制度は、近代化過程のなかで、さまざまな法律や規定の中で更に固定化され再生産されてきた [Rai 2009 : 12-13, Bhattachan 2009 : 2-3]。

トなど⁶²の具体的な権利については十分に明記することを避けているという批判もある [Bhattachan 2009 : 2] 。

同憲法では、さらに第 13 条及び 20 条で平等の権利として、女性への保護とエンパワーメントを促進する特別の措置をとること、及びリプロダクティブ・ヘルスの促進、暴力の禁止、性別による相続権の禁止など明記している。第 21 条では、社会的正義としての積極的差別是正措置の採用(地方行政における 20%の女性比率、ユーザー委員会における 33%の女性比率、事業計画において女性と社会的に排除されている集団の直接的裨益を優先するなど)を規定している。

その後、2008 年に制憲議会選挙が実施され、王政が廃止され、連邦共和制を採用することが決定した。新憲法の制定により、社会的包摂が更に進展することが期待されているものの、議会 (Constituent Assembly) が十分に機能しておらず、新憲法は 2011 年 9 月現在、まだ制定されていないため、どのような国家の理念や形にするのか未定のままであり、このような状況でどのような社会的包摂を進めるのかを議論することには限界がある。

ネパールには、103 種類の民族 (エスニシティー) 及びカーストによる社会集団が存在するといわれており、特定の集団が大多数を占めるという状況ではない [DFID and World Bank 2006 : 9] 。ネパール政府の統計は、以下の 6 つの社会集団の分類を採用している。つまり、①ブラーマン・チェトリ (山岳のヒンドゥー系、全人口の約 30.89%) 、②アディバシ・ジャナジャティ (ネワール、グルン、マガルなどの山岳民族など、約 36.31%) 、③マデシ (タライ地域の住民、12.3%) 、④ムスリム (4.29%) 、⑤OBC (他の後進カースト、1.16%) 、⑥ダリット (14.99%) 、である⁶³。

このなかでも、②～⑥の社会集団の人々は、これまでカースト、エスニシティー、地理的状况により、政治的・経済的に差別され排除されてきたとして、すべての政治・経済・社会分野での公平な参加を求め、さまざまな権利を主張するようになった⁶⁴。西部タライ地域では経済格差による階級闘争的傾向が強いが、東部タライ地域では、特にリンブやライがエスニシティーを基準にした連邦州の設置を求めており、タライにいるマデシは地理的に中山間地域から差別されてきたとしてタライ全体を含む一つの連邦州を主張している。1990 年以降の民主化政策の失敗から、複数の政党が乱立し、2005 年には、マオイスト⁶⁵をはじめとし、エスニシティーやカースト、地理的状况により形成された固有集団 (Identity Groups) ごとに合計 8 つの政党が結成され、それぞれが独自の権利を主張し、更に人口比などに比例した暫定的差別是正措置や比例代表 (proportional reservation) を要求するという複雑な Identity Politics の様相を深めている [International Crisis Group 2011] 。

ネパールでは、歴史のなかで構築及び再生産されてきた差別や排除の構造が極めて多面的かつ複合的であるために、社会的包摂を推進するための政策やその達成手段も同様に多面的、複合的である。社会的包摂を進める政策には、カースト及びエスニシティー (民族) の視点

⁶² Dalit は、ネパールにおいて、カーストに基づき、不可触 (untouchability) も含めて差別されているカーストを指す。カミ、ダマイ、サルキ、スナールなどである。山岳地域では 5 種類、タライでは 17 種類、合計 22 種類のダリットが存在する [Bhattachan 2009 : 3-4] 。

⁶³ 人口統計は、[Bhattachan 2009 : 5] に基づく。

⁶⁴ ただし、最近では、ブラーマン・チェトリも、社会的弱者支援は自分たちに対する逆差別だとして、抗議行動を起こしている (2011 年 4~5 月)。タライ平野では、ブラーマン・チェトリが、マオイストやマデシ集団に襲撃を受けて、土地を剥奪された事例もあり、既存の権益が侵されることを恐れている。また、チェトリは、ブラーマンとは異なり、ブラーマンよりも政治や行政の面で優遇されていないとも主張している。

⁶⁵ マオイストは、1995 年にはネパール共産党毛沢東主義派 (Communist Party of Nepal-Maoist) と名乗っていたが、2009 年には、統一ネパール共産党毛沢東主義派 (Unified Communist Party of Nepal- Maoist : UCPN) に改称した。

に立った包摂、宗教的視点に立った包摂（特にムスリムの権利を認め、ヒンドゥーを国教としないなど）、言語の視点に立った包摂（人口の52%の母語はネパール語ではないので、多言語政策を採用するなど）、地政学的視点に立った包摂（中間山地に対するタライ平野のマデシの独立する権利など）、ジェンダー視点に立った男女共同参画を求める包摂（ジェンダー主流化政策）、そのほかにも障害の有無や年齢ごとの属性（子ども、高齢者）などがすべて含まれ、複雑に絡み合っている。

(3) ネパール政府による社会的包摂への取り組み

ネパールでは、このような包摂的民主主義（inclusive democracy）をめざす手段として、さまざまな法律や政策、指針、施策の実践のためのガイドラインなどの制度的側面（Formal Institutions）の整備や強化のみならず、社会の価値観、行動規範、関係性などの認識的側面（Informal Institutions）に対する両面の取り組みが必要であるとしてきた [Bennette 2005]。これは、前述の西欧諸国や日本における社会的包摂の考え方と、共通している考え方である。

法律面をみると、ネパールには、依然として民族やカーストに差別的な法律が多数あり、差別が残存している [Bhattachan 2009 : 8]。例えば、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、ジェンダーに関するネパールの137の法律のうち85を是正するよう勧告した [Bennette 2005 : 24]。2011年9月現在、女性・子ども・社会福祉省によると、そのうち65は是正されたということである（特に配偶者間レイプを犯罪としたことは国連ウィメンにより高く評価されている）。しかし、ネパール政府は、権利の侵害があった場合に国際的な個人通報を可能にするためのCEDAWの選択議定書（Optional Protocol）は採択していない。さらに、多くの法案や規定は、その多くが依然として中央政府中心に策定されているため、地方社会での理解が進まず、適用するためには多くの齟齬が生じる。政策を実行に移すための予算のみならず、制度（メカニズム）、実行する人材の能力（キャパシティ）も十分ではない。また、法改正に伴い、多種多様な人々の価値観、行動規範、関係性など（Informal Institutions）を同時に変革していくこともあわせて必要であるが、その手段も十分確立していないのが現状である [Bennette 2005 : 12]。

ネパール政府は、国家経済開発のために暫定3カ年計画（Three Year Interim Plan : 2007/08～2009/10）及び3カ年計画（Three Year Plan : 2010/11～2012/13）を策定し、開発における社会的包摂についての方針を示している。暫定3カ年計画では以下の記述にあるように、包括的開発（inclusive development）を進め、すべての開発制度、セクター、プロセスにおいて、地理的、宗教的、及びジェンダーの包摂を進めることを優先するとした。

“After the People's Movement of 2006 the TYIP set a long-term vision of making a prosperous, modern and just Nepal with the objective of achieving employment and poverty alleviation oriented, broad-based economic growth, promoting good governance, increasing effectiveness in service delivery, increasing investment in physical infrastructure development, emphasizing social development, and carrying out inclusive development and targeted programs. The Plan has given priority to the reconstruction and rehabilitation of physical infrastructures, relief to the conflict affected people, rehabilitation, social integration and adaptation, and inclusion of deprived communities, regions, and gender in all the structures, sectors and processes of development.”

[GoN 2010 : 7]

しかし、上記の暫定3カ年計画では、政治的混迷や国際的財政危機などにより経済開発目標は達成できなかったことが指摘されている。現在進行中の3カ年計画では、社会的排除及び貧困を削減することを通じて、経済開発を進めることが明記されている。このなかでは、雇用創出の重要性が強調されていることが特徴的である。

“To achieve the Millennium Development Goals by 2015, the targets such as to create dignified and gainful employment opportunities, reduce economic inequality, ensure regional balances, improve living standard of the common Nepali by eliminating social exclusion, and reduce poverty level from 25 percent population living below the poverty line to 21 percent through broad-based economic growth. In addition, the main objective of the Plan is to make the general people realize a direct change in their living standards by contributing to reducing poverty and bringing sustained peace through employment centered inclusive and equitable economic growth.” [GoN 2010]

しかし、ネパールにおいては、雇用のみに焦点を当てても、そもそも雇用における差別を生み出している社会文化的要因への取り組みや、公平な行政サービスの提供・アクセスなどがなければ、社会的包摂は進まない。したがって、社会的包摂に関しては、「第10章 平和構築・社会復帰・包摂的開発」の中で「10.3 Inclusion」という独立した節を設けている。ここでは、ネパールにおいては過去からの地域、階級、カースト、その他の社会的差別により公正な社会を創ることができておらず、貧困者のなかでも特に女性が貧困であるとしている。排除されている集団としては、女性、ダリット、先住民エスニックグループ、マデシ、ムスリム、障害のある人々、ヒマラヤやカルナリ地域の消滅しつつある少数民族、経済・社会・文化的に排除されている階級やコミュニティなどを挙げており、これらの集団の権利を確立し、開発の主流に統合されることが必要であるとしている。その達成手段としては、これらの集団の開発資源へのアクセスを保障する政策や制度構築、すべての公的意思決定の場における公平な参画、法律や法規の改正、エンパワーメントを挙げている。さらに具体的には、公的機関での雇用、ガバナンス・開発過程への参画、公的サービス（食糧保障、保健、教育など）へのアクセス、これらの集団の中でも特に周辺化されている集団の経済・社会状況の改善及びエンパワーメントのためのターゲットプログラムの実施、無償中等教育、文化・言語政策の策定、多言語による教育カリキュラム、政府の開発事業における雇用促進などが、包括的に取り組むべき課題として挙げられている。 [GoN 2010 : 169-172]

これらの指針や計画に基づき、地方開発省は、制度的側面（Formal Institutions）の整備・強化のために多様な取り組みを進め、特に地方開発のためのさまざまなガイドラインを策定している。なかでも、地方開発予算では用途指定枠を設け、例えば VDC ブロック基金に関しては、全体の10%を女性に、10%を子どもに、15%を被差別グループ（Excluded Groups）に配分することを規定している。これは、既存の社会的意思決定過程が、何世紀にもわたって、権力のある社会集団により独占されてきたという歴史的な認識と反省に基づき、社会的排除を短期間で是正しようとするものである。

他方で、何世紀にも及び継続されてきた人々の価値観に基づく社会的意思決定過程が急激

に変化することは難しく、カーストやジェンダー、その他の社会的要因による差別が根絶されたわけでもない。したがって、開発を進める際には、社会や人々の価値観、行動規範、関係性などの認識的側面（Informal Institutions）に働きかける措置も併せて必要になる。日常的には、200以上のカーストに基づく差別的規範・慣習が根強く残存しているといわれているうえに〔Bennette 2005 : 26〕、差別をしても実際に罰則を受けることはほとんどない。つい最近、政府の開発事業としてカースト別の共同水栓（ダラ）を設置することを違法とする司法判決を NGO が勝ち取っている。これは差別を固定化するという理由である。しかし、このような判決が出たからといって、ダリットと非ダリットの間の「対立から社会的統合へ」と向かうようなポジティブな道筋が示されたわけではない。

カースト制度は重層的であり、「カースト間の差別や排除」及び「カースト内の差別や排除」の両方が併存している。例えば、ネワールやグルンの中にも独自のカースト制度があり低位カーストがいる。さらに、ダリットには、22グループあり、上位ダリットは下位ダリットを差別・排除している。さらに、地域ごとにマジョリティーとなる社会集団が異なることも状況を更に複雑にしている。アディバシ・ジャナジャティは、被差別グループに区分されており、概して貧困者の割合が高いものの、地域によっては経済的に豊かなことも多く、マジョリティーとなって、同地域の他のマイノリティーグループを差別・排除していることもある（そのようなことは今回モラン郡でも観察された）。また、最高位カーストとされるブラーマンは、特定の東タライ地域では人口的には少数であるため、逆に他の民族に襲撃され被害を受けていることもある。

女性もひとつのカテゴリーではなく、上位カーストの女性による下位カーストの女性への差別・排除があると同時に、すべてのカーストにおいてジェンダーに基づく差別・排除がある。下位カーストの女性は、女性であることとカーストによる差別・排除、更に下位カーストの間での差別・排除に加え、嫁・姑関係や親族関係による差別など、複層的差別や排除を受けている。更に子どもなども同様にひとくくりにはできない。

大きな期待をもって迎えられた 1990 年代の普遍的な民主主義の導入は、ネパールの伝統的な社会制度や価値観の下では機能しなかったということへの批判から、現在、差別や排除を顕在化させ、包括的民主主義を進めるために、エスニシティー（及び地域）に基づく暫定的積極的差別是正措置（Affirmative Action）やクオータ制度を導入する政策が採られている。それらは一定の効果を上げることはできると考えられており⁶⁶、現時点においてそれはネパール政府の選択であるため、そのような手段の成否の帰結をネパールの社会文化的な文脈で検証することが、GeMSIP においても期待されている。このような是正措置により、被差別グループが社会的意思決定過程に参画していくことが可能になり、その方法を体得していく機会と潜在的能力の向上を図ることに大きく貢献すると思われる。他方で、エスニシティーに特化した均質性や同化圧力の高まりは、逆に一種の排除と固定化を生む可能性も含んでいることにも留意すべきである。したがって、機械的・画一的にそれらの是正措置や手段を導入するのではなく、どこに社会的包摂を積極的に進められるような可能性があるのか、機会や資源の配分（distribution）に際しては既存の包摂の非対称的な初期条件にも働きかけ

⁶⁶ 国連ウィメンの報告書でも、暫定的差別是正措置のポジティブな効果が明記されている。例えば、女性国会議員の割合が 30% に達したかこれを超える国 28 カ国のうち、23 カ国ではクオータ制度が導入されていることなどが報告されている。〔UN Women : 2011〕

(佐藤がいうところの資源の「働きかけの対象となる可能性の束」⁶⁷⁾、新しい社会的(集会的)意思決定のルールをどのように作り出していくことが可能なのかなど、という点にも着目して開発事業を進めていくことが求められている。

さらに、前述の日本ソーシャルインクルージョン研究会議による社会的包摂の考え方も、ネパールにおいて社会的包摂を進めていく際に参考になると思われる。つまり、「社会的包摂は動的かつプロセス概念であり、人々の「つながり」を再構築するために重要な役割を果たす概念である。社会的包摂は経済的尺度(貧困や所得)による一次元的な概念ではなく、つながりやコミュニティとの関係などを含む多元的な概念であり、かつ排除されているかいないかというような静的な概念ではなく、排除・包摂される過程、動きの理念と方向性を指す動的な概念である。包摂政策が意図に反して排除を生んだり、固定化されたり、多様性を軽視することがないようにすることが必要である。さらに排除された者の「ソーシャル・エンパワーメント」を促進すると同時に、排除している側や社会的有力者との協働・連帯も不可欠である」という考え方である。

(4) GeMSIP におけるジェンダー平等と社会的包摂 (GESI) への取り組み

このようなネパールの現状において、GeMSIP でめざすのは、ジェンダー平等及び社会的包摂 (GESI) を重視する観点に立った制度的側面 (Formal Institution) における取り組みを進め、法律やガイドライン、予算配分制度などが GESI の視点に立って策定されるようにするために、実証に基づく、実効性のある GESI 手段や GESI モデルを創成し、政府の制度構築に対してインプットしていくことである (特にジェンダー平等及びジェンダー主流化については 5-2 を参照のこと)。同時に、人々の認識的側面 (Informal Institution) にも働きかけ、潜在的能力を引き出したり、価値観や考え方の変革を内面化させ、人々にエンパワーしていくことも GESI 視点の重要な要素である。

GeMSIP で試みられてきた GESI アプローチは、基本的にネパール政府の政策や方針に沿って行われてきたもので、概念的に大きく乖離しているわけではないが、更なる実効性を高めるための精査が必要である。GeMSIP では、対象 2 郡 (シャンジャ、モラン) におけるサブプロジェクトの実施を誘因として、暫定的な差別是正措置として、被差別グループが直接裨益することも含め、GESI 視点に立った地域開発が住民主体で行われるようになることをめざしている。被差別グループが直接裨益することにより、彼・彼女らのエンパワーメントの促進に貢献すると考えられると同時に、すべての開発事業が GESI を進める視点に立って実施されるようになることにより、ネパール政府のめざす包括的民主主義に貢献するものと考えられる。

GeMSIP において制度的側面及び認識的側面の両面から、これまで採用されてきた GESI の促進手段には、以下のようなものがある (ただし、これらがすべてではない)。

1. 中央レベル

① 制度的側面の強化:

- 政策や実施ガイドライン: Local Government Act のフォロー、GESI 視点に立った地方開発ガイドライン、GESI 予算ガイドライン、GESI 統計などへのインプット

⁶⁷ 「資源の層に着目し、その働きかけの媒介となる制度、文化、技術のあり方それ自体に分配的な配慮を組み込むことが、初期条件の形成、つまり可能性の束を分配するときに重要な役割を果たす」 [佐藤: 2008: 23-24]。

- 体制整備・強化：地方開発省 GESI セクション、女性・子ども・社会福祉省 DWC、各省のジェンダーフォーカルポイントの能力・機能強化など
 - ② 認識的側面の強化：中央行政官の GESI 視点に立った能力強化、GESI 関連セミナーなど
2. 地方レベル：GESI 視点に立った開発事業実施体制
- ① 制度的側面の強化：
 - 政策や実施ガイドライン：VDC ブロック基金ガイドラインなどへのインプット、ジェンダー監査ガイドライン、ジェンダー予算ガイドライン、DDC・VDC の年間計画など
 - 体制整備・強化：DDC における GESI-IC の設置・機能強化（審査、計画、モニタリング・評価など）、VDC における VDC-IPC (GeMSIP-IPC) の設置・機能強化（審査、計画、モニタリング・評価など）、Ward Citizen Forum の設置・機能強化、サブプロジェクトの実施（村落住民による Users Groups の組織化を通じた事業実施）、APM との協働など
 - ② 認識的側面の強化：地方行政官・NGO・住民男女の能力強化研修、セミナー、視察旅行、ファシリテーターの能力強化研修など

GESI 視点に立ったアプローチを厳密に定義することは難しいが、特に集合的な意思決定のルール（決定参加者の選択、合意のルール、議事設定・操作なども含む）、女性及び被差別グループの意思決定過程への公平な参画（それを保障するような特別な措置も含む）、多様な開発資源への公平なアクセスと分配などにも注目する必要がある。GeMSIP においては、これまで「参加することが民主的である」「みんなで決めることが民主的だ」と単純に考えられてきた傾向がある。サブプロジェクトを企画・立案、実施する際には、ユーザー・グループあるいはユーザー・グループ委員会による単純多数決（最多投票）という意思決定ルールも採用された。しかし、もしそのようなルールを採用するのであれば、なぜ現時点においてネパールでは、単純多数決の方が、他のさまざまな決定方法（重み付け多数決、選択肢に評点を与えるルール、全会一致、優先順位付連記投票制など）より優れているのかについて考える必要がある。なぜならば、ルールや議事が異なれば、結果も異なるからである。単純多数決には多くの課題があり、他のルールを採用した際に順位が逆転することや、決定参加者が自発的なのか、有力者（ネパールの場合は影響力のあるグループなど）の影響を受けているか・いないかなどにより結果が左右される。どのような意思決定ルールを採用することが公平で、「排除」を避けることができるのか、そもそもの議事設定（選択）をどのように公平に行うのか（議事操作が行われないようにどのようにチェックするのか）なども慎重に検討する必要がある。決定参加者が事前にもっている情報の量や質、事前の行動制限によっても結果が左右されるし、どのような順番で決めるかなどによっても結果が異なる。つまり、だれが決定するのか（特に困難な状況に置かれている女性やダリットなどが排除されていないか）、何を決定するのか（議事選定が公平に行われているのか）、どのように決定するのか（決定行為やルール）という側面をよく検討する必要がある。

つまり、サブプロジェクトの実施を通じて、既存の社会的意思決定過程に、これまで排除されてきた社会集団が参加（包摂）するようになることを単にめざすのではなく、既存の社

会的意思決定過程そのものをとらえ直し、固有の社会・文化的文脈における機会や資源配分のルールを見直し、どのような社会的包摂をめざすのか、社会的包摂のプロセスをどのように創成していくのかということを検証していくことが必要である。そのためには、住民自らが、だれも排除されたり孤立しないようなルールの形成や採用が重要であると認識することが必要であり、そのためのファシリテーションを強化する必要がある。通常、排除されているグループは非常に見えにくいいため、だれがどのように排除されているのかを見抜く力を、住民及びファシリテーター、政府の開発担当者などが習得していかなければならない。さらに、さまざまな排除の状況が混在しているため、それらを解きほぐしていくと同時に、どのように排除されている人々がエンパワーできるのか、その手段が雇用や賃金や仕事なのか、土地所有権なのか、教育や訓練の機会なのか、家族・親族やコミュニティのつながりなのか、有力者と排除されている者の協働関係の構築なのか、さまざまな慣習や伝統的な考え方を変えていくことなのかなど、当事者自身が考え、能動的に働きかけていくことが必要である（もちろん、固有の社会・文化的状況は必ずしも固定的ではなく、変容する可能性を有している）。その前提として、サブプロジェクトの計画時においては、当該地域の社会経済的状況や更に踏み込んだ課題分析が必要となってくる。

(5) 最後に

GeMSIP の支援をもとに、対象 2 郡（シャンジャとモラン）において、GESI 視点に立った政府の制度や体制が整備・強化され、それらが有効に機能するような枠組みは構築できたが、更にそれらが有効に機能していくことをどのように確保していくのが今後の課題である。また、ネパール側が述べているように、GESI 視点に立った取り組みを関係者が個人レベルで十分に内面化していくこと（Internalization）や、対象となる地域共同体における認識の受容（community preparedness）や転換などが十分に行われているのかについては更なるデータ収集が必要である。

GESI 視点に立った取り組みを、実際のサブプロジェクトのなかで実施していくことは難しいが、まずもって詳細な現状把握を実施し、サブプロジェクト事業実施を通じて、GESI を促進しようとしているナショナルスタッフや DDC 関係者、女性開発官（Women Development Officer : WDO）などの GESI についての深い理解とファシリテーション能力の強化を図ることが必要である。特にファシリテーションに関しては、プロポーザルの作成方法などの研修も重要ではあるが、文化的仲介者（cultural mediator）として、異なるエスニックグループや被差別グループ、女性、障がい者などが直面している問題を理解し、仲介できる能力をもつ者を採用するなり、そのような研修をしていくなどの措置を強化する必要がある。

冒頭に述べたように、GeMSIP ではパイロットプロジェクトの第 1 サイクルが終了したばかりであり、社会的包摂への取り組みに関する基本的なデータや情報が GeMSIP 内で十分に分析されていないため、現時点で適切な評価をすることは難しい。したがって、以上のような議論を踏まえ、早急に社会的包摂（及びジェンダー平等）のプロセス、成果、インパクト、アプローチなどを検証し、第 1 サイクルでの取り組みやプロセスを分析する必要があり、第三者による評価調査を早急に実施することが喫緊の課題である。

<参考文献>

- Rai, Tunga Bhadra (2009). Social Exclusion and Inclusion in Nepal; Examples from Dalit, Muslim and Indigenous Communities, Nepal Participatory Action Network (NEPAN), Kathmandu.
- Bhalla, A.S. and Frederick Lapegre (2004). Poverty and Exclusion in a Global World, Hampshire and New York: Palgrave Macmillans (second revised edition).
- Bhattachan, Krishna B. and Tej B. Sunar and Yasso Kanti Bhattachan (Gauchan) (2009). Case-based Discrimination in Nepal, Working Paper Series, Volume III, Number 08, Indian Institute of Dalit Studies (IIDS), New Delhi.
- DFID and World Bank (2006). Unequal Citizens: Gender, Caste and Ethnic Exclusion in Nepal, Executive Summary, Kathmandu.
- Government of Nepal, National Planning Commission (2010). Three Year Plan Approach Paper, Unofficial Translation (Draft), August 2010.
- International Crisis Group (2011). Nepal: Identity Politics and Federalism, Asia Report No.199-13 January 2011, Kathmandu.
- UN Women (2011). Progress of the World's Women 2011-2012 in Pursuit of Justice, New York. (抜粋翻訳：房野桂 (2011)「司法の追及」『女性展望』2011年9月号、pp.12-15)
- 伊藤るり (2000)「90年代フランスにおける移民統合政策とく女性仲介者」—地域のなかで試されるフランス型統合』『ヨーロッパ統合下の西欧諸国の移民と移民政策の調査研究』(平成10-11年度科研費補助金国際学術研究課題番号10041085 研究代表者：富島喬)
- エスピン-アンデルセン、G. (2000)『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房 (岡沢憲英・宮本太郎監訳)
- 佐藤仁編 (2008)『資源を見る眼—現場からの分配論』東信堂
- セン、アマルティア (2010)『不平等の再検討』岩波書店
- 高橋進編著 (2010)『包摂と排除の比較政治学』ミネルヴァ書房
- 日本ソーシャルインクルージョン推進会議編 (2007)『ソーシャルインクルージョン—格差社会の処方箋』中央法規出版

5-4 中央・地方行政 (武田団員)

(1) ネパールの中央・地方行政の現状と課題

ネパールは2008年に制憲議会が設置され、共和制に移行するとともに憲法の制定作業が行われている。しかし、政党間の合意形成が進まず、憲法制定作業の期限を1年半延長したが期限内に憲法草案が作成されるかどうかは不確定な状況である。政党間の政治的な対立により政治が不安定であり、行政も人事や政策の実施においてその影響を受けている。

地方行政制度は1999年の地方自治法により地方分権化が進められたが、マオイストの騒乱や政治不安により2002年に予定されていた第3回目の地方選挙が実施されず、現在に至るまでVDCや市においては選挙で選出された議員がいない状態にある。したがって、VDCや市、そしてDDCにおいては正統な議会が存在しない状態が続いている。そのためDDCやVDC、市は地方行政法で規定されたようには運営されておらず、行政官であるLDOがDDCの運営

を担い、VDCのセクレタリーがVDCの運営を担っている。議会の代替として、全政党制メカニズム（APM）がDDC、VDC、市の意思決定に大きな影響力をもっている。

地方開発省はDDC、VDC、市に対して交付金（条件なし及び条件付き）を配分し、DDC、VDC、市がボトムアップの開発計画プロセスを通じて計画されたプロジェクト（DDC、VDC、市で実施するプロジェクト、住民グループの実施するプロジェクト）に予算を配分している。住民から選出された議会が存在しないことから、計画プロセスへの参加は政党関係者などの有力者に限られていた。VDCへの村落交付金を活用したプロジェクトの形成と審査に関しては、全政党の代表とNGOや女性、ダリット、少数民族、子どもなどの団体からの代表で構成される統合計画委員会（IPC）が担うことになるが、ガイドラインでは33%以上の女性比率という基準が明確に示されていないために女性の比率が低い。

地方開発省はLGCDPの支援を受け、地方開発計画の作成と実施のプロセスに女性やダリットなどの排除されてきたグループの参加を促進するためにGESI政策を2010年に制定し、地方開発プロセスでのジェンダー主流化・社会的包摂の促進を図る政策を推進している。GESI政策ではDDCにGESI実施委員会を設置し、VDCではIPC、ワード市民フォーラム（Ward Citizen Forum：WCF）を設置し、女性や排除されてきたグループの計画プロセスへの参加を促進しようとしている。地方開発省はLGCDPの支援を受けて政策の全国展開を図ろうとしているが、地方における政策の実施はまだ十分には促進されていない。GeMSIPはまさにGESI政策の実施をパイロット2郡で実践し、地方でのGESI政策実施促進のための仕組みとアプローチを確立し、その成果を地方開発省にフィードバックしていくことをめざしている。

(2) プロジェクトのこれまでの成果

プロジェクトではシャンジャ郡、モラン郡でのパイロット事業の実施を通してGESI政策の実践を試みている。対象2郡においてGESI実施委員会の設置を支援し、GESI基礎研修の実施、VDCのIPCの設置、IPCへのGESI基礎研修、ワードのリソースマップ・世帯調査の実施、IPCに対するGESI視点に立った計画立案研修、WCFの設立、ワードでのオリエンテーション、パイロットプロジェクトの説明、プロポーザル作成研修、プロポーザルの審査、サブプロジェクトの実施、モニタリング、という一連のパイロット事業のプロセスをシャンジャ郡、モラン郡それぞれ3VDCで実施した。2009年12月のVDCのオリエンテーションから2011年8月の事業の終了までVDCレベルでのサブプロジェクトの計画策定実施プロセスにおいて、女性や排除されたグループの参加を確保しながら実施された。

シャンジャ郡、モラン郡のパイロットVDCではIPCやWCFには、これまでVDCの開発計画プロセスにかかわっていなかった女性やダリットなどの排除されたグループのメンバーが参加するようになっている。村の組織や開発プロセスにかかわることが初めての女性や排除されたグループのメンバーも多く、会議の場で話をすることや、銀行に行くこと、VDCの事業のことについて知るなど、新しい経験を得るとともに、研修などを通じてGESIに関する理解と彼らの権利に関する自覚が深められつつある。また、VDCレベルでのより幅広い集団の参加を確保したことや、資金管理に関する研修なども実施したことがサブプロジェクト実施の透明性を高めた要因になったと思われる。このように、パイロットプロジェクトの実施を通してこれまで参加していなかった女性や排除されたグループのVDCの開発プロセスへの参加を確保する仕組みがつけられた。

(3) プロジェクト後半の課題

1) パイロット事業の経験の整理と共有

6つのVDCでのパイロット事業の実施を通して、参加した住民を含めDDCのGESI実施委員会、そしてプロジェクトにとって多くの経験と教訓、課題を得る機会を得た。今後はパイロット事業の経験と教訓を整理し、パイロットVDC間、シャンジャ郡とモラン郡及び中央の地方開発省、女性・子ども・社会福祉省と、その経験を共有し、それを基に今後のパイロット事業実施の改善点などを検討する必要がある。パイロット事業のプロセスを見直し、それぞれのプロセスにおいて、どの関係者にどのタイミングでどのような研修を行っていくことが必要かを整理する必要がある。また、サブプロジェクトの形成過程や実施委員会の構成や実施プロセスを検証し、どのようなファシリテーションが必要かを分析することも必要かと思われる。

2) 審査基準におけるGESI視点の明確化

サブプロジェクトの選定基準のひとつである「GESI配慮がなされている」、という点あまり明確でなかった点がパイロット事業の第1サイクルで指摘されている。GESI視点に立ったプロジェクトの定義とGESI視点からみた選定基準をより明確に示し、基準を具体的に示していくことが必要である。プロジェクトをGESI視点から審査するためには、審査の材料が必要となるため、プロポーザルの中にGESI視点に基づいたニーズがどのようなものを記述する独自の項目を設けることや、ユーザーグループのメンバーリストに名前だけでなく、男女、ダリットなどの社会集団をチェックする項目を設ける、などフォーマットを改定することも重要である。

3) DDC主導によるパイロット事業の実施

パイロット事業の実施はプロジェクトがプロジェクトスタッフ並びにプロジェクトが雇用したファシリテーターを中心に直営型のアプローチで実施された。限られた期間において研修教材を開発しながら、一連のプロセスを2郡、3VDCずつを並行して実施していくためには直営で実施したことが効率的であったかもしれない。しかし、GESI政策の実施は地方開発省の重要政策であり、地方ではDDCがその実施促進を担っていかなければならず、そのためにGESI実施委員会も設立されている。プロジェクトの持続可能性を考慮すると、パイロット事業で実施したVDCに対する研修やファシリテーションを今後継続的に担っていく人材と仕組みをDDCに残していくことが重要であり、次のサイクルからDDC主導型で実施していく必要がある。また、パイロット事業の第1サイクルでは政府の計画プロセスと違うスケジュールで実施せざるを得なかったが、次のサイクルでは政府の計画プロセスとスケジュールを一致させることになり、DDCが主体的にかかわることがより重要になる。

(4) 中央・地方行政の側面において留意すべき点

1) DDCの役割

DDCにおいてはLDOのイニシアティブが重要である。GESI政策の実施においては、SDO、Planning Officer、WDOが中心になる。GESI委員会はLDOが委員長、WDOが副委

員長、SDO が事務局長であり GESI 政策実施の直接の担当となり、この 3 名が GESI 政策の実施促進を中心的に担う役割をもっている。また、Planning Officer は計画立案とモニタリングを担当しており、プロジェクトの内容や予算など交付金プロジェクトに関する情報や、GESI 審査やジェンダー予算分析にかかわる情報が集まるところである。Planning Officer は GESI 実施委員会のメンバーでもあり、GESI 政策推進において重要な役割を果たすことができる。また、DDC の情報収集と管理を行う Information and Documentation Section も Disaggregated Data の収集と分析という意味では関連がある。またここでは十分機能していない可能性があるが、データベースとして DPMAS (District Poverty Monitoring Analysis System) を管理しており、郡の情報が蓄積されることになっている。

WCO は郡におけるジェンダー主流化の調整機能を担い、Women Empowerment Program を通じて直接女性のエンパワーメントを支援する事業を行っている。そのなかで、Women Worker が事業のファシリテーション機能を担っている。

これら、DDC や WCO が本来もっている機能、GESI 政策の実施を担っていかなければならない機能をプロジェクトの支援を通じて強化することにより、持続性を確保していくことが必要である。したがって、第 2 サイクル以降のパイロット事業の実施を DDC 並びに WCO を主体にして実施していくことが DDC の能力強化と持続性を確保するうえで重要である。対象 DDC においてもその認識は共有しており、シャンジャ郡では GeMSIP のプロセスを独自に 15 郡に適用して実施していく方針を示し、VDC セクレタリーの研修を行い、既にインクルーシブな IPC の設立を働き掛けている。また、モラン郡においても LDO が GeMSIP のプロセスを DDC に内部化する必要があると強く認識している。

2) VDC セクレタリーの役割

VDC には議会がない状態が続いており、VDC セクレタリーが実質的に村の行政を担っている。しかし、VDC セクレタリーにはアシスタントが 2 名程度いるだけで、村に常駐しているとは限らず、郡都から通っている場合も多い。村での生活が不便という点と、DDC との連絡調整が必要という点で村にいないことが多い。しかし、村の開発計画、交付金を通した事業の実施においては VDC セクレタリーが果たす役割は大きい。モラン郡テタリヤでは VDC セクレタリーが GeMSIP のプロセスを次年度の村の開発計画策定プロセスにも使っていくことを表明しており、APM の政党関係者とも協議を行いながら GeMIP の IPC を VDC の IPC に統合し、よりインクルーシブなものにすることを計画している。このように、VDC セクレタリーは住民グループ、政党関係者と調整を行い、VDC での GESI 政策の実施推進に大きな役割を果たすことができるため、VDC セクレタリーの GESI 政策の理解の促進と能力強化は重要な意味をもつ。

3) APM の影響力

VDC に議会が存在しない状況が続いており、議会を代替する存在として、APM が VDC における意思決定において大きな影響力をもっている。VDC の IPC においても APM の政党代表者がメンバーになることになっており、政党の数が多いと政党代表者が多数を占める場合もある。村落交付金のガイドラインや GESI 政策に IPC の構成は示されているが、明確に女性の割合を 33%以上にするという項目が含まれていないため、ガイドラインに

従ったとしても IPC に占める女性の割合が低くなる。政党代表者はほとんどが男性であり、GeMSIP では IPC に女性の政党代表者の参加を求めた。しかし、政党内の意思決定にかかわる女性は少なく、男性が意思決定を行っている場合が多い。したがって、APM の政党関係者に対する GESI 政策の説明、啓発を行うことが重要である。

4) 中央へのフィードバックと LGCDP との連携

地方開発省は GESI 政策の実施促進を LGCDP の枠組みの中で行っており、GESI 政策の策定やソーシャルムービライザーの配置も LGCDP の支援を受けて実施している。LGCDP は全国を対象に GESI 政策の実施促進を支援しており、GESI 理解促進のためのガイドライン、GESI 実施委員会・IPC・WCF などの GESI 政策実施にかかわる組織制度に関するガイドライン、GESI 予算審査にかかわるガイドラインなど、GESI 政策に関連するガイドラインの作成を行っている。プロジェクトでは GESI 政策や既存のガイドラインなどに基づいて、各種マニュアルを作成し研修を実施してパイロット事業の実施を進めている。したがって、そのプロセスにおいて得たマニュアルやガイドラインの改善点を地方開発省で進めているガイドラインの作成作業にフィードバックし、現場での経験に基づいた実質的なガイドラインの作成に貢献していくことが可能である。

また、プロジェクトで雇用した VDC のファシリテーターの役割や能力向上に関しては、LGCDP のソーシャルムービライザーの役割や研修を参考にし、ソーシャルムービライザーの研修への参加や合同の研修やワークショップ、経験共有の機会を設け、能力向上を図っていくことも必要である。

(5) 提言

1) パイロット事業の経験の整理と分析、経験共有

プロジェクトではパイロット事業をシャンジャ郡とモラン郡の各 3VDC の計 6VDC で実施し、GESI 実施委員会の設置、VDC での IPC と WCF の設置、GESI に関する研修と GESI 視点に基づいたサブプロジェクトの実践を実施した。そのプロセスの実践はプロジェクト関係者だけでなく、プロセスに参加した住民にとっても多くの経験を得る場となった。パイロット事業の一連のプロセスを 1 サイクル実施した経験とその結果を基にして、次のサイクルにおいてどのステップでだれがどのような研修を受けることが必要かなど、必要な研修内容を整理することが重要である。プロジェクトの中で 2 郡での経験をまとめ、郡及び中央の C/P と共有する機会を積極的に設けていくことが望ましい。

さらには、パイロット VDC の間で IPC のメンバーの間での経験共有、ファシリテーター間の経験共有、シャンジャ郡とモラン郡の DDC、GESI 実施委員会の間での経験共有などの機会を設けることも必要である。

2) パイロットプロジェクトの GESI 視点の強化

パイロットプロジェクトの第 1 サイクルではサブプロジェクトの審査基準のひとつとして GESI に配慮されていること、という項目があったが、GESI 配慮あるいは GESI 視点に立ったという点が明確には示されておらず、GESI 視点の弱いサブプロジェクトが実施された場合がみられた。GESI 視点に立ったプロジェクトを明確に定義し、具体的な例を示して

いくことが必要かと思われる。

また、プロジェクトのプロポーザル、進捗報告書で GESI 視点からの課題・ニーズ、プロジェクトでそれに対してどのような成果・インパクトを得ようとしているのかを明確に記述する項目を独立して設けることや、ユーザー委員会のリストにおいて男女、グループ構成が分かるようにするなど、第 1 サイクルの経験を踏まえて、フォーマットの改善を検討する必要がある。

3) パイロット事業におけるファシリテーションの強化

パイロットプロジェクトでは各 VDC で雇用されたファシリテーターがリソースマップや世帯調査、IPC や WCF へのファシリテーション、プロポーザル作成の仕方に対する支援などを行い、重要な役割を果たした。しかし、特に貧困な女性や排除されたグループに対するより丁寧なファシリテーション、問題把握の手助けや組織化、プロジェクト形成、実施の支援までは手が回っていなかった。今後、計画策定プロセスでも声を上げられないより弱い立場にいる女性や排除されたグループなどの問題を把握し、より積極的なファシリテーションを実施していくためには、現在のファシリテーターの能力向上を更に進めるとともに、女性グループ、ダリット、ジャナジャティなどの団体の人材をファシリテーター、リーダーとして育成し、彼らが村のグループを支援していけるようにすることも持続性を確保するうえでも重要かと思われる。シャンジャ郡のジャガトラデビ VDC のワード 6 ではダリット世帯のトイレ設置がサブプロジェクトで実施されたが、ワードの青年グループがプロポーザル作成の支援をするなど、村のグループのリーダーがファシリテーター役を果たしていた。プロジェクトのファシリテーターや LGCDP のソーシャルモービライザーもこのようなファシリテーションを担っていくことになるが、村のグループの中でファシリテーションができるリーダーを育成することが重要である。

また、今後新たにパイロット事業を始める VDC や市においては、ワード単位でグループ構成が異なる場合や経済的な状況が異なる場合、特定のワードや貧困状況下にある特定のグループを対象にファシリテーションを行い、ターゲットプロジェクトを形成し実施することも必要であり、そのためにグループの特定や問題把握、組織化を支援するファシリテーションとそれができるファシリテーターの育成が必要である。

4) パイロット事業と政府の計画策定スケジュールとの統合

パイロット事業の第 1 サイクルは実施時期が政府の計画策定プロセスとずれたため、異なる時期に並行して IPC や WCF を独自に立ち上げ、サブプロジェクトを JICA のブロックグラントを利用して実施した。これにより一連のサイクルを GESI 政策に則して試行することができた。しかし、パイロットプロジェクトを経験した VDC や DDC の C/P はそのプロセスの有効性を認識し、政府の計画策定プロセスとスケジュールを合わせて実施することを要望しており、その方が得られる効果が高い。プロジェクトの IPC と VDC の IPC を統合し、よりインクルーシブな構成にすることや WCF がワードレベルでの優先順位づけにかかわることにより、VDC の計画プロセスにおける GESI 視点の強化がなされることになる。また、プロジェクトでブロックグラントを供与する場合は VDC 交付金や他の資金リソースとの組み合わせ、GESI 視点のより高い事業への支援や、上限の設定の仕方など、

供与の仕方を検討するとともに、IPC の場でプロジェクトを VDC のどの資金リソースで手当てをするのか仕分けの仕方を検討することも必要になると思われる。

5) パイロット事業のアプローチと DDC 主導のパイロット事業実施体制の整備

GESI 政策の実施は DDC が担うべきものであり、政府の開発計画策定プロセスのなかで GESI 視点に基づいた計画策定、事業実施の強化を行っていかなければならない。プロジェクトではパイロット事業を通して GESI 政策実施の一連のプロセスを確立しつつあるが、本来的には DDC がその実施を継続的に行っていくことが求められ、そのための能力向上が必要である。したがって、パイロット事業の実施を DDC が主体的に実施することにより DDC の能力向上の実践の場として活用し、プロジェクトが技術的な支援を行う形で実施することが望ましい。

シャンジャ郡では既に 15VDC に対するインクルーシブな IPC の設置と GeMSIP プロセスの適用を実施中であり、モラン郡では GeMSIP プロセスの内部化を検討している。このような LDO のイニシアティブを基にして、パイロット事業の第 2 サイクルでは、新規パイロット VDC でのパイロット事業を DDC 主体で GESI 実施委員会の枠組みを活用して実施していくことを検討する必要がある。DDC では LDO のリーダーシップの下に SDO、Planning Officer、WDO が中心となる中核チームを設け、GESI 委員会で講師経験をもつ人材、NGO や女性団体、排除されたグループの代表などをリソースパーソンとしてパイロット VDC での研修やオリエンテーション、実施支援、モニタリングを行う体制を形成することが考えられる。

プロジェクトでは DDC の中核となる人材や GESI 実施委員会のメンバーをリソースパーソンとして育成するためのトレーナー研修 (Training of Trainers : TOT) や追加的な研修、より分かりやすい教材を共同で開発するなど、技術的支援、後方支援を行うことが求められる。

一方、GESI 政策実施の環境づくりの一環として、DDC が主体となって VDC セクレタリーや APM の政党関係者に対する GESI に関する働きかけ、研修、GESI 政策の啓発を行っていくことも必要である。

6) 中央へのフィードバックの促進

地方開発省では GESI 政策に関連するガイドラインの作成が行われているが、プロジェクトが対象 2 郡のパイロット事業で GESI 政策の実施を先行して行っている部分もある。したがって、パイロット事業で得た経験は中央でのガイドライン作りに参考となる部分があり、パイロット事業の経験を地方開発省のガイドラインにフィードバックして反映させていくことが必要である。特に、プロポーザルや進捗報告などのモニタリングのフォーマットの中の項目や IPC や WCF の設置の仕方や構成など、プロジェクトの経験を共有し、地方開発省 GESI セクションが準備している GESI 研修、関連組織制度 (VDC IPC、WCF など)、GESI 審査、Gender Responsive Budget などのガイドラインに加えることが必要な事項について提言を行っていくことが重要である。

また、プロジェクト運営委員会やジェンダーフォーカルポイント会議、その他の会議の機会を利用して地方開発省、女性・子ども局、女性・子ども・社会福祉省の C/P とプロジェ

クトに関する情報共有の機会を確保し、パイロット事業の現場での経験を基に中央の政策、ガイドラインへのフィードバックを行っていくことが重要である。特に地方開発省の GESI セクションとは頻繁に定期的な会議をもち、情報共有を進めていくことが望ましい。

7) LGCDP との調整、情報共有の促進

地方開発省の GESI 政策の実施推進は LDCGP の枠組みの中で支援を受けており、プロジェクトの実施において LDCGP との連絡調整、情報共有を更に促進していくことが必要である。プロジェクトのパイロット事業で得た経験は LGCDP と共有することにより、他の地域での普及への効果も高まる。また、対象 2 郡並びに他の郡での LGCDP の経験、ソーシャルモービライザーの役割と研修方法などはプロジェクトの参考にもなる。LGCDP の GESI アドバイザーとの定期的な情報共有、連絡調整を更に強化していくことも必要である。

8) プロジェクトのマネジメント体制

プロジェクトの運営は専門家チームが主体となって実施しているが、業務実施契約で専門家の配置人月が限られていることから、シャトル型の複数回派遣による業務の実施となり、専門家の配置時期も異なる場合も発生する。したがって、プロジェクトの実施においては業務の実施の方向性や進捗状況、パイロット事業の現場で得た知見などについて専門家間で十分な情報共有と連絡調整を行って業務を実施することが必要である。

プロジェクトではカトマンズに 2 名、シャンジャ郡とモラン郡に各 2 名のナショナルオフィサーを配置しているが、いずれも優秀な人材を配置している。ネパールでのプロジェクトの実施はネパール語が話せて現地の事情と GESI の観点からの社会事情をよく理解しているネパール人コンサルタントの存在が非常に重要になる。特に専門家が短期のシャトル型派遣の場合、ネパール人スタッフの果たす役割は大きい。現在のネパール人スタッフはプロジェクトオフィサーという名称で特に専門的な分野を担当する形にはなっていないが、対外的な交渉力を高めるという点では、日本人専門家と同等に近いナショナルエキスパートなどの名称に変更し、社会的包摂やジェンダーなど特定の専門分野をもたせて専門的な部分での業務の割合を増やすことも必要かと思われる。専門家が不在のときでもナショナルエキスパートに事業の実施をより多く任せていくことも必要かと思われる。また、それに伴い、ネパール人スタッフの増員を検討することも必要である。

付 属 資 料

1. 評価グリッド
2. M/M (英文合同中間レビュー報告書を含む)
3. プロジェクト内部レビュー報告書

実績の確認

評価項目	プロジェクトの要約	実績を確認するための指標	必要な情報・データ	情報源	調査方法
実績 (プロジェクト 目標)	【プロジェクト目標】「ジェンダー主流化・社会的包摂(GM/SI)の視点に立った政策・施策が、中央レベルと対象2郡のシャンジャ郡とモラン郡で実施される」の達成度の現況と見込み	1. プロジェクト終了時まで、プロジェクトが行った提言が既存のGM/SI関連の政策と指針に反映された件数と具体例。	・プロジェクトがGM/SI関連の戦略や指針に対して行った提言の内容。提言のうち、実際に反映された内容。	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・ドナー関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
		2. GESI実施委員会が、GESI政策に基づき対象2郡でそれぞれ設立される。	・GESI実施委員会の設立の有無とその経緯。	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
		3. 既存のVDC統合計画委員会が、対象2郡のそれぞれ少なくとも1パイロットVDC/市で、GESI政策に沿った形で改編される。	・VDC統合計画委員会が改編されたパイロットVDCの有無とその経緯。	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
		4. プロジェクト終了時まで、各パイロットVDC/市で女性や排除されてきたグループのエンパワーメントや能力向上を促進するサブプロジェクト予算支出の割合が、サブプロジェクトの全支出額の少なくとも35%に達する。	・サブプロジェクトの予算支出分析。	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
		5. GESIの視点に立ったサブプロジェクトの好事例が、少なくとも各パイロットVDC/市で1例ずつ、プロジェクト終了時までに取りまとめられる。	・GESIの視点に立ったサブプロジェクトの好事例。	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
		6. GESIの視点に立った仕組みが、プロジェクトを参考にして、対象2郡の郡開発委員会とパイロットVDC/市以外のVDCで導入される。 (GESIの視点に立った仕組みとは、GESI関連委員会の設立と強化や、GESIの視点に立ったVDC統合計画委員会の設置、GESIの視点に立った事業の計画立案、実施、モニタリング、評価、審査と監査が含まれる。)	・パイロットVDC/市以外のVDC、郡開発委員会でのGESIの視点に立った仕組みの導入例。	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー

実績 (成果)	7	【成果0】「プロジェクトマネジメントが適切に実施される」の達成度	0.1 事業実施計画書。	・年間事業実施計画書	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	8		0.2 ベースライン調査報告書。	・ベースライン調査報告書	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	9		0.3 PDMの指標が、プロジェクトの最初の6カ月間で設定される。	・PDM	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	10		0.4 ホームページが立ち上げられ、ニュースレターが2年次以降、年3回発行される。	・ホームページ ・ニュースレター	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	11	【成果1】「中央と対象2郡の関係者のGM/SIへの理解と認識の度合いが、研修やセミナー、パイロット事業を通じて高まる」の達成度	1.1 プロジェクト終了時までの、講師養成研修とGM/SI関連研修の受講者数。	・TOT研修、その他GM/SI関連研修受講者数	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	12		1.2 講師養成研修受講者のうち50人が、プロジェクト終了時までに少なくとも1回は講師として研修を実施する。	・TOT研修受講者の研修実施実績	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	13		1.3 中央においてプロジェクト開始から3年間で、最低3種類の研修リソース教材群が作成される。	・開発された研修リソース教材群	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	14		1.4 プロジェクト年間調査による関係者の回答スコアの平均が、年々改善される。	・年間調査(定点調査)結果	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	15	【成果2】「GM/SI審査とGM/SI監査の仕組みと関係者の能力が、対象2郡のパイロット事業を通じて強化される」の達成度	2.1 対象2郡の郡開発委員会によって作成されるGM/SI監査報告書。	・郡開発委員会で実施されたGM/SI監査の報告書	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・パイロットVDC/市関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	16		2.2 パイロットVDC/市の少なくとも各郡1VDCで作成されたGM/SI監査報告書。	・パイロットVDCで実施されたGM/SI監査の報告書	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・パイロットVDC/市関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	17		2.3 パイロットVDC/市の少なくとも各郡1VDCで作成されたGM/SI予算分析報告書。	・パイロットVDCで実施されたサブプロジェクトの予算分析の報告書	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・パイロットVDC/市関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー

	18	【成果3】「GESIの視点に立った開発事業の計画立案の仕組みと関係者の能力が、対象2郡のパイロット事業を通じて強化される」の達成度	3.1 GESIの視点に立ったサブプロジェクトが、対象2郡の20のパイロットVDCと3つのパイロット市(シャンジャ2市、モラン1市)で実施できるようになる。	・パイロットVDC/市で実施されたサブプロジェクト	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・パイロットVDC/市関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・パイロットVDC/市視察
	19	【成果4】「GESIの視点に立った開発事業のモニタリングと評価の仕組みと関係者の能力が、対象2郡のパイロット事業を通じて強化される」の達成度	4.1 対象2郡のGESI実施委員会とVDC統合計画委員会あるいはGeMSIP統合計画委員会がサブプロジェクトをGM/SIの配慮の観点からモニタリングできるようになる。	・郡レベルのモニタリング方法、実施状況	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	20		4.2 対象2郡のGESI実施委員会とVDC統合計画委員会あるいはGeMSIP統合計画委員会がサブプロジェクトをGM/SIの配慮の観点から評価できるようになる。	・パイロットVDC/市のモニタリング方法、実施状況	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・パイロットVDC/市関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・パイロットVDC/市視察
	21	【成果5】「対象2郡で、地方行政機関と女性・子ども事務所がGESIの視点を開発プロセスに組み込むための運用マニュアルが、プロジェクトによって得られた実施プロセス、実践、教訓をベースにして作成される」の達成度	5.1 運用マニュアル。	・運用マニュアルの作成状況	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・パイロットVDC/市関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・パイロットVDC/市視察
	22	【成果6】「運用マニュアルの主要コンポーネントを政府ガイドラインに取り込むための戦略が、地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、女性・子ども局によって作成される」の達成度	6.1 戦略。	・戦略の作成状況	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	23	【成果7】「GeMSIPの経験と教訓が、中央のGM/SI関連委員会で共有される」の達成度	7.1 開催された共有会合とセミナーの数と、GeMSIPに関するプレゼンテーションの数。	・中央で開催された会合、セミナーの数と内容、プレゼンテーションの内容	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
実績 (ネパール側 投入)	24	・C/Pの配置 ・運営経費(手当等も含む) ・プロジェクト専門家執務室、施設等の提供	投入内容を可能な限り金額で示す(R/D記載内容との比較)	・C/P配置表(異動者の確認含む) ・運営経費(手当等も含む) ・提供執務室、施設	・プロジェクト報告書 ・日本人専門家	・報告書のレビュー ・関係者へのインタビュー
実績 (日本側 投入)	25	・専門家の数・専門分野 ・供与資機材(リストと供与額) ・受入研修員の数 ・運営経費等	投入内容を可能な限り金額で示す(R/D記載内容との比較)	・専門家の数・専門分野(人月数) ・供与資機材(リストと供与額) ・受入研修員の数(研修員の所属別に)、人月数 ・運営経費等	・プロジェクト報告書 ・日本人専門家	・報告書のレビュー ・関係者へのインタビュー

実施プロセスの把握

評価項目	評価設問(大項目)	評価設問(小項目)	必要な情報・データ	情報源	調査方法	
プロジェクト運営、活動の進捗状況	1	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト全体の実施状況 運営面、技術面の促進要因と阻害要因 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの運営、技術移転は円滑になされたか 円滑になされてきた要因は何か、なされていないとすれば原因は何か 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトマネジメント体制(内部要因) PDMとの乖離 外部条件の変化、その他プロジェクトをとりまく外部要因 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト報告書 C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のレビュー C/Pと専門家に対する質問票 関係者へのインタビュー
	2	<ul style="list-style-type: none"> 活動の進捗状況 活動の促進要因と阻害要因 活動実施に係る問題点 	<ul style="list-style-type: none"> 各成果の活動は順調に進んでいるか 活動を促進している要因と阻害している要因は何か 十分に実施されていない活動はあるか、あるとしたらその原因は何か 	<ul style="list-style-type: none"> POとの乖離 投入や外部条件の変化 その他の内部的な促進・阻害要因と対処法 活動修正の際のプロセスや文書記録 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト報告書・ミニッツ C/Pと日本人専門家 パイロットVDC/市関係者 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のレビュー 関係者へのインタビュー パイロットVDC/市視察
モニタリングの実施状況	3	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング(プロジェクトの進捗状況の確認)はどのように行われていたか(形態・頻度) 進捗状況確認の結果はどのようにフィードバックされていたか モニタリング方法の改善の余地はあったか 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングツール(記録方法等含む)の有無 モニタリング実施方法、活用・フィードバック方法 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト報告書 C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のレビュー C/Pと専門家に対する質問票 関係者へのインタビュー
	4	<ul style="list-style-type: none"> 外部条件の変化とその対応 	<ul style="list-style-type: none"> 外部条件に関して変化はあったか、変化があった場合、だれがどのように対応したか 外部条件に記載していない外部要因による変化はあったか、変化があった場合、だれがどのように対応したか 	<ul style="list-style-type: none"> 外部条件の変化と対処策 記録の有無、記録方法 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト報告書 C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のレビュー 関係者へのインタビュー
	5	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件の変化とその対応 	<ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクトで前提条件が設定されていないが、前提条件として設定すべき事柄があったか 	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件に関するプロジェクトマネジャー(PM)と総括の意見 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト報告書 ネパール側PM、日本側総括 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のレビュー 関係者へのインタビュー

関係者間のコミュニケーション	6	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションと問題認識の共有状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家とC/Pの間で十分なコミュニケーションが図られていたか ・専門家とC/Pの間で問題に対する認識は共有されていたか ・C/P機関同士で十分なコミュニケーションが図られていたか ・C/P機関同士で問題に対する認識は共有されていたか ・JICAネパール事務所/本部とプロジェクトとの間で十分なコミュニケーションが図られていたか ・JICAネパール事務所/本部やプロジェクトとの間で問題に対する認識は共有されていたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツールの有無 ・各種会議の頻度や記録方法、記録内容 ・JICAネパール事務所、専門家、C/P等の意見、見解 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・JICAネパール事務所/本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
技術(技能)移転の手法	7	<ul style="list-style-type: none"> ・技術(技能)移転の進捗状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・C/Pに伝えるべき技術(技能)の内容は何で、対象はだれか ・移転すべき技術(技能)内容はプロジェクト開始時に比べ変化してきているか ・的確に技術が移転されているか、技術移転の際、どのような工夫がなされているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転すべき技術(技能)の内容と対象者 ・移転すべき技術(技能)の内容の変化の有無 ・技術移転の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
相手国実施機関のオーナーシップ	8	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関と責任監督機関のプロジェクトに対する主体性の醸成状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・MoLD, MoWCSW, DWC, DDC, WDO, GM/SI関連調整委員会、Pilot VDCs/Municipalityのプロジェクトに対する認識の度合い ・MoLD, MoWCSW, DWC, DDC, WDO, GM/SI関連調整委員会、Pilot VDCs/Municipalityのプロジェクトへの参加の度合い ・C/Pの配置の適性度 ・プロジェクト予算の負担状況(開始後の予算額の推移) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議の開催頻度、参加者、協議内容 ・その他、実施機関の主体性の醸成が確認できる事例の有無 ・C/Pの配置人数、職位 ・プロジェクト開始後の予算額の推移 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー

評価5項目による分析

評価項目	評価設問(大項目)	評価設問(小項目)	必要な情報・データ	情報源	調査方法	
妥当性 (プロジェクトの実施の正当性、必要性を問う)	1	プロジェクトの必要性	協力内容(ジェンダー主流化・社会的包摂視点に立った事業サイクルシステムの構築、関係者の行政能力強化、VDC/市でのパイロット事業)はネパールのジェンダー主流化・社会的包摂促進分野のニーズに合致しているか	・地方開発省、女性・子ども・社会福祉省、郡開発委員会、郡女性・子ども事務所のプロジェクトに対する認識、見解	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・パイロットVDC/市関係者 ・ドナー関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	2	プロジェクトの優先度	プロジェクト目標、上位目標はネパールの暫定3か年国家開発計画、その他関連政策との整合性はあるか	・暫定3か年国家開発計画(2007/08～2009/10)、3か年国家開発計画(2010/11-2012/13)	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・上位の国家開発計画とジェンダー主流化・社会的包摂促進政策・戦略	・関連文書のレビュー ・関係者へのインタビュー
	3		プロジェクト目標、上位目標は日本の対ネパール援助政策との整合性はあるか	・対ネパール経済協力方針(2008年) ・対ネパール事業展開計画(2010年)	・外務省ホームページ ・JICAネパール事務所	・関連文書のレビュー
	4	戦略・アプローチの適切性	プロジェクトがとったアプローチ(パイロット事業のアプローチと位置づけ、パイロット郡とVDC/市の選定、VDCとワードレベルの委員会メンバー構成等)は現場のニーズに即したのか。またジェンダー主流化・社会的包摂促進の政策手段として適切だったか。	・関係者のプロジェクトに対する認識、見解	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 ・パイロットVDC/市関係者 ・ドナー関係者	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	5		日本の技術の優位性はあるか	・日本の類似分野での協力実績 ・日本の技術に対する関係者の認識	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
有効性	6	プロジェクト目標の達成	プロジェクト目標が達成される見込みはあるか	・実績表	・実績表	・実績表
	7	成果(アウトプット)の貢献	プロジェクト目標の指標の変化は、プロジェクトのそれぞれの「成果が達成されつつある変化」によって引き起こされた結果といえるか	・成果の指標の実績 ・関係者の意見	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績

有効性 (プロジェクトの実施によりターゲットグループに便益がもたらされているか、プロジェクト目標が達成される見込みはあるか、それは成果の結果によりもたらされているのか)	8	成果(アウトプット)の貢献	プロジェクト目標の達成のために、PDMIには記載されていないが相当量の投入・活動を行い、成果と呼べるようなものがあったか、それはPDMIに成果として記載すべきか	・活動実施計画(Plan of Operation)と活動実績の対応表 ・関係者の意見	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	9	プロジェクト目標に至るまでの外部条件の影響	外部条件「プロジェクトによって養成された人材の95%が、GM/SI 関連の職責で活用される」の影響はあったか	・C/Pの研修受講後の配置に関する状況	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	10		PDMIに記載されていないが、影響を与えた外部要因(促進・阻害要因)があるか	・プロジェクト外部の貢献・阻害要因の特定と根拠	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	11	プロジェクトの有効性に影響を与えた貢献・阻害要因は何か		・プロジェクト内部の貢献・阻害要因の特定と根拠	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
効率性 (投入された資源量に見合った活動が実施されたか、プロジェクトは効率的であるといえるか)	12	成果(アウトプット)の達成	7つの成果(アウトプット)は達成されるか	・実績表	・実績表	・実績表
	13	(成果を達成するうえでの)日本側の投入の質、量、タイミングの観点からの効率性	専門家派遣人数、専門分野、派遣時期は適切だったか	・派遣実績 ・関係者の意見	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	14		供与機材の種類、量、調達・供与時期は適切だったか	・機材実績 ・機材利用状況 ・関係者の意見	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	15		研修員の受入人数、分野、研修内容、研修期間、受入時期は適切だったか	・研修員受入実績 ・関係者の意見	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
16		プロジェクトの予算、日本側のコスト負担は適正規模だったか	・プロジェクトコスト負担実績 ・関係者の意見	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表	

効率性 (投入された資源量に見合った活動が実施されたか、プロジェクトは効率的であるといえるか)	17		カウンターパートの人数、配置、能力は適切だったか	<ul style="list-style-type: none"> ・C/P配置状況 ・関係者の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	18	(活動を行ううえでの)ネパール側の投入の質、量、タイミングの観点からの効率性	土地、建物、施設の規模、質、利便性に問題はなかったか	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・施設の現状 ・機材配置 ・関係者の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	19		プロジェクトの予算、ネパール側のコスト負担は適切規模だったか	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトコスト負担実績 ・関係者の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	20	活動の貢献	成果(アウトプット)を達成するために十分な活動が計画され、タイミングよく実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実施計画(Plan of Operation)と活動実績の対応表 ・関係者の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	21		成果(アウトプット)の達成のために、PDMIには記載されていないが成果に貢献した活動があったか、それはPDMIに活動として記載すべきだったか	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実施計画(Plan of Operation)と活動実績の対応表 ・関係者の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	22		成果(アウトプット)の達成のために、これまで実施していないがPDMIに新たに追加すべき活動はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実施計画(Plan of Operation)と活動実績の対応表 ・関係者の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	23		類似プロジェクトとの比較	類似プロジェクトと比較して総投入コストは妥当か(より効果的にプロジェクトを実施するための代替手段はなかったか)	<ul style="list-style-type: none"> ・総投入コスト ・類似プロジェクトのアウトプットの種類、裨益人口など 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似プロジェクト関連文書
	24	活動から成果に至るまでの外部条件の影響	外部条件「対象2郡の治安状況が大幅に悪化しない」の影響はあったか	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実施計画(Plan of Operation)と活動実績の対応表 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	25		PDMIに記載されていないが影響を与えた外部要因(促進・阻害要因)があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト外部の貢献・阻害要因の特定と根拠 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	26		プロジェクトの効率性に影響を与えた貢献・阻害要因は何か	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト内部の貢献・阻害要因の特定と根拠 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表

インパクト (プロジェクトの実施により長期的・間接的・波及効果を生みだしつつあるか、あるいは見込みがあるか)	27	上位目標達成の見込み	上位目標は、今後プロジェクトの効果として達成される見込みがあるか	・上位目標の指標の実績 ・関係者の意見	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
	28	上位目標に至るまでの外部条件の影響	外部条件「プロジェクトによって開発された『地方行政機関、女性・子ども事務所のための実践的GM/SI 運用マニュアル(仮)』が、必要な改訂とともにネパール政府によって承認される」「プロジェクト終了後、ネパール政府がプロジェクトの成果を広く取り入れる」と、PDMIに記載されていない外部要因が、上位目標の達成に影響を及ぼす可能性があるか	・外部条件の特定と影響度予測	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	29	波及効果	上位目標以外の予期しなかったプラスの効果・影響はあったか	・そのほかのインパクトの特定と影響予測	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	30		予期しなかったマイナスの効果・影響はあったか	・負のインパクトの特定と影響予測	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	31	上位目標の達成に影響を与えている貢献・阻害要因は何か		・プロジェクト内部の貢献・阻害要因の特定と根拠	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー ・実績表
自立発展性 (プロジェクトの効果は協力終了後も持続していく見込みはあるか)	32	政策・制度	プロジェクトの効果を持続あるいは拡大する取り組みが地方開発省あるいは女性・子ども・社会福祉省で担保されているか	・関係者の意見 ・担保されていることを示唆する具体的な事例	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	33	財政	地方開発省と女性・子ども・社会福祉省で予算措置は十分講じられてきたか、今後の予算確保のための対策は十分か	・関係者の意見 ・予算負担の推移	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	34	組織	投入された機材や技術移転を受けた人材、導入された意思決定アプローチや協議方法などは今後も有効に活用されるか	・関係者の意見 ・活用されることを示唆する具体的な事例	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	35	技術	専門家から、あるいは研修を通じてC/Pに移転された技術の定着、強化の仕組みがプロジェクトの協力の内容に含まれているか、地方開発省と女性・子ども・社会福祉省は今後もプロジェクトの成果を活用していくか	・関係者の意見 ・活用されることを示唆する具体的な事例	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー
	36	自立発展性に影響を与えている貢献・阻害要因は何か、また今後自立発展性に影響を与えるであろう貢献・阻害要因は何か		・プロジェクト内部、外部の貢献・阻害要因の特定と根拠	・プロジェクト報告書 ・C/Pと日本人専門家	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票 ・関係者へのインタビュー